

令和3年

決算審査特別委員会会議録

開会 令和3年10月19日

閉会 令和3年10月21日

忠岡町議会

令和3年 決算審査特別委員会会議録（第1日）

令和3年10月19日午前10時、決算審査特別委員会を忠岡町委員会室に招集した。

1. 出席委員は、次のとおりであります。

委員長	河瀬 成利	副委員長	是枝 綾子
委員	小島みゆき	委員	今奈良幸子
委員	勝元由佳子		

1. 欠席委員は、次のとおりであります。

委員	松井 匡仁
----	-------

1. 本委員会に、出席を求めた理事者は、次のとおりであります。

町長	杉原 健士	副町長	井上 智宏
教育長	富本 正昭	町長公室長	立花 武彦
町長公室次長兼企画人権課長		町長公室次長兼総務課長	南 智樹
	明松 隆雄	住民部長	谷野 栄二
健康福祉部長	泉元 喜則	産業まちづくり部長	村田 健次
教育部長	二重 幸生	教育部理事兼学校教育課長	
消防長	森下 孝之		石本 秀樹
消防次長	柏木 忠司		

（各課課長同席）

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	柏原 憲一
主査	酒井 宇紀

(会議の顛末)

委員長 (河瀬成利議員)

皆さん、おはようございます。本日は、ご多忙のところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日出席予定でありました松井議員が急病のため、本日は欠席させていただきます。よろしく申し上げます。

私、過日、委員皆様のご推挙を頂き、当委員会の委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。河瀬でございます。なお、副委員長には是枝綾子議員が選出されております。2人共々よろしくお願い申し上げます。

では、座らせていただきます。

本日は、去る9月9日開会の第3回定例会におきまして、当委員会に付託されました令和2年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定、及び令和2年度忠岡町下水道事業決算認定について、その審査をお願いするものでありますが、審査がスムーズに、また実りの多いものでありますことをお願い申し上げます。

ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

(「午前10時00分」開会)

委員長 (河瀬成利議員)

開会に先立ちまして、杉原町長よりご挨拶をお願い申し上げます。

町長 (杉原健士町長)

委員長。

委員長 (河瀬成利議員)

はい。

町長 (杉原健士町長)

皆さん、おはようございます。委員長さん初め委員の皆様方には、早朝よりご参集いただきまして、誠にありがとうございます。冒頭お話のありましたように、松井委員が急病ということで、一日も早いご回復をお祈りしたいというところでございます。

今日は、何と衆議院議員の公示日ということで、各政党の議員さんも忙しいかと思えますけれども、国の動向とかいろいろなところで心配するところもありますけれども、本町としましても今後は色々なところで府との連携をしながらというようなところもありまして、その中で忠岡町が一番いい方法をとるという最善の方法を皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。

私ごとではございますけれども、早いもので就任以来、1年を経過しようとしております。マニフェストにもうたっておりましたが、役場改革等々いろいろなところ、ただいま職員と日々研さんしているところでございます。まだまだちょっと発表はできないところ

ではございますが、いい方法、最善な方法を職員と副町長を交えながら一生懸命頑張っておりますので、どうぞご期待ください。

そして、この決算がですね、今後皆様方にとって来期予算にも通用するような中の、先ほど委員長もありましたように、実りのある決算でありますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

委員長（河瀬成利議員）

ありがとうございました。

本日の出席委員は5名でございます。委員会は成立いたしております。

お諮りいたします。会議録署名委員は、先例により、委員長の指名としてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬成利議員）

異議ないものと認めますので、私から指名させていただきます。指名委員は、4番・小島みゆき委員、6番・是枝綾子委員を指名させていただきます。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、一般会計から審査を行います。理事者におかれましては、各委員の質疑に対しまして、その趣旨をよく把握した上で、明確かつ簡潔に答弁を行っていただき、会議が円滑に進行できますようお願いいたします。

また、議事の進行及び会議録作成の関係上、皆様には発言に際して、まず委員長に許可を求めてから発言されるとともに、必ずマイクのスイッチを入れていただき、発言後はスイッチを切っていただきますよう、併せてお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、決算書の9ページから35ページまでの一般会計の歳入に入ります。

まず初めに、提出されております令和2年度一般会計決算資料及び今後の財政収支見通しにより、財政課長から歳入の説明も含め、町財政全体の内容と今後の見通しについて説明された後、歳入に係る質疑をお受けいたします。

それでは、財政課長の説明を求めます。

（岩佐財政課長：説明）

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。

なお、質疑については、歳入と、説明のあった財政全体についてでも結構であります。では、質疑をどうぞ。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、どこまで質問していいんですかね。歳入全般。今の説明の範囲内だけですか。

じゃあ、今のところだけだったとしたら、今、説明していただいた中で、この資料の3ページで町税の収入の推移、ありますよね、説明していただいて。この令和2年度が徴収率97.9%と落ちてますでしょう。そのね、これ、徴収率落ちてるということは、徴収できてない部分があるということなんですけど、徴収できてない部分の税目って何になるのか。特定の税目を取り漏れてるのか。例えば町民税を払ってくれへん人が多いというのか、それとも満遍なくいろんな税目にわたって徴収が漏れてるのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですけど。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

今、委員お示しの徴収率の部分なんですけども、こちら令和2年度に関しましては、コロナによる徴収猶予が大きく関わってきております。実際、そちらで徴収猶予は固定資産、法人住民税、町民税とあるんですけど、大きくは固定資産が影響はしております。その部分で、実際令和2年度で猶予して、その年度内に収納はしていただいておりますけども、そのまだ猶予してる部分というのが徴収率には影響しているというところがございます。

委員長（河瀬成利議員）

他にございませんか。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

歳入のほうもよろしいですか。

議会事務局（柏原憲一局長）

歳入と、あと財政全般と。

委員（是枝綾子議員）

よろしいですか。はい、すみません。

そしたら決算書の15ページのところですね。町税のところ、町民税のところ、新型コロナの影響がこの年度は大変出たというところでもありますので、新型コロナの影響についてお聞きしたいと思います。

収入が減ったということで、徴収猶予をされた件数と、あと、その後の徴収についてはどうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

それと、続けてちょっと、新型コロナだけでなく法人税の法人税割の引下げがありましたので、その影響額についてもお教えいただきたいということと、あと固定資産税のとこ

ろの償却資産がですね、これも新型コロナの影響なのか、減っておるということなので、その償却資産についてはどうなっているのかという、ちょっとその3点をまとめてお聞きしたいと思います。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

まず、1点目の徴収猶予の件数でございます。令和2年度総徴収猶予の額は、申請件数で申しますと23件で、合計2,989万2,800円を徴収猶予しております。で、現時点でなんですけども、9月末現在で、そのうちの2,471万8,200円、こちらは収納済みとなっております。収納いただいておりますので、残っている猶予額というのは416万8,900円、このような形になっております。

2点目の法人税率の引下げによる影響の部分でございます。こちらにつきましては、令和元年10月1日以降の開始する事業年度分から、資本金5,000万以上のところは12.1%が8.4%、5,000万以下は9.7%が6%と3.7%引下げされております。こちらにつきましては、令和2年度の決算でこの影響分が出ておりまして、約2,000万円程度、こちらが引下げの影響額と見込まれております。

大体こちらの根拠につきましては、減収分、法人事業税交付金として大体1,501万1,000円、今回、歳入ありました。こちらは法人税割の減収補填分の交付金になりますので、おおむね全額交付税算定され、75%交付されているというところから、約2,000万程度が法人税割の引下げ分の影響かなというところで見込んでおります。

あと、最後、もう1点目の償却資産の減少の部分なんですけども、こちらはコロナの影響というよりかは、1つの法人さん、大きな設備投資の減少がございました。こちらが影響しまして決算額が減少したという結果になっております。

説明は以上となります。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。納税猶予と徴収のことについては、ほぼほぼ収入が済んでいらっやっって、何とか納税していただいているということで、令和2年度はですね、心配なのはちょっと令和3年度ということだと思います。分かりました。

それと、法人税のほうですけれども、コロナの影響というのはちょっとなかなか分かり

づらいかと思いますが、税率の引下げの影響の分が交付金で充てられているけれども、多分留保財源の部分の25%を引いて交付されているということなので、あまりきちっとやはり引下げというよりも、そのまま収入があったほうが忠岡町としてはありがたい部分であるかというふうには、ちょっと今説明を聞きまして思いました。ということで、その分の500万円の差というのはちょっと大変痛いなというところだと思います。分かりました。

それとですね、あとですね、固定資産税のところ、新築のお家がなかなかコロナの影響であまりね、建設がされてどんどん家が売れてるという状況でなかったように思うんですけども、その令和2年度は新築の家屋の動きというのは例年に比べてどうだったでしょうか。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

新築軒数でございますけども、令和2年度は61軒と、軒数的には前年度並みの軒数でございました。ただ、全国的な推移をちょっと調べさせていただいたら、やはり2020年、コロナショックということで激しく落ち込みはあったみたいなんですけども、2020年の8月に大幅に回復は全国的にもしているようです。忠岡もそのような形だったのかなというところで思っております。ただ、何かコロナの影響で輸入木材価格の高騰というのもあるようでして、高騰と連動して、この新築販売の指数というのが低下していつてるというような現状と聞いております。結果としては、前年並みの軒数とはなっておるんですけども、令和3年度以降の軒数の推移につきましても注視してまいりたいと考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

ということと、あとですね、忠岡の地域経済の動向というところで、法人税割ですね、好調な業種というものを一応お教えいただきたいと思えます。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

令和2年度、好調だった業種さんは、自動車・自転車小売業と、木材・木製品製造業、石油製品・石炭製造品製造業、こちらの業種が好調だったというふうに数字で出ております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

例年に比べて違った業種のところが好調であったというふうな感じだというふうに思います。これもやはり新型コロナの影響ということもあったのでしょうか。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

こちらちょっと、例年と違った傾向でしたので、追って確認をさせていただいたんです。結果的には、忠岡の税収に大きく関わるような法人さんが、ちょっと申告によって法人税割が下がったというのが要因の1つでして、課税標準額的には全町的には前年度と比較してさほど下がっておりませんので、町内業者さん、コロナによる業績悪化というものもあるかと思うんですけども、決算額では税収には影響が出なかったというところになるかと思えます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

令和2年度は、その影響というのがそんなに出なかったということのようですけれども、緊急事態宣言は令和2年度は発令されておったのでしょうか。それと、飲食店等、やはり自粛というんですかね、店をちょっと閉めたりとか短縮とかいう影響というものがあったかと思うんですが、その辺りの影響というのは税の関係から見えてくるものはございますでしょうか。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

その辺りに関しましても、忠岡町の税収には数字としては影響がなかったというところの結論でございます、恐らく忠岡町は上位の10社ぐらいの影響というのが非常に大きく関わってくるところもございますので、コロナで影響があった事業所さん、法人さんというのが、そもそも法人税割という部分にはあまり影響のない法人さんたちだったのかなというところで認識しております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。忠岡町の税収は上位の10社か何社かでほぼほぼほとんどを占めていらっしゃるというところがあるので、個人、零細のところというところは、なかなか税のところでは現れてこないというところで、そういったところが今大変になっているというところはあるのではないかとこのふうには思います。分かりました。

続けてよろしいですか。はい、続けてすみません。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。税のほうは以上です。

そしたらですね、地方交付税のところをちょっとお聞きしたいと思います。ページ数で言いますと、ちょっとページの順でいきますと、17ページの地方消費税交付金のところをちょっと先にお聞きしたいと思います。

17ページの地方消費税交付金については、消費税が8%から10%に引き上げられたというところでの交付金が、地方の分で0.5ポイントほどちょっと増額になっているかと思えます。で、その分がこちらの決算の資料のほうの地方消費税交付金を社会保障財源にどれだけ使ったかという資料の8というところですね、添付の資料の資料8という8ページのところの引上げ分の地方消費税交付金、社会保障財源分が充てられた社会保障施策に要する経費という、ここの関連でちょっとお聞きしたいと思います。

前年度に比べて、その社会保障財源の分については7,000万近く増えているかと思えます。で、消費税がその部分が社会保障財源に充てられているということですが、これは一般財源で組まれてたところに、さらにこの財源を充てたということになれば大変充実すると、7,000万円、充実するということになるかと思えますけれども、今回

どのようにその経費に充てられたでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

基本的にはですね、前年までと変わらないというところで、一般財源を充てているところを要は振り替えて充てさせていただいているという形になっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

消費税の増額分は社会保障の充実に充てるという、国のそういう触れ込みでありますけれども、今の答弁でしたら、一般財源で組んでいたものを、この増額分は置き換えたということで、一般財源を引きましたと、これに充てましたということなので、充実にはないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

社会保障制度の部分というのは、いろんなカテゴリーで事業をなされていると思うんですけども、そちらのほう、国のほうでも要は制度改正というのがその都度その都度なされている中で、そこに係る部分というのは基本的には充実ということで要は改正されていると。その中で、町の負担額というのも、その制度改正と比例して伸びていくという形になっておりますので、その部分について充ててるということで、充実させている、社会保障のほうに充てているという考え方としております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

国がそんなに充実していると、目に見えてないんですけども、例えば忠岡町の財源として入ってきているということですので、これは忠岡町がどのように使うのかというふうに

裁量があるはずなんですよね。忠岡町が今まで組んでいた一般財源にプラス7,000万円増えているわけですから、社会保障財源分が。それを7,000万円、社会保障にプラスして乗せれば、かなり充実できるというふうに思うんですが、そうではないというところで、充実しましたと言うけれども、充実感は町民からしたらないです。介護保険料は上がるし、利用はできなくなるし、そして子どもの医療費助成は全然年齢引上げにもなっていないとか、そういった様々な福祉の医療の分についても外されていくというね、制度が改悪されて外されて負担増になっている方と、1万円、2万円というふうな毎月の金額が増えてしまったと、負担金というふうな方も出てきているという中で、充実していますと言われても、充実しているようにはちょっと思えませんので、やはりこれは使い方としては7,000万円増えた分はやはり充実の部分に使うべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今申し上げた部分と別のところで言いますと、令和元年10月に幼児教育無償化等で国策等もなされております。そういった中でも町としましては、給食費の完全無償化という形の一般財源であるところに充当しているものであったりとか、先ほども申しましたふだんの社会保障部分にももちろん振り替えている部分もございますけれども、そういった新しい事業でありますとか、例えば子ども医療費につきましても、近年、その制度の拡充というのはしてないですけれども、例えばそもそも府の制度の中では就学前の児童までしか見ないというところだったのを、だんだん枠を広げて、今、中学校卒業年度までいっているとか、そういった部分で社会保障というのはどんどん拡充していっておりますので、できる限りですね、今後も町の要は財政状況に見合った形で、社会保障の充実というところで新規に考えていけるものがあるのであれば、またその辺、町のほうで考えていきたいなというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

社会保障の充実のために考えていきたいというお答えでありましたが、実際のところは置き換えをずっとされてきているというところが続いておりますので、これは子どもの医療費助成の充実がこの年度されたかということ、されておられませんので、やはりそういうふ

うな拡充のために使うべきではないかということは指摘しておきます。これは大事な考え方ですので、よろしく願いいたします。お答えだけ最後に一言頂きたいと。誰に頂いたらいいますか。そうですね、福祉や教育全般ですので、これは公室長さんにちょっとお答えいただきましょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

町財政の全般を考えながらですね、そういった部分についても考えていきたいというふうに考えています。ただ、財政課長が言いましたように、国の制度で拡充されている部分がございますので、その部分で充てているという部分もございますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

すみません、委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

国の制度の拡充は国が取った分で、消費税増税した分で充てていらっしやって、その分の地方への財源としてパーセントが何ぼでしたかね、1.7が2.何ぼやったかな、ちょっと数字を忘れちゃったけれども、この年度、増えてるはずなんですよね。その分が7,000万円ぐらいになっていると。その使い方を今ちょっと申し上げているので、それは国の制度の拡充は国が増税した分で、取った分でやってはるから、あと忠岡町がどうなのかというところを申し上げているので、国の制度の充実というのは別の部分で、さらに忠岡町はどうするのかということをお聞きしておりますので、全くの置き換えで全て一般財源、得しましたというような形にしないように、やはりちゃんと住民のために使っていただきたいということで、お願いしたい。お願いするものではありませんね。使うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

先ほども答弁させていただきましたけども、町財政のできる範囲の中で考えていきたいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

赤字にしてまでせえということ言うてるわけではなくて、忠岡町もこれから財政は、この見通しを見ますと、底を打って、起債もかなり償還も進んでいってるということで、見通しは悪化していくということではないということを見通し出されていますので、ですから来られた分のね、全部置き換えということではなく、町財政を見ながらというのであれば、回せるものではないかということで、置き換えじゃなくて回せる分もあるのではないかとすることは指摘しておきたいと思います。同じ答弁であれば、もういいです。これはちょっと指摘しておきます。問題だと思います、考え方としては。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

なければ、続けて。時間、協力したいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

地方交付税のところですけども、地方交付税はページ数で言うたら18ページのところです。決算書の18ページのところの地方交付税というところですけども、昨年度よりもそんなに変わらないという動向であります。この地方交付税の国の動向というものについては、この年度はどのようなものであったのでしょうかということですが。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

地方交付税の国の動向でございますけれども、国のほうはですね、前年度と比べまして15兆2,100億円、前年度に比べて1.1%の増となっております。臨時財政対策債についても3兆2,568億円で、前年度に比べて18.3%の減となりました。臨時財政対策債が大きく減っておるんですけども、ここの減要因については、その前年度から国税のほうが入り込んで入っているというところで、国と地方の折半ルールの部分ですね。そちらの財源不足が減となったことによりまして、本町のほうでも多少ではありますけれども、臨時財政対策債のほうは減という形になっております。

あと、国においてといいますか、交付税の特徴としましては、令和2年度から会計年度任用職員の制度というのが始まりましたので、そちらの部分ですね、必要経費が単位費用の中に入っていることと、あと大きなところでいいますと、地域再生社会事業費ですかね。新規費目のほうが今年度、令和2年度、創設されたということで、忠岡町のほうでも3,000万ぐらいの需要額の伸びがあったというようなところがございます。

全国的に、収入額についてはやはり法人税割のほうで制度改正等もございましたので減っているというところがございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ありがとうございます。今、地方交付税は臨時財政対策債が減ったという分、交付税そのものが増えていると、税収も増えているというところで、臨財債が減っているというのは分かりました。

で、忠岡町の今出ました臨時財政対策債ですね。こちらのページ数で言いますと、決算書の35ページのところです。こちらの資料のところの、資料というか説明があったところの決算の説明そのものの7ページのところの一般会計町債残高の状況というところで、臨時財政対策債というのは、地方交付税として国が本来交付しなければいけないものを財源がないから借金しといてくださいというような、そういったことでさせられているということがありまして、地方債残高の半分を、忠岡町の75億の町債残高の約半分を占めているような状況、50%近くを占めておりますので、これは異常なことだと思いますので、これについてはやはり地方交付税として国がきちっと交付すべきだというふうに思いますが、忠岡町の臨時財政対策債に対しての認識はどのようにお考えでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

議員おっしゃっていただいているとおり、臨時財政対策債につきましては、交付税の代替財源というようになっております。こちらは、やはり地方債残高の忠岡町の半分ぐらいを占めているという形になっておりますので、実際、借金という形になります。交付税上、算入は全額されておるんですけども、やはりその点においては、実際公債費として返還している部分というものもございますので、できる限り、国のほうもなかなか厳しいような状況というところではございますけれども、令和4年度の総務省の概算要求におい

でも、今回、臨時財政対策債は減額するというふうな見込みとなっております。で、その辺踏まえまして、もちろん交付税の貴重な財源として現金交付していただけるような形で、今後も国のほうには積極的に働きかけていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。地方交付税そのものが、この令和2年度は若干ですけど、国の財源は増えてるということがあるからまだいいんですが、その財源が増えない状況の中で、臨財債ばかりを発行させられていくと、本当に地方交付税として交付をされているのかどうか、目減りしてるんじゃないかというふうに思えるんですが、やはりできるだけ忠岡町としても、本来はね、この臨時財政対策債を発行しないで済むのであれば、そのほうがいいのではないかというふうに思いますが、今はちょっと財源が足りないということで発行されておりますが、発行しなければ財政的に恩恵というんですかね、国からに対して何かそういう恩恵というのはあるのでしょうか、発行しないでおけば。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

恩恵というところは特にないのかなというふうには思います。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。国のほうに要望もしていただいて、臨時ということが長年続いておりますので、これはやはり地方交付税ということできちっと交付するよにということ言っていたきたいと思います。そう要望するということですので、そのようにお願いしますと。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

では、続けて、すみません。時間があれなんで。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、すみません、これは決算書の19ページのところの保育料の徴収のことについてですが、新型コロナの影響というものが保育料の収入の点でどのようにあったのでしょうか。これは幼稚園のことも含めて、幼児教育無償化やからないですね、すみません、保育料のほうだけです。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

令和2年度の新型コロナの影響なんですけども、令和2年度、一部ちょっと滞納等あったんですけども、今現状ではお支払いいただいています、令和2年度のコロナの影響というところはないものだと考えてございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

収入が減ったり仕事を失ったりという状況が出てきてる中で、減免という対応はされているかと思えますけれども、減免は申請、減免何件あったのでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

減免なんですけども、年度当初、ちょっとコロナの影響で、家庭保育の要請ということで、4月、5月、要請してましたんで、その部分につきましては3歳児から5歳児は無償化になってますんで、0歳児から2歳児の方に対して、家庭保育にご協力いただいた方、大体民間のこども園と公立の保育所でおおよそ100名程度減免させていただいてるのと、あと、公立の保育所のほうで新型コロナウイルスに園児が罹患しましたんで、その分についても減免というところでさせていただいてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、失業とか廃業等で保育料の減免というものは特になかったんでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

その分につきましては、ございませんでした。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。そしたら、特にそういう保育料の納付にお困りの方というところは、今現在のところはないということでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。では、もう1点。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、決算書の19ページのところの文化会館の使用料ですね。教育施設の使用料のところですが、これに関して住民の方からちょっとご意見も頂きまして、忠岡町の文化会館の使用料が他市に比べて高いというお声を頂いているんですが、他市は冷暖房費を込みで徴収されていて、忠岡町は冷暖房費を上乗せして徴収しているというところで、それだけでも高いということなんですが、それについてどのように考えていらっしゃるかということですが。ちょっと状況を説明、何のことを言うてるかというのが分からないと思いますので、すみません。

忠岡は、文化会館の使用料、1時間500円ですね。冷暖房費がそれに4割増ということで、1時間冷房を使ったら700円要ると。2時間ぐらい使いますので、1,400円、1回に要ると。で、高石市のコミセンは、2時間で冷房費も込みで500円というこ

とで、それだけ見ても全然違うと、忠岡は高いということで、岸和田の中央公民館は2時間で冷房費も込みで、3部屋広く使って1,200円ということで、やはり忠岡は高いというふうに、そういうお声もあります。ということで、やはり他市に比べて高いということについては、やっぱり周りの状況を見て引き下げていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

ご意見、ただいま頂いたところなんですけど、条例で規定されております使用料、従来から当初から変わっておりません。窓口のほうで、減免対象でない方、多々お見えになっているかと思えます。それにおきまして、これ、どうにかなりませんかというようなお話は私のほうまで生涯学習課のほうでは今届いていない状況というところが、まずございます。

で、そもそも文化会館といいますのも、公的な建物で、皆さんが気持ち良く快適な空間を提供させていただくというところから、清掃並びにしつらえ等々、また今、コロナ禍でありますので、消毒設備等も設営しなければいけません。そういうところもありますので、冷暖房といいますのも、使うときだけでございます。ふだん日本には季節がありますので、冷暖房が要らないときは単純に500円でお支払いいただいている状況ですので、この辺りお酌み取りいただいて、ご理解どうぞいただければと思うところでございます。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の文化会館のサークルの場合は、使用料は要らないんですけども、自主的なグループでいろいろな文化的なそういうもので定期的に使われるとなると、1回1,400円、それが毎週とか月に2回となると、年間にするとかかなりの負担になるという、そういうお声がありますので、忠岡町はなかなか、借りるところは文化会館以外には公的なところはなかなかないので、そういったご要望の声が出るかと思えます。

近隣に比べて高いということについては、今申し上げた金額を比較しても高いということとはご認識いただけてるでしょうか。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

さほど高いとは私、認識させていただいてないんです。大きく変わるようなものかなというの、ちょっと感覚的にはございます。議員おっしゃるように、文化的な活動をそうたびたびなさる活動者がおられるのであれば、ぜひそれを公的なクラブの登録がございしますので、今、文化会館の運営委員会もさせていただいていますから、クラブ登録なさせて頂き、そして地域住民に貢献していただくような形の活動をしていただければ、減免はもちろん行わせていただくというところがございしますので、どうかそのようにお考えいただければと、このように思っております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

サークルにするのであれば、されていらっしゃると思うんですけども、自主的に自分たちでそういうことがしたいということで、町の制約を受けずにされたいという活動もあるかと思えます。他市の場合は、サークルにしてくださいなんて、そんなことはおっしゃらずに、こういう料金で活動してくださいということですので、その方々は別に無料にしてほしいとか、ただで貸してほしいということではありませんので、できるだけ安くね、低廉で低額な金額で貸していただきたいというご要望を持っていらっしゃるので、近隣の状況を調べて、周りの状況と比べて一度ご検討いただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

おっしゃっている節も理解できないわけではございませんので、窓口担当者からしばらく様子を状況を報告いただきながら、中身を確認させていただきたいと思えます。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、窓口の担当の職員の方に、文化会館のそういうご要望をどんどん言うようにということで申し上げておきます。よろしくをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございますか。今奈良委員。

今奈良委員、マイクを。

委員（今奈良幸子議員）

19ページの保育所使用料と幼稚園使用料に、一番端っこに収入未済額、これの内訳って何でこれになっているのか教えていただきたいんですけど、お願いします。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

これは、過去からの滞納の額というところになってございます。

委員（今奈良幸子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

これ、滞納してるのは、いつか返していただくようにはなるものなのか、ずっとこれ上乘せしていくものなのか、ちょっと分からないので教えてください。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

滞納してますんで、その滞納されてる保護者の方に通知を送りまして、徐々にではあるんですけども、毎年その保育料というところを入れていただいているというような形で、徐々にではあるんですけども、減っては行ってございます。

委員長（河瀬成利議員）

今奈良委員。

委員（今奈良幸子議員）

すみません、預かり保育って、多分お金を渡して私もやってたんですけど、それでも払わなくて。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

こちらのほうは通常の保育料ということになってまして、預かり保育のところではちょっとございませんので。

委員（今奈良幸子議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございますか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、何点かお聞きします。

不納欠損額の部分なんですけど、もう全部でいきますね。トータルで532万幾らとあるんですけど、これ、先ほどの税の徴収のところとかぶると思うんですけど、これ、ほとんど税のところから欠損額が出てるんですけど、全部コロナの影響と見ていいんでしょうか。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

こちらにつきましては、欠損に至る経過というのがございまして、基本的には地方税法第15条の7第1項の滞納処分の執行停止というものがございまして。こちらの中では、生活保護であったりとか、滞納されてて財産を差し押さえて換価をしても、まだなお残額がある場合であるとか、もう財産がないとか、あとは所在不明、こういった場合には滞納処分停止ということを一たんします。で、まずその停止を行った後、3年たったら停止満了という形になったり、これ以上停止をしても徴収することがもうできないということが明らかな場合、あとは時効完了、5年が時効なんですけど、時効満了、こういった場合には納税義務というのが消滅して、不納欠損に至るといような流れになっております。

不納欠損に至る要因は様々でして、先ほど説明させていただいたとおり、停止から3年経過等々、要件がございまして、一概に主な内容でコロナが影響しているというふうには今の段階では、令和2年度においては出ておりません。欠損に至る要因というのは、その方で様々ございまして、そういった場合で変わってくるというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今のご説明だったら、これは3年のいわゆる時効を迎えた方の分で、もう取れない分ということになるんですかね。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

はい、お見込みのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと、続けて質問です。

32ページの、これ毎年お聞きしてるというか質問させてもらってるんですけど、役場庁舎行政財産の使用料の部分なんですけど、これ、以前からずっと取り漏れてるから取れということと言ってたんですけど、町の説明では、去年の10月からですか、この行政財産の目的外使用料を徴収できる規定をつくられたんですよ。ということは、それまでは取れなかったということですよ。逆に、今まで庁舎内の金融機関ATMについては、この庁舎が建った平成10年頃からずっと月1万5,000円の額を取り続けてるんですけど、逆にそれを取り続けて決算書、予算書にもずっと計上されてましたけど、法的根拠がないのにどうやって取ってたのかというところが1点ですね。で、その根拠なしに徴収してよかったのか、返さんでいいかというところも含めてちょっとお聞きしたいんですけど、お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

行政財産の使用料徴収につきましては、今委員ご指摘のとおり、昨年10月で一定の基準を設けた中で徴収をさせていただいている状況でございます。

また、その規定を設けるまで法的な根拠がない中で、使用料をATM等において徴収しているというのはいかがかというご質問でありますけども、その法的な根拠という部分につきましては、本町における基準等についてもその時点ではないという状況でありましたので、これはその根拠ということを言われれば、町と相手さんとお互い協議を重ねた結

果、同意の下に額を定めた形で徴収をさせていただいたという状況でございます。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

以前もそのお答え、頂いてたんですけどね。これは今、町のほうで総務課長が協議で取り決めてました、双方の合意形成で決めてましたということなんで、それはつまり契約ですよ、言ってみたら。で、これはもうね、地方自治法上に、ご存じやと思いますけど、行政処分でやるんだとはっきり書かれてるんですよ。賃貸借契約、つまり契約、双方の合意に基づいてやるもんじゃないというのはきちんと定められてて、きちんと明文化された基準に基づいて許可も出して、その基準、規定に基づいた使用料を取るということなんですよね。なので、双方の同意、協議に基づいて、合意形成に基づいてやるというのは契約の概念であって、それ自体、ちょっと法の趣旨にそぐわない考えであって、おかしいんじゃないかというのがあります。なので、以前からもちょっと説明を求めてたんですけど、それが1点ね。

あと、その徴収の規定というのも昨年10月から定められてるんですけども、施行規則で定められてますよね。前、いつかの議会的时候に、それ、条例本文で定めないといけないんで、ちゃんと議会を通さなあかんのじゃないかと。逐条解説とか、どこを見ても条例でないとあかんと書いてるし、で、私もちょっと総務省のほうにも直接問合せしたんです、その部分について。やっぱり徴収額に関する規定は条例でないと駄目と、規則に落とし込んだら駄目ですという回答を先日頂いたんですけどね。なので、庁内でパッと状況に応じて規定を定めて、徴収してやってますじゃなくて、そこはきちんと議会を通して条例で定めていただきたいというのが1点と、あと、それをされるかというのが1点質問ね。

あと、総務課の担当の方にお聞きしたら、従前からずっと金融機関のATMについて1万5,000円取り続けている額というのは、昨年10月から施行されてる町の規定の算定基準、数式があるんですけどね、計算方法の。その計算方法に照らし合わせても、1万5,000円の今徴収している額にならへんと。つまり、規定どおりの額を取ってませんねんという話なんですけど、その根拠のない額を徴収していることそのもの、どうなんでしょかということ。この2点、お答えください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

まず、1点目のご指摘の、使用料の徴収させていただく額等における根拠につきましては、規則で定めておるのが駄目で、条例を置かなければならないという形のご意見を頂き

ました。これにつきましては、今だけではなくて、どこかの以前の議会の中でも、本町においては規則で定めていること自体が今までの行政実例等から違法であるということのお話を委員のほうから頂いた記憶がございます。

これにつきましては、本町の運用においては、当時、昨年10月に策定する段階で、大阪府の運用のやり方ということ参考をしながら基準等を定めたという経緯がございます。つきましては、その法の解釈、逐条においてのその解釈を捉えれば、その細目については規則で委任してもいいですよ。ただ、その金額等については条例に置いたほうが適切であるというような表現になっておるかと思えます。

なので、本町においては、現在のその徴収条例における規定分においては、使用料の額は町長が別に定めるという部分をうたっている中において、その詳細、細目においては、規則で算式等を設けておることなんで、法の趣旨を捉えて解釈の中で申し上げましたら、その細目の部分については規則で置いてると。それで、必要な部分、どうしても条例を置かなければ使用料の額は町長が定めるという部分について条例化しているというところがございますので、そういった今ご指摘いただいた部分については、本町は違法性はないという認識をしておる状況でございます。

で、あと2つ目の規則ができるまでATM等の金融機関さんにおきましては、1万5,000円の月額を徴収させていただいてございました。これにつきましては、また根拠はないので駄目ですよというお話でありますけども、先ほどもお話しさせていただいたように、その1万5,000円の根拠というのは、当然ながらその当時の町長の決定された額に基づいて、相手さんの事業者さん、銀行さんとの協議を重ねた結果、同意を得て、その額を頂いておるという状況でございますので、これにつきましても法的な根拠という部分はございませんが、決して不適切な徴収の仕方であったというような認識はしてございませんので、よろしくお願いをいたします。

委員（勝元由佳子議員）

もう1個、すみません。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう1個質問した今の基準、算定根拠というか、算出式、定めてますよね。支払額の使用料の額を決める式を定めてますけど、それに当てはめても銀行さんの徴収してる金額にならないと、規定どおりの額じゃないというのを聞いてるんです。言うてる意味、分かりますか。今の規定にそぐってない額を銀行ATMから徴収していることは問題じゃないのかと言うてるんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今言っていたのは、去年の10月で算式、数式というものを定めた。その算出した額が、その基準を定める前に徴収させてもらった1万5,000円の額と同じではないので問題ということですかね。ではないんですか。結果、今現在徴収させてもらってる、算式、数式に基づいて徴収させてもらっている額というのは、今まで頂いた1万5,000円よりも安くはなってます。ということで、算式に基づいた額を徴収、今はさせてもらっているということなんで。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分今までね、ずっとそうやって1万5,000円、1万5,000円で何か分からんとやり続けてきて、こうやって指摘を受けて、あれっとなって規定を設けてとやってるのが流れなんだろうと思うんですけどね。少なくとも昨年10月、そうやって条例で定めなあかんのか施行規則で定めなあかんのか、そこは置いといたにしても、一応、町でその使用料の額を定める規定を設けたわけじゃないですか。そしたら、どの使用料についても、どの使用者さんについてもその基準で徴収すべきものであって、あとは申請があったら減免するなりというのが本来規定どおりのやり方なんで、今ちゃんと算定式があって、それに基づいて徴収せなあかんとなってるのに、算定式と全然関係のない金額を徴収してること自体、何の根拠なしというか、全然法治主義の考えじゃないですよ。何の考えに基づいてそんな額を、規定をつくってここにあるけど、規定と全然違うところで額を定めてるということだから、おかしいと違いますかということ。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほども何回も申し上げているとおり、1万5,000円を徴収させていただいている時期には、お互い双方が同意を得て頂いている額というところでございますので、そこは問題ないのかなというふうに考えてます。

で、今のお話であれば、今はその根拠、算定式に基づいてやった額が安いのに、今まで高い額を取ってるからというお話かと思うんですけども、これね、銀行さんの担当さんと

私、話しさせてもらったんですよね。そしたら、決してその今までの1万5,000円月額という額については決して高くないと。逆に安くありがたいというようにお話を頂いてるんですよ。なので、根拠というのは、それは何回も言いますが、そこはない部分かもしれませんよ。でも、その額でお互い双方が合意を得た形でね、納得した形で徴収させてもらってる。相手さんについても安い金額でお借りしてるということがあるので、そこは全然そういった形で問題ないのかなというふうに考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、もう繰り返しになるんで、後で調べていただいたらいいと思いますけど、さっき言ったとおりで、契約と行政処分は全然違います。多分総務課長さん、行政処分というのが何かをちょっとよく理解されてないんやと思います。不利益処分でやるんだというのがはっきり書いているんで、不利益処分がどういうものかというところをちゃんと理解してやっていただきたい。

あとね、大阪府の規定に倣って忠岡町も昨年10月に算定額を定める規定を設けたと言ってますけどね、私もその大阪府の行政財産の目的外使用料の、これと同じものの規定を所管してるところにずっと前から問合せしてるんです。で、実際、大阪府自体ね、もう大昔に定めた規定なんで、正直今ね、確認中なんですよ。で、確かにもしかしたらおかしいかもしれんというところで今調べてもらってます。なので、必ずしも大阪府がやってるから正しいんじゃないと思いますよ。そこは、一からもし規定をつくるのであれば、忠岡町がきちんと法的根拠を調べて、どういう解釈で本来すべきものなのか、どうあるべきなのかというところを、ちゃんと逐条解説とかあるんですから、そこら辺ちゃんと事務手続を踏んでやっていただきたい。よその自治体のまねして、それでええやろうというやり方はよろしくないと思います。もうこれはいくら質問しても切りないんで、もうここでは結構です。

歳入は結構です。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。小島委員。

委員（小島みゆき議員）

すみません、24ページなんですけど、学校の通信のネットワークの分はもう全て小学校も中学校も完了されて、お家のほうも全部完了されてるんでしょうか。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石本理事。

教育部（石本秀樹理事兼学校教育課長）

まず、1人1台のタブレットにつきましては、昨年度11月に配備のほうは完了いたしております。持ち帰りにつきましては、あくまでも学校で授業改善のツールとして使用するもので、現在、活用のほうをしております。ただ、今後、コロナの状況によりまして、長期の臨時休業の場合も想定されますので、先日、10月8日に各校で児童・生徒が家庭のほうに持ち帰りまして、いわゆる接続テストのほうも実施のほうをいたしました。で、特にその際、ご家庭にもご協力いただきまして、混乱もなく、破損等もなく実施することができたところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

決算の説明の6ページのところの経常収支比率についてですが、今回、104.2%ということで、前年度よりも改善したんですけれども、この経常収支比率が忠岡町はずっとこの19年間、100%を超えているというこの記述がですね、今回初めてそのように出されているということで、その原因については、一番の大きなところは、公債費が非常にシビックセンター等の返済もあって高かったからではないかと思いますが、どのように分析されていらっしゃるのでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

そうですね。議員おっしゃるとおりで、まずシビックセンターの建設に係る部分の公債費というものが、まず比較的大きな部分なのかなというふうに考えております。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ということで、公債費がかなり以前は高かったんですが、今は実質公債費比率しかちょっと今ここにはないですけども、8.1ということで、なので、だんだん通常の数字に戻っ

てきてるといふところで、やっと思通しが出てきたかといふふうには思いますが、今後ですね、このシビックセンターの返済が終わったら、またこのメンテナンスをする余裕がなかったといふことで、かなり雨漏り等が出てきてるといふことで、ここの改修ですね。大規模な改修が今後必要になってくると思ふんですけれども、その点については今後かなりの費用が要るかと思ふんですが、どのように見ていらっしゃるでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

シビックセンターの大規模改修なんですけれども、今現時点です、計画、どれぐらい概算でお金がかかるであるとか、計画年度です、実際そこを改修していく年度については、現時点では全然まだ未定ということになっております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

かなりの金額が、そもそも60億ぐらいの総事業費があったかと思ふので、その大規模な改修となると、かなりの額が要るといふのは予想されますので、やはり公債費というものが忠岡町の経常収支比率を悪化させてきたといふ、そういう教訓がありますので、それがやはり迫られてきている問題といふことで、公共施設のやっぱり整備といふところの改修の部分が、今後の忠岡町の大きな課題になってくるといふふうには思ふ。それは、この監査委員さんの意見書にも、今後こういう、地方債の新規発行はやはりできるだけ抑制していくようにといふ指摘もされておりますし、しかし、公共施設の修繕、更新等がこれから順次生じてくるものであるといふことで、町債の増加にちょっと強い危機意識を拭うことは難しいといふふうには書かれてあるといふことで、これがちょっと忠岡町の今後の経常収支比率から見る、またちょっと新たな問題かと思ふんですが、その点について、やはり必要なものは更新はして、修繕はしていかないといけないということもありますので、町債の新規の発行といふのはできるだけ抑制していく方向で行かなければ、やはりちょっと大変になるのではないかと思ふんですが、その辺りはいかがお考えでしょうか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、議員おっしゃっていただいているとおり、忠岡町においては今後いろいろな施設の老朽化の対策というものが必要となってくるというふうに見込んでおります。そういった中で、新規発行の抑制というところも一定ございますけれども、建設事業につきましては世代負担の平準化という意味合いもございますので、そのときの財政状況に合った形で最大の財源措置を頂けるような起債というものを都度都度選択しながら、財政が破綻することのないような形で、そういった老朽化対策のほうも使える財源を使ってやっていくというふうな形で、現在考えております。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そういう公共施設の整備計画に起債されている分については、有利な起債というものもあるかと思えますけれども、そこ以外ですね、別に施設ということではないんですが、新規の町債の発行ということについてはやはり抑制していくべきだという意見書ですね。監査委員の意見書が出ているので、それについて忠岡町はどのようにお考えになっているのかという点をちょっとお聞きしたいと思えます。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

ただですね、先ほども申し上げましたけれども、地方債が発行できるものというものは、基本的にはその年度の一般財源でそれだけ支払う余剰がございましたら、もちろんそういった形で対応はさせていただくんですけれども、やはり大規模な公共事業となりますと起債を発行せざるを得ないという形なので、新規発行の抑制というふうなご意見を頂いておるんですけれども、その起債の発行につきましては、重々そういう健全化4指標でありますとか、そういった部分を十分検討、考慮した上で、抑制しながらも発行しなければいけない部分については発行して、そういった対策を実施していかなければならないというふうな考え方で考えておりますので、ご理解お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

忠岡町の経常収支比率のところの見解では、これが経常収支比率が大変、100を超え

てきておるので、財政が硬直化していてですね、弾力性がないということで、社会経済や行政需要の変化に対応した住民サービスを提供することが困難な状況になっていると、このように分析をして、何か住民の要求についてもお金がないということで、できないということで、そう来ているというところをお認めになっていらっしゃるわけなんですよ。で、そういった状況の中で、やはりここについては、新規の発行についてはできるだけ抑制していくということが、やっぱり同じ轍を踏まないということが大事であろうかというふうに思いますので、よく状況を検討して、必要性や緊急性とか、そういったことを考えて、発行に当たっては細心の注意を払ってしていくという、そういう姿勢が必要であるかと思うんですが、ちょっと答弁が何かちょっとその辺がはっきりとこちらに伝わらないということでもありますので、どうしても必要なものであれば仕方ないとは思いますが、その点の仕方についてもう一度ちょっと見解をお聞かせいただきたいと思います。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

今、申し上げていただいているところの1会計年度で支払うべき一般財源については、地方債を発行しなければ、その分、例えば1億円の改修があったとすれば、1億円一般財源を出さないといけない。その1年間で1億円の一般財源を出してしまうと、その年度の住民さんに対してサービスを行っている1億円を要は削って、そこの改修をしていかないといけないというような形になりますので、そういった住民サービスを削減することなく、平準化して公債費という形で後年度に返していくんですけれども、1会計年度への負担を減らすという意味合いでも、地方債の発行というのは一定必要なのかなというふうに考えております。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

絶対、一切発行するなということを言っているわけではないので、緊急性や必要性、そういったところをよく吟味して、今後、細心の注意を払って、発行について、発債についてはよく考えていくという、そういう姿勢はあるんですかとお聞きしてるんですが、そうですとおっしゃっていただかないと、なかなかこれはちょっと大変なことになっていきますよということなんです。だから、どちらなんですかということで。すみません。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

おっしゃっていただいているとおりですね、その都度その都度、最善の方法というのを選んでやっていきたい。財政運営のほうをしていきますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。よろしく申し上げます。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

すみません、先ほどですね、是枝委員さんのほうに頂きましたご質問で、交付税の部分なんですけれども、国の動向というところで、すみません、私ちょっと誤って、国の交付税の総額等を令和元年度の数字を申し上げておりましたので、再度、令和2年度の算定の国の総額のほうをもう一度ちょっと申し上げさせていただきます。

国のほうの令和2年度の普通交付税総額なんですけれども、15兆5,900億円でございます。前年度に比べて3,825億円、2.5%の増でございます。で、臨時財政対策債につきましては3兆1,398億円で、前年度に比べて1,170億円、3.6%の減という形でございますので、すみません、先ほどの発言のほうをちょっと訂正させていただきます。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これで一般会計歳入決算の審査を終結いたします。

委員長（河瀬成利議員）

続きまして、一般会計の歳出決算の審査に入ります。

36ページから67ページの第1款 議会費、及び第2款 総務費につきまして、担当課の説明を求めます。説明後、暫時休憩といたします。質疑については午後から行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(担当課：説明)

委員長（河瀬成利議員）

それでは、説明が終わりました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。お昼13時より開催いたしたいと思います。よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

(「午前11時59分」休憩)

委員長（河瀬成利議員）

それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

(「午後1時00分」再開)

委員長（河瀬成利議員）

これより質疑をお受けいたしますが、決算書の55ページから59ページの第2款 総務費、第18目 特別定額給付金給付事業費及び第19目 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業費について、担当が各部局にまたがっておりますので、密を避けるという観点からも、まず先に新型コロナウイルス感染症対策に係る第18目及び第19目について質疑等をしていただき、質疑が終了後、議会費及び総務費の担当以外の職員は退出していただいた後に、議会費及び残りの総務費について質疑を進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長（河瀬成利議員）

異議ないものと認め、第2款 総務費、第18目 特別定額給付金給付事業費及び第19目 新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業費について、質疑をお受けいたします。

ご質疑ございませんか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、何点かお聞きします。

簡単な質問です。56ページの10節の需用費のところでは消耗品で買われてるんですけど、これ、感染症予防対策消耗品代と事務用品の消耗品代とで分かれてるんですけど、感染症予防関係の消耗品以外に普通の一般事務用品を買ったということなのか、要はコロナ財源で別のものを買ったということなのか、そうじゃないのか、その確認をさせてください。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

自治政策課では感染予防対策消耗品を購入させていただいております。これについては避難所で使う段ボールの仕切りであったり避難所用のマットであったり。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、小倉課長、ごめんなさい。この感染症予防対策消耗品代って書いているのはもういいですよ。多分そうやろうなと思うんで、事務用品のところを説明してほしかった。ごめんなさい、すみません。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

高齢介護課で使用しました事務用消耗品代ですけども、この新型コロナウイルスの交付金を活用しまして、令和2年度に町単独定額給付金と介護サービス事業所支援給付金とタクシー感染拡大防止給付金の事業、3点行いました。この申請をしていただくための申請書を作成する用紙ですとか封筒などの事務用消耗品を買ったものでございます。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

生活環境からは、そうですね、ゴミ袋の郵送ということで宛名シールを買いました。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

地域福祉課では、障がい者生活支援給付金と、障がい者サービス事業所支援給付金ということで給付金の支給を行いました。その際に使用しました申請書を作成しましたので、そのためのコピー用紙ですね。それと郵送にて申請書を送付しましたので、宛名シールを購入させていただきました。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、じゃああれですね。もうこの細目で分かれてるだけで、ここの、きのうか、財政課で頂いた地方再生の交付金の一覧で書いている、例えばごみ袋やったらこのごみ袋配布事業のところ一括して入っているということですよ。はい、分かりました。ありがとうございます。

あと、58ページの火葬場の送迎車というんですか、霊柩車の追加工事の分なんですけど、これは専決でされたんか補正予算でされたんかはちょっと覚えてなくて申し訳ないんですけど、正直、コロナと何の関係があるのかなと思うんですけど、どうなんですか。

住民課（大谷貴利課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

大谷課長。

住民課（大谷貴利課長）

今、議員仰せの棺台車につきましては、令和3年3月議会におきまして火葬場の棺台車追加工事ということで追加製作したものでございまして、その目的としましては、コロナウイルス感染症で亡くなった方が今後増えてきた際に、火葬量が増えてしまうということが考えられましたので、今現在2台、それまで2台の棺台車があったんですが、それだけではちょっと対応するには十分ではないというふうな判断がございましたので、1台追加で製作したということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あとですね、59ページの補助金、文化芸術等支援補助金、これ、多分前の議会の際にもたしか正木美術館への補助金という部分に当たると思うんですけど、言わしていただいたと思うんですけど、この支出自体やっぱり大阪府のほうでもそういうイベントとか、そういう事業者さん関係については補助もコロナ関係でイベント開催できないということで支援策もされてましたし、忠岡町が貴重な財源でこれ支援する必要あったのかなというのはちょっと改めて聞かせていただきたいんですけど。

生涯学習課（小林和子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小林課長。

生涯学習課（小林和子課長）

令和2年度は緊急的に、急に緊急事態宣言、発令されたかと思います。で、学校のほうも急に登校できなくなったと、そういう4月を迎えていた頃だと思います。そして同じく、正木美術館に関しましては常設の美術館ではないということで、季節ごとの春と秋、また初春といいますか、2月頃のそういう時期のことをございまして、春の準備の展示会を、展示会の準備をしている最中やったんですね。それで間際で、もう開場できないということになりましたので、もちろん雇用スタッフとか人件費のほうはあちらもそれなりの手だてを受けれるようなところで給付を受けているはずだと思います。

で、今回の2年度の正木美術館の100万円につきましては、そのパンフレットの製本代ですか案内状の、既に案内状を発送しておられましたので、そういったもの、そしてイベント、お茶会ですかお食事会などもされてるところがございましたので、そういうのを全てオーダーした上で急なキャンセルを行わなければならないということで、支出も非常に高かったということでお聞きしておりますので、その旨を補填したという流れでございます。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分急な緊急事態宣言の発令とかで開催予定していたイベントとかが開催できなくて、マイナスになると、収支的に損をするといった事業者さん、多数あったと思うんです。その中で、これまでもね、従前から忠岡町はやっぱり正木美術館に対して手厚くしてきた部分があって、住民さんから見て何で正木美術館にこの100万円もコロナの予算使うのというところは、一定理解が得られるかという部分もあると思うんです。なので、もう支払ってしまってますし、そこら辺ちょっと考えて今後対応というか、やってもらえたらなと思います。

で、もう1個ね、ごみ袋の件、さっき藤原課長、お答えいただいたんですけど、ごみ袋の配布事業の件なんですね。コロナ予算で。これ、各世帯にごみ袋を配布していただいた、配布というか郵送ですよ、していただいたと思うんですけど、町民の方の中に住民票、たしか送っていただいた郵送先って住民票のある世帯だけだったと思うんです。で、町民さんの中にいろんな事情があって、住民票は忠岡町に置いていない。だけど、実際ちゃんと忠岡町に住んでおられて、職場でも現住所、今忠岡町に住んでるということで忠岡

町にちゃんと納税されてる方もおられて、「うち、来てへんわ」という声、ちょっといただいたんですけどね。そういう意味では全町民さんに対して配布できていなかったのではないかというところは、いかがでしょうか。

生活環境課（藤原直臣課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

藤原課長。

生活環境課（藤原直臣課長）

我々は一応世帯主、世帯へ送らせてもろてます。それは住民基本台帳を基にということでしたら、勝元議員おっしゃるような声というのは、我々の窓口のほうには届いてなかったもので、今聞いて初めて、びっくりしました。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

実際、忠岡町でも住民票を移してないという、忠岡町に限らずですけど、どこの自治体でも一定数というか、一定の割合おられるのはご存じやと思うんです。で、全戸配布がいいのか、今回みたいにその世帯、住民票のある世帯に郵送で送るんがいいのかというのはいろいろあると思うんですけど、できる限り漏れのないようには、もしこういう機会があれば検討していただけたらと思います。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

55ページの特別定額給付金、1人10万円の給付金のところですが、一応この主要な施策の成果並びに云々という、これのところを見ますと、4月27日の時点の住民基本台帳に記録されている住民の、7,864件、世帯ですのですね、7,864件に郵送されて、最終的に7,827件ということなんですけど、その差が37件あるんですけども、その方々については、せっかくの給付金ですのできちっと申請してもらえるようにという働きかけ等はされたのかということと、あと、その37件、ちゃんと、きちんとどう把握されているのでしょうか。状況ですね、把握されてますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

37件ですかね、配られてないというところですが、委員もご存じのようにいろんな理由で、住民票はあるんですが、住んでないという方、あります。当然DVの方もあったのかなとは思いますが、これにつきましては国からも指導がございまして、広報紙だけではなくて、国のほうも全国的に啓発を進めまして、案内が届いていない場合は当該市町村にご連絡いただくようにということで再三この全期間にわたりまして広報というんですか、国を挙げて啓発のほうをさせていただいております。我々もその手段がないわけでもないところもあるんですが、やはり連絡すら取れないと、取ってはならないという場合もございまして、そこは慎重にさせていただきましたので、本人からの申し出等を待ったという形でございまして、よろしくご理解お願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

本人からの申し出が、辞退という場合もあるかと思いますが、きちんと把握はされると、どういう理由で申請されなかったのかというのは把握されてるんですかということ。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

一定、返金もありましたし把握というところはしておるんですけども、結局申出が一切なかったという方もいらっしゃいますので、その方は内容、詳細は不明という形でさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

DVとかの方については忠岡町も配慮して、その方にきちんと、世帯主じゃなくて、その本人に渡るといふことはされているとは聞いていたんですが、それは対応していただいたのでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

把握している中で連絡、当然取れる方もいらっしゃいます。許可を頂いているのですが、そういうふうな方については連絡して対応させていただいたところでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そういう対応をしていただいたということで、大変よかったですと思います。あと、単身者で身寄りがなく、ちょっと申請ができないというかね、自分でようしない方で、そのままであったという方がいたら大変お気の毒だなと思いますので、もう終わってしまっていることですが、きちっと37件のね、そういう申請されなかった方の状況をまた今後、次にこういうことがあった場合の把握というのは努力をいただきたいというふうに思います。

もう1点。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

それとあと、これは一人親の、児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金のことについてですが、これは58ページですね。これについても対象の方に全員にきちっとお知らせもされて、全員から申請があったのかどうか、その点についてちょっと教えていただきたいと思います。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

児童扶養手当受給世帯臨時特別給付金につきましては、対象世帯が193件で、すべて

全世帯、給付済みでございます。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと聞こえなかった。もう一回。

委員長（河瀬成利議員）

ちょっと聞こえにくかったみたいで。

健康こども課（谷野彰俊課長）

対象世帯が193世帯で、全件、給付済みでございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

あともう1点、忠岡町独自で1人5,000円の支給をされた町単独定額給付金ですね。58ページのところですが、これについても対象世帯と、あと申請世帯、差はなかったでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

町単独定額給付金なんですけども、対象者1万7,100人のうち、最終1万6,300人分の支給をさせていただきました。支給をしてない方につきましては、申請漏れ等に遭ってはいけないので、ホームページと広報と、あと自治会のほうの回覧でも申請漏れはありませんかってお知らせをさせていただいたところではあるんですけども、最終締め日時点でこの額になったところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ちょっと差が人数的に多いので、1万7,100人のうち1万6,300なので、差が800人ですね。世帯数で言ったらちょっと分かりませんが、800人の方に支給がされていないということで、一応これは議会も要望いたしましたことでしたかね。なので、杉原町長のときに支給されたということですので、これはもう締め切られているのでね、800人受け取っていらっしゃらないというのはちょっと多いのではないかなと思います。が、何らかのね。自治会に入っていない方は回覧を見ることがありませんし、

広報を見てない方もいらっしゃるのか。ちょっと今後こういうことがあった際に、漏れなく申請していただけるように、もう少し工夫もしていただいて、できるだけ多くの方が申請してもらえるように努力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

ないですか。

委員長（河瀬成利議員）

誰もいません。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

すみません、資料として1枚だけ、令和2年度の交付金の決算状況、これもいいんですか。これは関係ないですか。これとこれとは、ここで聞くものですか。

議会事務局（柏原憲一局長）

合うと思いますけど。

委員（是枝綾子議員）

ここで聞くものですか、この資料は。

議会事務局（柏原憲一局長）

この費目に該当するのであれば。

委員（是枝綾子議員）

該当する分が。

議会事務局（柏原憲一局長）

一部、違う費目も混ざってますので。

委員（是枝綾子議員）

どれが該当してるのかというのが。ちょっと確認ですけど、産業振興課関係の分は、ここは入ってますかね、この中に。決算書にこの19目のところに入ってますか。ちょっとよう探さんと、すみません。どの辺かというのがちょっと。産業振興課の関係、連鎖倒産が入っているかな。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

59ページの上から4つ目の事業で、連鎖倒産防止が1つございます。次の積立金の、24節になるんですけども、積立金のところに新型コロナウイルスの感染症の利子補給積立金がございます。この2つがそれに該当すると思います。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。じゃあ、すみません。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

59ページの連鎖倒産防止緊急支援補助金の支給件数と支給、何というのですか、これは1件当たり何ほど定額でしたか。ちょっとその辺教えてください、実績をお願いいたします。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

実績の件数といたしましては21事業所となっております。で、費用につきましては掛金の2分の1で、上限が7万円ということになってございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

21件で2分の1、上限7万円ということで、申請されたところは全部給付されたんでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。もう1点。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

新型コロナの分で基金に2,000万円積み立てられたということで、コロナ関連の融資を受けたところに対してということで、これは令和2年度に貸付け、融資を受けたところですね。だけが対象ですね。でしたか。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

3年間、無利子の貸付金ございましたんで、それを受けたところが対象でございます。

委員（是枝綾子議員）

すみません。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

対象者をちょっと確認したかったんですけれども、令和2年度中に融資を申請されて受けた方が対象ですかということで。

産業振興課（橋本珍彦課長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

実質的に新型コロナウイルスで実際動いた申請やと思いますんで、実質的にはそうなるというふうには考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、何件いらっしゃって、何件の申請で、金額、融資額は幾らというのをちょっと教えていただきたいんですが。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

積立金ですんで、今実施的にはまだ交付はしてございませんけれども、これに該当する企業数は91件になるというふうに考えてございます。で、1年間、単年度で5万円、

て、2年間しますので、1事業者当たり10万円というふうになるというふうになってございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら91件で、1年間で5万円の2年間で10万円ということでしたら、この2,000万円というのはかなり余るんでしょうか。ちょっとその辺り、計算が私はちょっとできないんで。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今の状況でしたら、ほぼほぼ半分ぐらいが余ってくるのかなというふうなことでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、令和2年度の融資ということで、令和3年度にこれをちょっと借りた方というのは対象にはなるんでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、現実的にはもう受付というのは一旦終了してるんですけども、この実績を踏まえた上で、今後さらなる追加というのも一定考えていかなあかんのかなというふうに考えてございますので、今この場合では、すみません、明確にはお答えできませんけれども、そういうのも視野に入れながら、ちょっと練り直してみたいと思っています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

2,000万円ね、積み立てたけれども、実際はもう対象も91件ということで確定し

て、大体10万円上限ということなので、半分しか支出はないだろうという、そういう見通しのお話ですので、これについてもやっぱり中小零細企業の方々のために使っていくということもぜひ今後検討していただきたいと思います。ちなみに、していただきたいと思いますということで、その分についてはいかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

今、答弁をさせていただきましたように、ちょっと一定方向性をまた改めて考えさせてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

あとですね、これは積立金に積み立てておきまして、5年度と6年度、令和ですね、支出すると。残った場合はどのように処理されるのでしょうか。残った残金は。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

それは、産業ではなくて、どこか大もとが決めると思ってるんですけども。

委員（是枝綾子議員）

システムとして、制度としてどうなってますか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

残額が出た場合ですね、国庫へ返還という形になっております。

委員（是枝綾子議員）

もったいない、返還。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

すみません。5年度、6年度で残が出た場合は、国庫に返還するというのは大変ちょっともったいないお話であるかと思いますが、これについてもできるだけ、新型コロナで

困っていらっしゃる方々に使うという、そういう方向でぜひ公室長さん、考えていただきたいと。使えるものなら使う方法をまた考えていただきたいと思いますが。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

これにつきましては、令和2年度の計画で国のほうに出しております。この部分を活用するということで国のほうに申請しておりますので、これ以外には使用はできないというふうには考えております。

委員（是枝綾子議員）

返還か。もったいない。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

その辺りはまた国のほうと協議というか交渉していただいて、できるだけ忠岡町で活用できるように努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

詳細のほうは再度精査しまして、国のほうに確認をしていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

ございますか。是枝委員、よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、先ほど申しましたように、第1款 議会費、第2款 総務費の担当以外の理事者には退出していただきます。

それでは、続きまして、第1款 議会費及び第2款 総務費の残りの部分についてご質疑、お受けいたします。

ご質疑ございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、議会費から聞いていきます。順番に。

議会の職員のちょっと時間外勤務手当のところでは気になったんですけど、4万6,222円というところで、私、見てても、結構議会事務局の職員さん、残業をずっとしてること多いんですけど、何か安い。意外と時間外勤務手当が少ないんですけど、サービス残業はしてないですよという、その確認。ちゃんと残業代というか、つけてはりますよね。確認です。

議会事務局（柏原憲一局長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

もちろん必要な手当ということで、サービス残業等はないということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、次の37ページの役務費の筆耕翻訳料、これ去年もね、去年からというか前、おととしからもずっとお願いをしてたんですけど、今もずっと従前から、文字起こしを委託というか、これお願いしてると思うんですけど、やっぱりそれなりの金額になってる。で、今、普通にしゃべったこの会話、音声で文字起こししてくれるアプリとかあるんで、それを使ったらどうですかというのはもうずっと前からお願いしてたんですけど、多分去年の決算でも言ってると思うんですけど、そこら辺の検討というんですかね、より安く、簡便にじゃないですけどね、文字起こしするための、そこら辺の検討はされてるでしょうか。

議会事務局（柏原憲一局長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

AIを使った文字起こしということで、多分昨年もお質疑いただいたかなと思います。

一部導入されてるところの中にも、確認とかもしてるところはあるんですが、基本的にはまだやはり本会議とかですね、あるいはそういったものについては従前どおり委託に出してるといふところが多いといふか、そういうふう到我々聞いております。

それ以外の、職員さんが手で起こしているような部分について、手で起こすのであればということで、そういったAIを、アプリを導入して、全庁的に手で起こしているような会議録について、そういうようなのを活用して文字起こしをやっていくということをしていっているといふふうにお聞きしているので、今のところうちのほうは、基本的には全て委託していますので、それを入れて、変えるといふところでは、ちょっとまだ今のところはどうかというふうに考えています。

もちろん全庁的な取組もありますので、その辺りの部分と、あと導入されているところについて、もう少しその精度の部分とか、そういうようなところについても引き続き調査研究といいますか、お聞きする中で、また本町についても考えていきたいなというふうに思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

私、この実際の文字起こしの、議事録できるまでの実務の部分というのは、見てる分では分からないんですけど、委託してるといふか、起こしてもらってる業者さんから一応原稿みたいなのが上がってきて、かなり議会事務局の職員さん自身が確認してる部分、実際に聞いたりとかして確認してる作業の部分、大きいように見えるんですよ。で、それやったら文字起こししてもらうのも、今言ってるその文字起こしアプリといふかAIを使った分のね、簡易にぎあつと文字起こしたやつを結局、職員さんが後でチェックして確認してやる作業といふところ、変われへんようになってくるん違うんかなと思うんですけど、そこら辺、どうなんですか。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

本会議ですとか、特にこういった委員会であれば、アプリで起こしてもらったやつを、私もちゃんと見てみませんが、多分文字を起こすだけですよね。で、委託をお願いしてるところから返ってきたら、一応会議録、いつも見ていただいているああいう形式になって、どなたが答えたとか、全てそういうふうになってますので、その、アプリやったら単に起こしただけですので、それから考えると委託のほうは、職員の手間から考えたらそこはより効率的なんかなというふうに思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でも、そこはあれですね、作業の楽な部分と費用対効果というところのバランスですね。分かりました。そこはちょっと検討しつつ様子を見ていってもらったらと思います。

あともう1点、ここはちょっと決算書には上がってきてないんですけども、今のちょっと文字起こしのところにも関係するんですけどもね、従前から、要は耳の悪い方が傍聴に来て聞こえへんということで、かといって手話を習ってないので、手話を通じて聞くような状態でもないということですね。よその、ほかの近隣も含めてですけど、議会とかだと、もう今、文字でだあっと出るようにやっていますよね。で、そういうのを今後議会とかでも、議会内でも検討せないかんのですけど、そこら辺って導入する、しようかってなったとき、今の現状、忠岡町のこの議会の議場とかの環境的にできそうなものなのかどうか。

議会事務局（柏原憲一局長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

聞こえにくいという部分については、音響設備そのものの問題と、今議員おっしゃったようにモニターですね。ちょっと私も、先日別件で河南町役場のほうにお伺いしたときに、あそこはモニターですね。要は傍聴の前に入れて、順次、字が出てくるというか、というのを入れてはりました。

うちのほうも、設備自体が老朽化しているところもございますので、今後そういった部分、議場のそういった音響設備、いわゆるシステムですね。そういったものを入れ替える際には、もちろん開かれた議会というふうな観点もございますので、映像の配信ですとか、あるいはそういった、今ご指摘いただいたようなモニターですね。そういった部分についても入れ替える際には検討してまいりたいなというふうには思っております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

こちらというか議員側で、中でどうするかを話し合わなあかんところもあるんですけど、事務局側も、それやったら耳の悪い方への対応という部分で、議会をどうしていくかというところも考えていただいて、必要があれば予算要求、来年度に向けてしていただきたいと思います。

あと、ちょっと戻ってしまうんですけど、36ページの交際費、議長交際費になるんですけどね。これ、コロナがあったんで、支出、全体的に落ちてるのは落ちてると思うんですけど。これね、ちょっと後ろの町長交際費のところにもかかってくる話で、同じなんですけど、もしコロナがなかったとして、今まででしたらやっぱり関係団体とかのそういう飲み会というんですかね、何かそういう場に、宴席に招かれて、で、実費分ですよ。自分の実際のその飲食代の会費分、プラス寸志という形で渡してたと思うんですけど、これちょっと、すみません、もしできたら町長交際費の部分と重ねて一緒にお聞きしたいんですけど、今はコロナの期間があるから、そういう人の集まり、人の集まる宴会的なものは自粛ということになってるから、一応2年度、交際費を見ましたけど、ほとんど支出してない状態ですよ。だけど、これ、コロナがなくなって元の状態に戻ったら、また今までみたいにそういう寸志あるいは花代みたいな形で実費分プラス寄附みたいな形で支出することをしていくのかどうなのかというところをお聞きしたいんですけど。まず議会側ですね。議会事務局（柏原憲一局長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

基本的には今までどおり支出、多分実費相当分ですよ。その部分の支払いを交際費の支出やというふうに思ってますけども、そのプラス以上の部分はないかなと思います。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

こちらの長の交際費につきましても、同様に、一般的な会費相当分に当たると認識しております。今おっしゃられた花代等に値する部分はないかなと思っております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その花代、いわゆる寄附的なものに当たる部分がないのであれば、それで結構です。とりあえず議会、ずっといいですか。

委員長（河瀬成利議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。そしたら後ろ、37ページの、ごめんなさい、37ページの議会費、続きがありました。タクシー借上料なんですけれどもね。これ、多分正副議長の会議出席とかの分だと思んですけど、できたら町の公用車がかなりあるんで、今、町長のレクサスやったかセルシオやったか、黒塗りの車ありますよね。あれ、実際あるんやったら共用にしてはどうかと。実際、2年度分やったか、ごめんなさい、期間は忘れましたが、実際に議長のタクシーチケットを使って出張へ行った日の、この町長の公用車のかぶってる状況をちょっと調べたら、ほとんどかぶってなくて、車、空いてたんですよ。だったらタクシーチケットを使わずに公用車を使ったらどうですかということなんですけど。これは議長と相談せなあかんのですか。議会なり。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

決算というか、議会内のお話なのかなという部分はあるかと思いますが、もともと公用車2台ですね。議長車と町長車、多分2台あったかと思いますが。その中で、議長車についてはあまり出ることも少ないというようなこともあったかと思いますが。その中で、経費の節減ということで、公用車を持つよりは、移動についてはタクシーチケットをとということのほうが、お金の面についてもいいということで、節約につながるということでタクシーチケットをとすることに多分なったのかなというふうに私も聞いておりますが、チケットについては、基本、議長の移動についてはタクシーを使うということも多いんですが、近隣で行けるタクシーを使わなくて、私が公用車を借りて出ていってる場合もありますので、そこはケースバイケースで、これからも運用していきたいなというふうに思っています。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。多分、今どきと言ったら変ですけど、多分目的云々にかかわらずタクシーチケットを使ってるということ自体が、多分住民からするとうんって引っかかる部分もあったりすると思うんですよ。その議長の出張というのは、なおのこと、言ってみたら

お供というか、議会事務局長が多分ついていくことがほとんどですよ。多分府内であればね。車で行くような、東京とかじゃなくて、車でタクシーに乗っていくような出張というか、であれば恐らく事務局職員がついていってということであれば、職員が運転してできるように、運転して公用車を利用して行っていただけるようにしていただきたいです。

あと、37ページの、今度総務の部分になってくるんですけど、情報公開審査会の部分になるんですけどね。これは支出の部分じゃなくて、情報公開制度の部分でちょっと質問なんですけど、この情報公開審査会は、たしかずっと以前までは不服申立て審査請求がない場合でも、定期的に委員さんとの会合というんですか、総務課職員との事務連絡的な会議の場、意見交換なりの場を持ってたはずなんですけど、最近委員さんが代わられてからかどうか知りませんが、総務課に聞くと、そういう意見交換なり事務連絡的な場を持ってないと。もう完全に不服申立てのあったときしか審査会は開かれない状態だというのは聞いてます。

で、実際、忠岡町の情報公開の手引きのところにも書いてますけど、例えば情報公開請求窓口で請求者なり住民側から忠岡町の情報公開制度について、苦情なり何か申入れなりがあった場合は、それはきちんとこの審査会の委員に報告するというような運用になってたはずなんです。で、過去からもそれずっとお願いというかお伝えさせてもらってるんですけども、どうもそれが生かされていない。情報公開窓口で「もうちょっとこうしたほうがいいん違うか」とか「こうじゃないんか」と言ったことが委員さんの耳に届いてない。請求する側、情報公開請求する側から見ると、総務課が壁になってるようにね。その審査会委員と、住民との間の壁になってるように見えるんですけどね。この審査会を不服申立てが起きたとき以外開かないというのは、以前に比べて後退してると思うんですけど、そこら辺いかがですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南課長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現在、情報公開審査会における、開催するに当たっての運用でございますけども、今お話しいただいたように、本来の不服申立て審査請求がなされて、初めて審査会を開催しているという状況でございます。

ただ、今のお話の中で、日頃からそういった請求人が窓口に来られた際のトラブルとか、いろいろご意見等々賜ったということに対して、審査会委員に届いていないのではないかとこのところでございますけども、その点については審査会ということを開催するまでもなく、そういった事象が発生した場合は、必要に応じてメールや電話等で各委員さんのご意見を賜ったりアドバイスを頂いたりというような運用を現在している状況でございます。

ます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今のご回答だったら、総務課の職員さんの判断で「これ、委員さんに聞こうか」って思ったときは連絡するけども、総務課の職員さんが「ああ、これ、別に委員さんに聞かんでええねん。言わんでええねん」って判断した場合は届かないんじゃないですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

おっしゃるとおり、私どもの担当レベルでそういったご意見等を賜って解決策を得るといような状況の事案であれば、確かにその都度、議員さんのほうにはご報告という形の部分はとっていないという状況でございます。結果として、言われるようにそのようなケースであれば委員さんのほうには届いていないということに結果つながるといことになるのかなというふうには思いますけども。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今おっしゃっていただいたように、そうやって総務課職員の判断で委員に伝える、伝わらないというところが、結構、職員の裁量というか判断がかなり大きいように感じるんですね。で、実際手引きの部分でいいますと、基本的に職員がどう思おうが、トラブルをその場で改善しようが、解決しようが、委員さんに聞くまでもない事案であっても、恐らく窓口で何らかのことがあれば審査会の委員さんに報告するという運用に書かれてたかと思うんです。で、多分そっちのほうが住民的にも、より情報公開制度が改善されていいと思うんで、別に来ていただいて会合を開く必要も今どきないと思うんで、やっぱり定期的に、情報公開の窓口であったこととか何か疑義が生じたりとかいうことがあれば、その職員が判断するしないにかかわらず定期的に委員さんには報告という形で上げていただきたいと思いますけど、そこはどうでしょう。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘の窓口でのそういった軽微な部分のご質問なり頂いた中で、回答を出す段階で、やはり先ほども申し上げましたように必要に応じてということの分についてはご報告させていただいているというところなので、些細な、軽微なものについては、そこまでは委員さんのほうに随時ご連絡さし上げるという必要もないのかなというふうに思います。当然ながら我々担当部署のほうで判断し難い案件とかいう部分については、先ほど申し上げたとおりご意見を賜るといふような状況で行っていることをございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう情報公開といったら、住民の知る権利の担保というところで、一番民主主義の根幹と言われてますし、実際私自身も開示請求してますけど、やっぱり役場の職員さんの説明だけでは不十分であったりとか、実際説明と全然違うやんというね、開示請求して事実、書類を見てみたら全然違うかったということも今まで多々あったわけで、そういう意味では、情報公開というのは非常に大事やと思うんです。で、その住民に対して自治体側も情報を開示していくというのは大事になってくる部分なので、その制度、公開する制度そのもの自体をやっぱり後退させずに改善する方向で今後も考えていっていただきたいと思います。これは答弁結構です。要望として。一旦終わります。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

議会費のところですが、2点ありまして。

1つは、議会の音声システムが、かなりこの庁舎、できて20年経過しておりますので、不具合が起こってきているということでもあります。これについては私も、今度河南町のところにちょっと別件で行ったときに一緒に見てきまして、やはり住民の方が、傍聴者

がきちんと理解できるという中身になっておりますし、後々の様々な記録という点でもですし、やっぱり必要なことであると思いました。

で、忠岡町は、議会音声システム、これももう替え時ではないかというふうに思いますけれども、どんな不具合が起こっているということと、新規にすればどのぐらいかかるというふうなことでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

本町の議場の音響設備等につきましては、今のご質問にあったとおり、一部設備に不具合が出てきております。マイクのところであったりとかカメラであったりとか、そういうところにちょっと一部不具合が出てきております。

もちろん庁舎ができてから23～24年たちますので、修繕ということについても部品がないというようなものも出てきておるところでございます。設備が全く使えないということになる前に、映像配信なども含んだ議会の議場の音響システムというようなものについて更新はしてまいりたいなあということで予算要求等も上げておるところでございます。多分費用につきましてはやっぱり1,700～1,800万程度かなということでございます。

近隣の市町なりにおいても、もちろんこのご時世でございますので、新たにタブレットなんかも導入してはるところもありますが、議場の音響設備とか、あるいはそのシステムについても田尻町さんであったり熊取町さんであったり、そういうようなところでも今年度とかにおいてシステムの更新を、先ほど言った額前後でされてきておりますので、本町についてもできるだけ早い時期にそういったものが更新できたらなというところで検討はしております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

他市町もそういう更新をされてきているという時期であると。で、やっぱり傍聴されてる方が「理事者の答弁が聞き取れない」ということが、よく苦情を頂くんです。そういうことで、傍聴に来られて、「聞こえないから、もう傍聴に来ない」というふうな、そういうお声も聞いておりますので、これはちょっと近々更新せないかんとこころに来てるんじゃないかと思っておりますので、これはなんしか、議会は予算持ってませんので、これは忠岡町の財政のほうで、この議会音声システムについてはどのように考えていただいているのでしょうか。

財政課（岩佐武人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐武人課長）

おっしゃっていただいている議会システムの件なんですけれども、原則1, 700万、800万ほどかかるのではというところですので、まずその財源確保というところが算段がつかないとできないのかなというところで考えておりますので、シビックセンターは20数年たっておりますので、そういった部分も含めて、要は優先的にできるところを、要はバランスを考えた上で計画していきたいなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

庁舎全体の中で考えていきたいということではありますが、もし音声システムが壊れて録音ができない、映像も配信できない。で、議会の答弁者の声が聞こえないというふうな、そういったことになってきた場合においても、その状態で行かれるのかというところで、やはり住民に開かれた議会というよりも、住民が参加するという点では、議会の中身が分からなければ参加の、なかなかしようがないと思いますので、そういった点でもぜひ、この状況が潰れる前にぜひ導入をね、考えていただきたいということをお願いしたいんですが。お願いするものではないですね。考えていただきたいということで。公室長さんに、財政の。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

シビックセンターも20年たちまして、いろいろなところで不具合が出ております。機器の部品の交換の、故障した場合ないという部分もございますので、優先度的にはかなり高いのかなと思います。

財政課長も申しあげましたけども、全体的な部分を考えますけども、優先順位としては高い部分であるのかなとは私としては思っておりますので、その辺を加えまして考えてまいりますというふうに思います。よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

もう1点、議会の。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

議会の、議長にちょっとお聞きしたいと思います。忠岡町議会、議会改革、そんなにスピーディーにはなかなかいかないですけれども、この年度は現議長ではなく、現町長が議長のときのですけれども、この年度は議会改革がどの点が進んだのか。そして、今、今度和田議長はこの令和3年度ね、どういったことをされようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（和田善臣議長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議長）

今、取りかかっているのは、ご存じのように協議会制から委員会制に移すということですね。で、それが今ちょっと局長と打合せ等をしている最中なんですけれども。それとあと、そうですね、近年自然災害が多いということで、忠岡もいつ大災害に遭うか分からない、そういった事情の中で、議会としてその場合どう動くのか、どう対応するのか、そういったこともやっぱり考えとかなあかんと思うんです。で、当然、町長部局のほうは町長が本部長になっていろいろな指示を出してやれると思うんですが、議会のほうはまだそれができてませんのでね。その辺の体制のあり方も考えていきたい、このように思っています。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

和田議長の、今年度のということと委員会制の導入ということも新年度から実施できるようにと取り組まれているということで、引き続きやっていただきたいと思いますが、この令和2年度ですね、議会改革というところでの実績というのは何がございましたでしょうか。これは実績ですね、何か前進した分がありましたでしょうか、2年度は。

議長（和田善臣議長）

柏原局長。

議会事務局（柏原憲一局長）

実際にはまだ令和3年度、今検討しておりますが、先ほども議長からあったとおり、先日も委員会制ということで資料を出させていただいた。その分に当たっての事務局なりの予備的に調査研究させてもらった点もありますし、また、いわゆる政務調査費ですよ。その辺りでなかなか支出について疑義があるようなところもありましたので、できるだけ適切な支出がなされるようにということで、マニュアル等もつくらせていただいて、適切な支出に努めていただきたいということで進めてまいったところもございます。

また、先ほど、3年度になります。災害時のいわゆる議会のBCPということで、そういった部分も今業務を進めておりますので、また議会の中にもお示しして、ご意見、またご審議いただきたいというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

総務費のところですが、41ページの人事管理費のところの就業管理システムや人事給与管理システムの使用料などに関連してですけれども、令和4年度から、庶務システム、人材管理、何かその新しいシステムを補正予算で、この間の9月議会で可決されて、今準備に入られてると思いますけど、その新しいシステムと、この就業管理システムや人事給与管理システムというのは、連動というか、つながっているものなんでしょうか。それともまた別個のものなんでしょうかということで。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

人事給与システム、まず給料の詳細をはじき出しているシステムなんですけども、今、せんだっての臨時会でご承認いただきました庶務事務システムですね。おっしゃっていただいたとおり勤怠管理のシステムになります。ここで時間外であったり出退勤の管理をすることになります。それらの情報はこの人事給与システムのほうに吸い上げて、オートマチックに給料に反映できるような形となっております。

また、就業管理システムにつきましては、現状のタイムカードの部分とご認識いただきたいと思います。これにつきましても新しい庶務事務システムの中で打刻システムという

のが入っておりますので、ベースはこれをと考えておるんですが、打刻場所の変更というところで、今ちょっと組合に理解を頂くべく、ちょっと説明をさせていただいてるところです。一定これが並行で動かないといけない場面が出てくるかも分からないというところでございます、理解が得られなければ。ただ、その場合にも、両方やるというのはやはり効率化の面でも、また費用的なものでも多額になるところですので、時限をとというような提案をさせてもらおうかなと思っているんですけども、今、一応説明を続けているところでございます。

以上でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

就業管理システムについては、組合のほうと、働いている皆さんとのよく話し合いをして、押し切るとかいうふうなことの無いようにはしていただきたいと思います。で、人事給与管理システムとの連動というところの新システムはあるというところなので、これでかなり事務の改善というのは見込めるんでしょうか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

もちろんその目的で導入することになっておりますので、あらゆることがちょっと、ちょっととといいますか、システムチックに進んでいくというところになります。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

あと、シビックセンター費、44ページのところであります。シビックセンター費の全般というか修繕、施設等修繕料や工事請負費に関連してということでしょうか。かなり老朽化しておりますので、今現在起こっている問題として多々よく聞く問題があります。それは南館、児童館やスポーツセンターの入り口のところの、出入口の自動ドアのところ、かなり雨漏りがひどいということで、バケツを5個ぐらい置いていらっしゃるし、雑巾はその周りにあって、これ、障がいを持つ方や足の悪い方、子どもたち、けつまずいて転ぶ

ということも考えられますし、当然車いすの方はあのバケツをよけて入れませんので、これはちょっと障がい者、スロープがあるのにあそこにバケツを真ん中に置いては通れないでしょうというふうなようになってきております。ということで、苦情をよく聞きます。これ、改善をずっと言いまして、もう5年ぐらい改善をずっと言ってますけれども、何か応急処置や改善はされましたでしょうかということで、これについて、まず。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

議長（和田善臣議長）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘のシビックセンター南館におきます出入口自動扉付近におきましては、大雨等が降った場合については雨漏りが生じておるという状況でございまして、雨漏り対策ということでバケツ等の対応で行っている状況でございます。

そもそもその部分につきましては、根本から手直し、修繕等を行わないと改善がしないというお話を聞いてございます。しかしながら、具体的にどのような修繕等を行ったら雨漏りが生じないようになるかどうかという部分も、要は費用面におきましてもそういった検討まで現在、正直申し上げて至っていないという状況でございますので、今後そのような形で、一步進んだ形でその修繕するにはどこを直せば、またそれに、修繕するに当たっては幾らぐらいの経費がかかるのかというところまでの検討という形で、いま一度行ってまいりたいというふうに考えますので、よろしくお願いを申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

忠岡駅からお客様というかね、来庁者の方が来た際、びっくりするような状況であるということもありますし、通行する住民や子どもたちがやっぱり危ないと、転んでけがしたらどうするんやというところにもやっぱり。今までそういうことがなかったことが不思議というところでもありますので、これはちょっと早くね、応急の対策、応急対策だけはちょっとやっていただきたいということで、ぜひ、根本からも大事ですけど、応急対策だけでもちょっと何とかしていただきたいということで、それについては、応急対策については。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

現在のその対策によって、ご来庁される住民の方々にはご不便等をおかけしている点につきましては申し訳なく思っておるところでございます。今、ご指摘いただいたように、そのような大雨というのはいつ何時起こるか分からないという状況でございますので、早い段階で、先ほど申し上げたその検討ということでさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。よろしく願いいたします。

もう1点、これは雨漏りではないんですが、今現在コロナ対策で、入り口を正面玄関の1か所だけに限定して出入りしているというところですが、南館ですね。スポーツセンターや児童館のほうと本館を結ぶところが通行できないということで、元気な健常者の方とか若い方はぐるっと回ってということでもいいんですけれども、やはり足の不自由な、つえをついている方とか、手押し車を押している高齢者の方は大変不便な思いをしているということです。この南館との通路の間を開けると、通行できるようにするというものについてぜひやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

新型コロナウイルスの感染症対策ということで、一方通行という形でさせていただきました。住民さんから開けてほしいという声は聞いていることは事実でございます。感染者数がかかり現状、減ってきております。ただ、第6波という形でもまだ報道もされておりますので、その辺をちょっと見極めながら、早い段階で解除できるのであれば、そういった形でまた元に戻したいというふうには考えているところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

コロナ感染対策で1か所にとということであるんですが、南館との通路を開けると感染が広がるということなのかといえば、感染対策としては検温と消毒ということで、ですね。そのことをあそこの南館との通路のところに置けばよいのではないかと思います。それでは対策は取れてないと、感染対策は不十分だということなのではないでしょうか。

町長公室（立花武彦公室長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

立花公室長。

町長公室（立花武彦公室長）

開放した場合、当然検温器、消毒液を置く予定でございます。密を避けるためという形で一方通行にしたというところでございます。以前もかなり感染者数が多くおられましたので。ただ、ここ最近かなり減少しておりますので、その辺を見極めながら早い段階でそういった形に元に戻したいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

一方通行にして、できるだけ限定するということで、感染対策というのは分かるんですけども、やはりご高齢の方、足の不自由な方、手もですけども、その方が南館の夜の夜間の通用口ですか、あそこの重い扉を開けて、手押し車を押している人は誰かに開けてもらわないと出れないというふうなこともありますし、やはりつえをついている方があそこで開けようとして転倒した場合という、大変危険な出入口にしているという部分もやっぱりありますので、そこはよく考えていただいて、検温と消毒液をきちっと置いて、あそこにやはり通用口を開けていただくと。南館との通路を開けていただくということで、そういう声もたくさん聞いておりますので、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、質疑ございませんか。

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

39ページの消耗品のところで、庁内用の消耗品代が上がってるんですけども、これですね、何か今年度から事務用品は単価契約で一括発注かするようになったってお聞きしたんですけど、今まで単価契約してますというお答え、何かされてませんでしたでしょうかね。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今まで、その単価契約というお話でございますけども、町として全庁的に各部署、各課において共通して使用する消耗品費については一括購入ということで、そのような契約をもとに今購入しておる状況でございます。以前もそのようなお話をさせていただいたのかなという思いはしておりますが。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一括発注してはるのはいいんですが、単価契約という部分ですね。多分その都度、忠岡町はその保管倉庫がないので、大量に事務用品を保存しておくところもないし、多分その都度その都度で補充して買ってはるというのを従前からお聞きしてるんですけど、総務が一括発注するにしろ、その都度発注というか一括発注してるんやったらどうなんというところがあって、何か従前から私、単価契約でもう既にやっていると伺ってたんで、今年度から、この令和3年度からやってますって聞いてね。あれっ、それなら今まで単価契約、違ってたんかなと思ったんで質問させてもらったんです。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（立花武彦公室長）

ご指摘いただいた時期についてはちょっと覚えてはいませんが、現在、過去と同じような運用をしているかといったら、そうではなくて、先ほど申し上げましたように全庁的です、各部署、各課が共通して買える、消耗品の洗い出しを行った結果、それを一括して、随意契約ではなくて入札に付したという形で運用しておるという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

改善していただけたのはよかったです。

あと、次、40ページの使用料及び賃借料のところの印刷機借上料9,900円のところなんですけど、これ、たしか前年度55万5,000円か、かなり計上されてたと思うんですけど、何でこんなに値段が違うとか値下がりしてるのか、分かったら教えていただきたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この印刷機借上げの使用料におきましては、令和2年、昨年7月ですか、一応入札に付した結果、このような金額になったということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、やっぱり入札をすると、それだけ値が下がるということが明らかになったということですね。

あともう1点、同じ多分使用料のところだったと思うんですけど、レンタカーの借上げが前年度まであったんですけど、もうこれは改善を図っていただけて、もうレンタカーの借上げをやめようかということになったと受け取ってよろしいのでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長、

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

レンタカーの使用料につきましては、以前もご答弁させていただきましたが、各団体委員さんがまとめて同じ出張等の会場に行っていただくという形で、要は大勢乗れるということで、大型ワゴンという車をレンタカーとして使用していたという状況でございます。予算としては計上させていただいておるんですが、今回2年度の決算ということもございまして、これは2年度においてはコロナ禍の状況であったということで開催される会議等が中止になったということで、結果としては決算としては上がっていないという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もうあれですね、たまたまコロナでそういう催し物がないから計上されていない

だけで、元の通常の状態に戻ったらまた予算というか、予算も決算も復活するよということですね。分かりました。

あと、その次の負担金補助のところですけども、顧問弁護士料の特別分担金、これ、新たに令和2年から入ってきてるんですけど、たしか前の年度、なかったと思うんですけど、従前からね。今聞いたとおりで、令和2年度からかというところと、実際のその弁士さんへの法務相談ですね。職員さんの法務相談とかの活用実績というところですね。ちょっと教えていただきたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この時期から新たなこの費目で計上したのかということをございますけども、これはもう以前から、従来からこの顧問弁護士に係る分担金という部分については予算計上させていただいているという状況でございます。ただ、費目の名称がちょっと変更になったということで、そのような形で思われているというふうには思います。

その中で、弁護士委託ということで、どのような業務を担っていただいているかという部分におきましては。これも以前お話しさせていただいたかと思いますが、我々、日常的に業務、仕事をさせていただいてる中で、やはり行政に関して法的な部分については、我々はプロではないので、よく解釈等が行わないという部分において、平常時からのそういった行政相談、アドバイス、ご助言を頂くということを担当していただいているというのと併せて、今も現在、住民訴訟ということで起こされておる状況でございますので、そういった訴訟における代理弁護士という形で依頼を相手としてさせていただくようなこと、費用名はここには含んではないんですけどね。そのようなことも担っておるという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、その訴訟の部分は訴訟で費用をちゃんと払っているから、それはそれで、顧問弁護士料は顧問弁護士料で、立場、別じゃないんですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほどちょっとお言葉でも言わせていただいたけども、その訴訟案件に係るお話については、今回のこの分担金とは直接は関係がないので、ちょっと訂正のほう、させていただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、先ほど説明でちょっとあったかと思うんですけど、国際交流事業補助金300万円、今までついてたのがなくなりましたよね。これ、国際交流協会でしたか、団体もありますし、従前からずっと教育の分野でも活動というか、その事業はされてきてるんですけど、この補助金を切られたというのか、ないのはなぜですか。切ったのか。なぜか理由を教えてくださいませんか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

国際交流基金、今回負担ないんですが、請求ないんですが、これはオーストラリアの青少年の中学生の派遣ということで、一定250万ですか、予算を組ませていただいておりましたが、このコロナの折で入国、出国等できませんでしたので、執行していないというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。それはごめんなさい、続きで。今のあれですね。子どもたちを海外に送る分の経費ということですよ、これはね。もういいです。ですよということ。

あと、同じ40ページの一番下の災害補償費、これ、121万8,000幾らということで、これもかなり増額になってるんですけども、なぜかというところを教えてくださいませんか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

これにつきましては、会計年度任用職員の公務災害に係るものでございます。内訳としましては、令和元年に2件ございまして、その骨が折れた部分が、いまだに治療にかかっているというところでございます。これは手術等もありましたので、昨年度についてはこの金額の支出となったところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、ちょっと2件あって、骨が折れたということなんですけど、公務災害なので勤務中に何か事故とかですかね。事故とかでそういうけがされたということですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

中身、ちょっと詳細を申し上げます。勤務中、消防署から役場に向かう途中で、郵便物をポストに投函するために自転車を止めようとしてブレーキをかけたときに、ハンドルが切れてバランスを崩し転倒、これが左膝の骨の骨折でございます。いわゆる皿という部分が骨折した件でございます。

もう1件が、これも同じものなんですけども、また、4か月後ですね、また自転車に乗って踏切の手前で停車しようとして、そのままバランスを崩して倒れて、今度は左手をついたと。これも左手の骨折ということで診断が出て、特にこの左手のほうでちょっと時間が、手術等で時間がかかっているというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

以前もたしか何か議会で、車の事故だったと思うんですけど、事故の補償、保険の費用か、何か費用の補正予算、上がってきてたと思うんですけど、時々職員さんのこういう車

の事故も含めて、そういう事故が多いんで、そこは管理監督する立場の方々にはちょっと気をつけてやっていただきたいと思います。

次、41ページなんですけど、すみません、人事の部分でちょっとお聞きしたいんですけども、勤勉手当と人事評価のところでお聞きしたいんですけど、今年、何か人事評価制度のマニュアルを改定されたということで、事業のほうでは行政評価のほうで何か載せられてたんですけど、役場のホームページの人事の評価のところでは、勤勉手当の人事評価の活用ですね、人事評価を活用して勤勉手当に反映するというは実施してないって書いてたんですよ。で、実施するのは令和3年の6月期からみたいな内容で書いてたんですけども、令和2年から実際そういう反映してるんですか。何かちょっと報告内容とホームページの内容が違うから、どうなんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

すみません。今ご指摘いただきましたホームページ、私どものちょっと修正漏れでございます。実際には令和2年度の人事評価の内容をもって令和3年度の6月期の勤勉手当に反映を行ったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

でも、実際に反映して活用されてるということですよ。

あと、もう1個ね、その令和2年度の人事部局のほうの取組内容のところでは昇任試験制度の検討をするというところで事業実施計画のところ、上がってるんです。一応おおむね計画どおりということで評価されてるんですけど、昇格試験の進捗というか、もし話せる範囲で何か決まってることがあるんやったら教えていただきたいと思いますけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

これも、一応制度は案といいますか、出来上がっております。内容としましては主査試験と係長試験を導入という考えでおります。あとは、来月の頭に職員に対する説明会をし

て実施するという流れになってございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、実際に試験実施するのはどの時期といたしますか、今年度中、来年度から。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今年度中と考えております。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、その制度の要綱ですかね、とかはもうつくられてあるんですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、一応案という形といたしますか、あるのはあります。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

41ページの人事給与管理システムの使用料の件なんですけど、これ、毎年同じような190万前後の金額が上がってたんで、普通に勤務管理のシステムが忠岡町は入ってるもんやと思ってたんで、その費用やとずっと今まで思ってたんですけど、せんだって労務管理のシステムを導入しますという話があって、今まで紙でやってますというのを聞いて、えっと思ったんですけど、逆にこの管理システム、今までずっと、約200万近く上がった部分というのは何の部分というか、もうほぼタイムカードだけで、これ、これだけかかってたんですかという質問です。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

まず、ちょっと41ページの委託料のところを見ていただいているかと思います。就業管理システム9万4,000円というのと、人事給与4万2,000というのが上がってございます。先ほどもちょっと申し上げたんですけども、就業管理システムというのは現状のタイムカードの保守委託でございます。それから、人事給与システムの機器保守委託なんですけども、これは実際は機器の保守ですので、そのリース期間の終了に伴いまして保守のみを行っているので、昨年と比較するとこの金額になっているというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、使用料の分。使用料。

秘書人事課（中定昭博課長）

ごめんなさい。委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

使用料の点ですね。申し訳ないです。人事給与管理システム、これはシステムの使用料とクラウドの使用料ということになってございます。これは今、委員もおっしゃられたように庶務事務システムとは全然別物、給与の計算のためのシステムとなっております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、今まで全部、何か紙でやってはったということでお伺いしたんですけど、一応、給与面の計算とかはこのシステムを使ってた。一部はシステム導入してたということですか。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

ちょっと細かい話になるんですけども、時間外勤務手当であったりいろんな手当の申請があったものを、私ども担当職員が手でシステムに入れていっていたというところなんです。その元データも、各課から紙で出てきたやつを集計して、計算し直しも全部やって、それをやっていたというところでございます。それが、今度導入する庶務事務システムはそこが全てオートマチックに答えが出てきて、それが人事給与のシステムに吸い上げられて給与に反映するというものでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。

あと、決算書にはちょっと上がってきていないんですけども、昨年度にたしか人事のほうでコンプライアンス指針、職員用のコンプライアンス指針が策定されたと思うんです。で、ちょっと内容を見せていただいたんですけどもね。ちょっと内容的には、私個人的に受けた感じはすごい当たり前のことを書かれていて、逆にこんな当たり前のことができていなかったのかなと、ちょっと疑問に思ったんですよ。本当に公務員として当たり前のところですよ。

で、質問1点目は、今まで、じゃあ忠岡町、全庁的にああいうものを今さらつくらなあかんかったぐらい、当たり前のところ、倫理的な部分できてなかったんですかというのが1点と、できてから、つくったはいいけれどもね、どういう形で職員さんに周知して、全庁的にそれを浸透さす努力というか、されているのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですけど。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

つくった経緯は、なかったからコンプライアンスが守られていなかったではございません。ちゃんと明文化したものがなかったのを、改めて作り直したというところでございます。決して何か駄目なことがあったから、それをきっかけにということではございません。

それから、職員に周知ですが、昨年の多分5月か6月やったと思うんですけど、部課長会で提示しました。その中、今現在は部課長会であったことを各課で、課内会議を通じて所属長が課員に詳細を伝達してというところで、情報の伝達というのは周知というのはし

てございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

明文化したものが今までなかったんでというので、つくられたというんですけど、別に普通に地方公務員法があって、ちゃんと全部書いてるんで、別に新たに事例を挙げて詳しく説明するという、他の自治体のような、いわゆるコンプライアンスマニュアルのようなね、そういうものでもなくて、ちょっとこれを今さらつくるのは、私は忠岡町の全庁的な綱紀保持の部分でどうなんかなというの正直感じました。

で、中身に、実際そういうことをやったらどうなるかという罰則義務、罰則関係がありますよね。そこが書いてなかったんですよね。特に公務員の場合って、ニュースになっようなあんな不祥事でなくたって、普通に差別的扱いしたって、守秘義務違反したって、それこそ争議行為をしても、大体罰則は刑事罰ですよ。なので、もうちょっとそこら辺、丁寧に。つくって、会議で周知したから終わりですというんじゃないで、やっぱりもうちょっと丁寧に浸透させていくように人事のほうも努力はしていただきたいと思いません。

秘書人事課（中定昭博課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

中定課長。

秘書人事課（中定昭博課長）

今、ちょっとご指摘いただいているところ、大変悔しい思いで聞いております。というのも、副町長就任以来、もう就任当初から私、指示を受けておりました。綱紀保持のことをもうちょっと詳しく書いて職員に知らしめて、これは職員を守る意味でもあるということで指示を受けておりました。ただ、ちょっと手が回っておらずに、今できていない状況ではございます。

今、再度そこにエンジンをかけるといいますか、今案を、案の詰めのところまではできているところなんですけども、綱紀保持というのは、以前からその必要性というのは十分認識しておりますので、今後必ずつくって、職員に注意喚起ももちろんですが、我々は公務員であるというのを再度認識して、そういったことのないようにするためにも作成して周知してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこら辺ですね。もう重々お分かりやと思うんで、さっきも言いましたけど、罰則が刑事罰になりますんでね。何かあったときに、それこそ普通に民事で国賠レベルやったらいいですけど、刑事告訴を告発されて、そのときに耐えられるようにしていただきたいと思います。

あと、42ページ、財務のほうになるんですけど、委託料のところですよ。ここら辺ちょっと大分、会計の内容と変わっているような気がするんですけど、財務処理作成支援業務委託料というところで、昨年度も同じ業務委託されてて、令和2年度、ごめんなさい、前年度、令和元年度も同じ業務を委託されてて、結構倍ぐらいの価格を計上されてたんですね。で、令和2年度はもう大分減ってるんですけども、それは公会計業務が大分、職員さんが身につけてきて、支援してもらった部分が減ってきたから価格が下がってきたのでしょうか。

財政課（岩佐武人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐武人課長）

議員お見込みのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい、分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと続いて、次の43ページなんですけども、同じく補償補填賠償金にのところです。ここも事故があったんですかというのと、何件あったか、教えてください。分かりますか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

件数は3件でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、すみません。ちょっと前後して申し訳ないです。その上の委託料で除草作業委託料で1万ちょろっと上がってるんですけど、これ、前年が17万円やったんですね。で、私、これ、てっきり役場庁舎内というんですか、庁舎管理部分の除草なんかなど思ってたんですけど、違いますよね。で、実際これほどこの除草作業というか、何に当たるんですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

旧忠岡東3丁目集会所跡地でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、その急に価格がぐんと下がった理由、教えてください。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南課長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

以前は東忠岡保育所横の所有地も一緒にあわせて行っていただいていたおりましたが、それが現在、認定こども園の工事を行っているという状況で、その分がなくなったということで減ったというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あとじゃあ、次、続いて、44、5ページ、庁舎管理の部分です。総合管理は委託業務でしてんですけど、45ページに上がっているビル管理の法定点検とか変電設備の点検とか消防関係の点検、建築設備の点検等々ですね、委託料、上がってるんですけど、これですね、実際その全部、発注案件ごとに全部、別種類の業務内容で、全部別業者、別業種の業者が受注しているのかどうかというのが1点と、もしかぶってると、同一分野の業種でも受注できる案件が別々で発注されてますというんやったら、それやったらまとめて発注したほうがいいんじゃないかというのが1点、お願いします。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

別業者の業務でございまして、事業者についても別々でございまして。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

全部別業者というか、業務的に全然別なので、一緒にはできませんよということですよ。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。あと。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません。次、46ページですけれども、いろんなシステムの保守委託関係なんですけどね。ここら辺、何か重機関係でシステムを入れたんで、システムの内容がかなり変わったというふうに先ほども説明されてたかと思うんですけど、結局そのシステム環境を入れ替えて、大分効率化というか、図れるようになったんでしょかね。実際、金額的にはここ委託料だけでもう、前年比で1,000万円ぐらい安くなってるんで、価格的には財

政的には値段は抑えられているからいいんやろうなと思ってるんですけど、業務内容も効率化的にはどうなんでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

効率化は常々図っているところでございますが、この大きな金額は、先ほど読み上げでもございましたが、住民関係の戸籍の関係が、住民課の戸籍台帳の費用のほうに若干回ったということがございまして、その金額が大きかったのかなと考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あと、47ページの職員端末、一番最後ですね。備品購入費の職員端末のどこなんですけど、決算の報告書の書類というか。令和2年度の施策の成果説明書のほうをちょっと見せてもらってたんですけど、これを購入した理由のところですね。平成26年度に購入した職員用の端末のうち特に不具合が85台に生じたと、なので購入したということなんですけど、平成26年に購入して、それから使っていて、その85台、そんな多くに不具合が生じるものなんですか。普通に使っていてそんなに不具合生じへんと思うんですけど。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員おっしゃるとおり、26年に購入しまして6年経過したということで、大きなところは確かにシステムが脆弱性を出しているというのもあるんですけど、ウィンドウズ7のサポートが令和2年1月14日に終了するというのもございまして、本町は無償期間中に職員用端末をウィンドウズ10にアップグレードして現在も使用しておりましたが、それまで使用していたんですが、総務省から通達にあるように、官公庁で使用する電子機器はおおむね5年でリプレイス、いわゆる更新という形ですね、することが望ましいということで、5年間の使用による経年劣化に伴う機器の不具合があったはずといいますか、やはり画面の立ち上げが遅くなって住民の処理に時間がかかったり、ブラックアウトを若干する機器も生じたりということがございましたので、今回、この2年度以降、新たに職員端末

等の機器の入れ替えをさせていただいたというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、そんな使ってて、経年劣化と言ったら変ですけど、と、サポート体制のあれですよね。切れたというのとかですよね。という部分でそんな大部分が壊れてとかそういう、使い方が悪かったとかそういうことではないということではないですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

議員おっしゃるとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。一たん終わります。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

49ページのふるさと忠岡応援寄附金の謝礼に関連してなんですけれども、ふるさと応援寄附金で、歳入では寄附額が2億7,700万円で、返礼品、謝礼で8,458万何がしと。あと、経費もほかにもあると思いますけど、あと、他市に回った件数というんですかね。それは何件で、幾らが他市のほうに回ってしまったのかというのは分かりますでしょうか。

税務課（森野英三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

森野課長。

税務課（森野英三課長）

令和2年度なんですけども、適用された人数でいきますと493名分で、控除額が1,851万6,570円が控除されていますので、委員お示しの、要するに流れた税収というのはこれに当たるとおられます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

返礼品等の経費で支出というんですかね、された分は、総額で幾らになりましたでしょうか。2年度で。

産業振興課（橋本珍彦課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

経費の分につきましては1億3,501万1,709円となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら寄附額から返礼品等経費を差し引いて1億4,200万ほど残って、で、他市に寄附が回った分がそのうち1,851万何がしということで、それを引いた分が純粋に忠岡町に残った金額というふうに考えてよろしいでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

橋本課長。

産業振興課（橋本珍彦課長）

おおよそ1億2,000万ですかね、ほぼほぼそんな感じが真水として残ってるというふうに考えてございます。

委員（是枝綾子議員）

1億2,000万、分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。あと、すみません、50ページの災害対策費についてです。何点かちょ

つとあるんですけれども、まず簡単なことから。当初予算のときにも質問があったかと思
いますけれども、ブルーシート、災害時の屋根とか雨漏りとか、ブルーシート張りのボラ
ンティアの受入れ態勢というのはもう取れているのでしょうかという点が1つです。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

実際のところブルーシートを張る作業になりますと、いわゆる高所に上がるということ
になっておりますので、なかなか危険を伴う作業になっておることから、現在のところそ
ういうふうなボランティアさんについては確保はできておらないという状況でございま
す。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

これは河野議員が予算委員会というか、何かちょっと質問されてたと思いますけれど
も、おとしですか、3年前の台風の21号のときに、そういう屋根に上るお仕事をされ
ている、そういった建築関係の方々がボランティアで来られたけれども、忠岡町は受入れ
態勢がないから断ったという、そういう答弁があったようにちょっと記憶しているんです
けれども、岸和田市は受入れをされて、岸和田市ではそういったボランティアの方に屋根
ね、ちょっとブルーシートを張っていただいたお家もたくさんあったということで、忠岡
町もボランティアの受入れを、そういった方々が、来たいといった場合には受入れをして
いただきたいと、されることを要請しましたけれど、それについての受入れというのは、
これはボランティアの受入れなので、これは社会福祉協議会のほうが受け入れるというこ
となのでしょうか。忠岡町が受け入れるものではないですよね。だけど、連携して災害対
策ということで社協に、その点は受入れの点を協議されましたでしょうかということ。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

社会福祉協議会におきましては、要はボランティアさんにつきましては一定の保険等は
掛けさせてはもらうんですけれども、やはり高所の作業になるというところで若干見合わせ

たところがあるというふうにお聞きしているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、保険というのはその方々がボランティア保険に普通入ってこられるということだと思んですけど、忠岡町で掛けるものではないと思いますけれども。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

すみません。ちょっとその辺、もう一度社協のほうと確認を取らせていただきたいと思います。ただ、1つ言えることは、全般的に高所に上っての作業というものはやはり危険を生じるというところで、一般の方からの要望が多かったんですけども、なかなか今回については受入れはできないというふうな判断をされたというふうなところは聞いております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

建設協会とかそういうね、大工さんの組合とか、そういったところからのボランティアで来られた場合というところの想定でちょっと申し上げてたと思います。そういった団体が言ってこられた専門職の方ですね。という方々がボランティアで、ちゃんと保険も掛けて来られてたら受入れはできるのではないかということで、その点を協議していただきたいということで質問させていただきましたので。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

本日頂きましたご意見につきましては、また社協と共有のほうをさせていただきたいというふうに思います。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。で、次ですけど。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

防災、地域防災計画の修正もされましたが、細かい避難経路のことについてまでは、そこではちょっと述べられてませんけれども、これも高月北という地域は三角州ですね。牛滝と槇尾でしたかね、ちよつとこうね、三角州の部分のそこは、大雨が降って洪水の場合は避難路がないということで大変住民の方も困っておられますので、その際に避難をするということになった際にバスなどを借り上げて避難をちよつとさせてもらうという方法は取れないものだろうかというところで、いかがでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

現在のところバスを借り上げての避難の補助というんですかね、そういうふうなところにまでは検討はしておりません。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

「避難してください」と言うけど、なかなか足がないとか、もう雨が降ってとか、かなりなかなか避難しにくいという方には、やはり足の確保が要るかと思います。避難場所がここはないので、こっちの忠岡町の役場のほうに、こっちのほうに来なければいけないし、かなり遠いので、そういった歩いてとなると。ということで避難の足の確保というものも今後検討する地域、地域的に必要ではないかと思いますが、ぜひちよつと検討していただきたいと思います。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

ご意見として頂戴しておきたいというふうに思っております。

委員（是枝綾子議員）

お願いします。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

災害対策の3つ目が、51ページのところの防災行政無線、同報系の設備保守点検委託料に関連してですが、忠岡町は平成26年度に行政デジタル化ね、防災行政無線をつくっておりますが、大変聞こえにくいということが当初から言われております。で、個別受信機をやはりそういう聞こえにくいところには貸出しということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

個別受信機でございますけれども、1台当たり、純粋な金額として4万円を超えるような金額がメーカーから指示いただいております。あと、個別受信機を置いたからといって、必ず要は防災行政無線の電波が取れるというものではございませんで、要はちょっと距離が離れてしまうと別にアンテナを設置しなければならないと、そういうふうな場合もございます。そうなりますと、その工事費だけでさらに数万円というふうな形がメーカーから見積もりとさせていただいておりますので、なかなかちょっと正直なところ個別受信機をお渡しするということまでにはたどり着かないのかなというふうに考えているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

聞こえない、災害のリスクの少ないところであれば聞こえなくても何とかあるんですが、災害リスクのある地域ですね。ハザードマップでもここは危険だとかいうところの方は、特に聞こえてないと困ると思うんです。「避難してください」ということが出たら避難ができないと。で、忠岡町のLINEとか、若い方はそれで受信できますけれども、ご高齢の方はもうスマホとか携帯とか持っていない、そういう方々も多いです。特に最近、豪雨災害ですね。集中豪雨とかで川の増水、川の堤防が決壊するということはあまり少ないかと思いますが、越水するということはあるということで、特に3丁目ですね。忠岡町の危険地、川沿いは大体3丁目なんですけれども、3丁目のほうは土地が低くなっている。特に深田線から向こう側の川のほうは特にまだ低くなっているというところ

で、ここら辺の3丁目の辺りの方は、馬瀬3丁目、北出3丁目、東3丁目、この辺りの方々はやはり避難をするという、遅れると大変だと思います。この方々は防災無線が日頃から聞こえているかということをおよそ事前に聞きましたら、聞こえないということで、この間の11月の4日でしたか6日でしたか、Jアラートのね、全く音すら聞こえないという、北出3丁目は音も聞こえなかったと、窓を開けたけど聞こえなかったという、そういうちょっとご意見を頂いております。非常に不安に思っているということで、そういった災害のリスクがあるよと分かっているという地域について、そして防災無線が、もう3丁目といったら端っこなんです。届かない、届きにくいと、防災無線から遠いのでというところについては、やはり計画的にその個別受信機を設置していくと。一度に全員に行き届かなくても、やっぱり必要な状況の方から優先してつけて、設置をしていくということも考えていかなければいけないのではないかと思います。

参考までに、忠岡町と同じ、教えていただいたんですけど、日立国際電気に忠岡町は請け負ってもらって、防災無線ですね、1億1,600万か何がして工事してもらっています。ここと同じところの会社が設置した、で、同じエルラド社のデジタル、同じところをしております高知県の香南市というところ、人口3万数千人のところですけども、そこは28年度に整備しております。忠岡と大体似たようなところですが、そこは個別受信機を、聞こえない地域というのをあらかじめもう分かっているんで、その台数はきちっと緊防債でその親機をつくる時に発注、購入しまして、そこに聞こえない地域にはもう無料で貸出しをしている、120軒貸出しをしている。あと、その聞こえるであろうと思われる範囲でも、聞こえないというところについては、個別に事情をちゃんと調査して、毎年5台ずつ、そういったところにはアンテナをつけたりとか設置もしているというところでもあります。

忠岡町は、個別受信機は公共施設の分しか一緒に購入してなかったというふうに聞いております。そこは、その香南市はたくさんまだ在庫があるので、それを少しずつ住民の方に個別に貸出しを今している、少しずつですけども、ということでやっております。だから120台、そもそも貸出しを無償でやりながら、個別受信機を5台ずつ、また今やって、在庫がまだあるからそういうふうにやっているということらしいです。

ということなので、忠岡町はなぜ個別受信機をもう少し、聞こえない地域というのははっきり分かっていますので、忠岡町で。聞こえないところもあります。ここの日立国際電気が円を描いて、ここは聞こえないという、絶対聞こえないというふうに出してるところの住民の方の分ぐらひは、忠岡町、購入しなければいけなかったのではないかなと思います。なぜしなかったのかというところがちょっと疑問です。ということで、これについてはなぜ個別受信機をそういったところ、聞こえないと分かっているのにされなかったんでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

防災行政無線を設置する際には図面に忠岡町の、ごめんなさい、忠岡町の地図ですよ。そこに防災行政無線の設置場所を中心にコンパスで円を描いて、おおよそ音声、電波が届くであろうというようなところで無線スピーカーのほうを整備させていただきました。それを見ると、ほぼほぼ聞こえない地域はないというふうに私どもは感じているところでございます。

ただ、その当時ですね、緊防債を活用させていただいて防災行政無線を整備させてもらったんですけども、ちょっと個別無線機については公共施設数しか設置しておりませんでしたので、今、新たに個別受信機を整備するとなると緊防債のほうが使えないので、ちょっと財政的には有利な措置はないのかなというふうに感じているところでございます。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

今総務省が、ホームページにも載ってますけど、総務省の、個別受信機を推奨されているということで、で、緊防債の対象にもなるんですけども、つけた後の個別受信機をする際は、特別交付税の措置の対象ですというふうに書いてあります。わずかですが、そういったやはりちゃんと情報が伝達されないというところが非常に命に関わるということですので、そこは重視されているみたいですよ。

個別受信機についてはやはり少しずつでも計画的に設置をしていくというふうにしていかないと、どうしても聞こえない。何や、電話で聞き直しをしてくださいというんですけど、そもそも聞こえてなかったら、そういう放送があったことすら分からないから、聞き直しすらできない。「いや、聞き直しをすればいいんです」って今まで答えられていますけれども、音すら到達してないところについては、やはりこれは何らかの対応をしなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、特別交付税措置の対象であるということですので、ぜひ検討していただきたいということで、そういうお考えはないでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

万が一の大規模災害が発生した際には、通常使っている防災行政無線ですけども、必ず

サイレンを鳴らして危険を迫っているよと、そういう周知を図りながら放送のほうはしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、個別受信機の段階的な整備というところで要望いただいておりますけれども、何せまた予算もかかることですので、ちょっといろんな面を、聞き直しシステムもごさいますし、ほかの情報伝達手段がないのかというところも併せながら考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

ほんまに、1億何ぼもかけた割にはお粗末やと思います。隣の泉大津のがよう聞こえるのに、忠岡のあれ、欠陥商品と違うかなと思うねんけど、それは1回指示出してるんですよ。ほんまに1,000万ほど違うからね。ゼロが1個違うねんからね。本当に聞こえないですね。どうにかメーカーにもう1回言うとか、それは期間が切れてるのか何か知らんけど、最初から聞こえへんかったね、あれ。向きが悪いのか最初から欠陥か。ボリュームが何か絞ってるとかいうような理由のことも言うてますけど、そのぐらいで。まあ、どうにかしますんで、この辺で。

委員長（河瀬成利議員）

そろそろ2時間ほどたちましたので、一応ここで休憩をとりたいと思います。

委員（是枝綾子議員）

あともう1点だけ、その続き、防災無線で続きがあるんで、いいですか。

委員長（河瀬成利議員）

続き、それが終わってから、それなら。

委員（是枝綾子議員）

すみません、手短にいきます。保守点検業務を毎年されているんですけども。

委員長（河瀬成利議員）

マイク。

委員（是枝綾子議員）

保守点検業務を毎年、この事業者に委託してされておりますけれども、私、ちょっとこれ、仕様書を頂いて、見たんですけども、その際にスピーカーの方向、音量調整というところが仕様書にありまして、「各屋外拡声支局より適切な音響が得られるように、住民よりの苦情や要望等によりスピーカーの方向、音量調整を監督職員の指示により実施すること」というふうに、契約書にこのように書いてあるんです。全然適切な音響が得られるように、住民からの苦情や要望等によってスピーカーの方向や音声調整するというふうに実施せえと、することって契約書にちゃんと仕様書に書いてあるのに、それをされているのかというところが、どういう点検をしていただいているのかと。点検のときにこれをやっ

ていらっしゃるかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

防災行政無線の点検業務でございますけれども、いわゆるスピーカー部門、個局といいますけれども、こちらにつきましては電源や電圧、あと動作確認やスピーカーの配線等を目視で確認しているというところでございます。今、先生のほうから頂きましたお言葉です、メーカーのほうに全てぶつけて、きっちり対応するように指示のほうは出したいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

議長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。55万円も目視で、それだけね、55万も払うんでしたら、このぐらいちゃんと仕様書どおりにやってくださいということは厳しく言っていただきたいと思います。改善していただきますようお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

ここで、それでは休憩したいと思います。開始は3時20分、3時20分から開始いたします。お疲れさまでした。

（「午後3時07分」休憩）

委員長（河瀬成利議員）

それでは、休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後3時20分」再開）

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ある方、いらっしゃいますか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっとさっき聞き忘れたやつなんですけど、決算書にまとまってこの予算という形で項目が上がってなかったんですけど、総務課でね、一応公有財産の管理ということで公用車を管理されてると思うんです。過去にもお聞きしたというか、公用車ね、もうちょっと台数を減らして、みんなで共用して減らされへんかというところをお聞きしてたんですけど、町長の公用車、黒塗りの高級車も含めてですけど、今どきあの高級車が要るかというのがありますし、それやったら職員の乗れる車に変えていくというの

あるんですけど、今後の公用車の運用状況、運用というか、どういう計画、このままこ
だけ大量に持ったままずっといくつもりなのか、徐々に減らしていかれる計画というか、
おつもりなのか、そこら辺ちょっと教えていただきたいんですけど。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

ご指摘の現在の公用車の運用状況から、今後、その台数を減らしてはいかがかとい
うことでございますけども、現在においては、今保有してる公用車の台数を減らすとい
うことは思っていない状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これね、今の状態でもざっと20台ぐらい持ってて、ほぼ全課にまたがって公用車ある
んですよ。で、ほんまにこれ毎日ね、この公用車が出払って稼働してるかというたら、
そこまで出払って使ってないですよ。空いてたりするでしょう。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

恐らく一度に同じ時間で全車が全て出払うということはないであろうというふうには思
います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

だから、申し上げてるんですよ。トラックとかね、特別にその用途が決まってて要る
ものは要ると思うんですけど、通常の乗用であったりとか、貨物車でもね、かぶってたり
とかするのもあるし、そこは全庁的にうまいこと乗る計画も含めて、外に現場回りとい
うか、町内とか外に出ていく計画も含めて、かぶらへんように車をうまいこと乗るよう
にし

ていったら、こんだけ台数要らんとするんですよ。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今の運用からして、そこが台数が多いのか、また少なくすべきなのかということにつきましては、正直よく分かりません。しかしながら、大規模な災害等に備えて、公用車ということは当然ながら我々は作業部隊ということで使用するということ大切なものでありますので、そういったことを今後想定する中においては、あえて現状から台数を減らすというようなことは必要はないのかなというふうに考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その災害時のときの対応はあるでしょうけど、何がなんでも現場に車で行かなあかんわけでもないでしょうし、逆に、車で災害時に道が通られへんかったら行かれへん場合もあるでしょうし、この数を持つてることその意義があるかというところはね、今、総務課長おっしゃっていただきましたけど、もう1回見直しというか、検討はしていただいたらと思います。少なくとも今、全課、全部この車に乗って出払ってて、公用車が空いてなくて困る部署が出てくるときもあるんですよやったら分かりますけど、そうじゃなくて、いつも常に余裕があって、車が空いてる状態で余ってる車があるんですよやったら、そこは見直していくべきやと思います。これは要望でお伝えしておきます。

あと、総務費の50ページのKIXの泉州ツーリズムビューローの負担金の分ですね。これも従前からほかの議員さんからも出てたと思うんですけどね、一応前年度よりは若干、100万程度ですかね、下がってはいますけど、コロナ禍ということもあるんかもしれないですけど、そもそもここに加盟というか参加している意味があるのかというところなんです。

多分、関空島の麓の佐野とか田尻とかね、あそこら辺は入っててメリットありそうな感じもしますが、忠岡って関空から大分遠いですし、ほぼ関空というより大阪市内のほうの自治体と思うんですね。で、そこまでそんなに関空、関空と言うて入ってる、こんだけ負担金を払って入るメリットがあるのか。コロナが起きてなおのことね、インバウンドもどうなるか分からないというところで、ここの負担金、今後、加入の賛否も含めてちょっと町のお考えというか、お聞きしたいんですけども。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

いわゆるK I X泉州ツーリズムビューローでございます。ご存じのように、泉州の9市4町で構成しております。忠岡町としましても、泉州を活性化させる、盛り上げていくという意味もございまして、参加させていただいてるところでございます。

実際のところ、コロナによりまして事業のほうは若干進んでない部分もございますが、一番大きなところは、何といたってもK I X泉州国際マラソンというところがございます。こちら泉州の大きな目玉事業といたしますか、たくさんの忠岡の住民も参加しております。また、友好都市からも参加させていただいております。このような事業もございまして、9市4町で何とかこの泉州をという意味で歩調を合わせて参加させていただいているところがございますので、その点も加味していただきまして、当然不必要な支出等、常に我々も見させていただきながら、適正な支出を求めていきたいとは考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その今おっしゃっていた泉州国際マラソンですか、忠岡町がそこに加わる、参加するという部分と、このK I Xツーリズムビューローに加盟というか、加わっていることの関係性というか、入ってないと参加というか、できないんですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

K I X泉州ツーリズムビューローということなんですけども、これはもともと3つの団体が統合してできているものでございまして、K I X泉州国際マラソン実行委員会事務局、もともと個別にあったんですが、こちらと、それと泉州観光プロモーション推進協議会というものと、華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会と、この3つの団体が統合されまして効率良く進めていこうということで設立されたものでございますので、そういう関係性といいますか、そのような団体でございますので、ご理解のほうよろしく

お願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ご理解くださいとおっしゃられたんですけど、ちょっとこれは検討していただきたい部分だと思います。で、もうお聞きしませんけど、もしその泉州地域内にね、忠岡より以南の大阪府内の市町で、これにK I Xツーリズムビューローに入っていない自治体がもしあるんやったら、それやったら忠岡町も考えていくべきやと思います。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

それは無理です。勝元議員が言うてるのは無理です。これはお付き合いの一環でもありますし、こういうのに忠岡町が入れへんと言うたら、また鎖国みたいなことになってくるな。ましてや、やっぱりね、泉州は1つやという考えの中で我々この基礎自治体がおる中で、我がとこ、小さなこの基礎自治体の忠岡町が、そういう勝手な行動はできません。やっぱり関空中心に盛り上げろというて、その3団体が一緒になって、またK I Xツーリズムビューロー、またその旗上げ、また今後ボリュームアップするために、今回も事務局にはまた有名な方が入ってきたという中で、もうちょっとバージョンアップしようかという中で、一抜けたというようなことは、これは100%無理なお話ですので、この話は何ぼ突っ込んで物を言っていたいたところで、抜けません。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

もう町長がそう方針を決められてるんでしたら、それはそれで結構ですけど、あとは住民がどう納得するかやと思います。そこは逆にご理解いただきたいと思います。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

住民がどうのこうのじゃないんですよ。もうこの地域というのはそういうものじゃないんです。忠岡町だけ良くなるというのは、もう時代錯誤も甚だしいですよ。泉州一丸となって、北高南低という中に南大阪を盛り上げていこう、大和川以南を盛り上げていこうというてね、それは端っこの岬町であろうが、大きな政令指定都市の堺市であろうが、心の中身は分かりませんが、でもそれは心一つになってやっていこうという団体ですので、そこで勝元議員が言うように、忠岡町、こんなん抜けたらええやん、これは無理です。言うときます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一応、意見としては言うておきます。従前からお伝えしてますんで。

委員長（河瀬成利議員）

ご質疑ございませんか。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか、続き。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

52ページの自治関係です、自治会関係なんですけど、まず報償費の自治会長報償費ということで、これまでたしか職員というか嘱託でやってたのが、会計年度任用職員に制度が変わったんでというところで変わったんやと思うんですけど、実際何か当初、会計年度任用職員の制度が始まるぐらいの頃って、どうするかということをお話されてたと思うんです。どういう名目で、どういう肩書というかね、どういうことでこの自治会長さんへの報償費を払っていくねんという話はしてたと思うんですけど、結局、報償費ということでお支払いされてるんですよ。もう会計年度任用職員にはしないというか、できないんですよ。

そこの部分ね、何か報償費を支払うなら支払うなりで、ある程度根拠というか何かつくられてますか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

根拠なんですけど、要綱は定めておるところではございますが、実際その活動の状況という面からちょっとご判断させていただいております。自治会長さんにつきましても、住民さんと同じ立場という形ではございますが、町から各地域への協力の依頼ですとか、防災訓練、防犯、美化、交通、その他いろいろな事業につきましても招集、調整、連絡について非常にご努力いただいているところがございます。また、地域から生じる様々な問題や要望、苦情についても、昼夜問わず受け付け、対応していただいております。町への連絡調整をして、地域の問題の解決を図っていただいているところがございます。

これらの自治会長が行っているものを時間とか量とかで測ればいいんですが、なかなかそれができないということで、会長さんに対しましては、この活動に対しまして一定のお礼ということで、この謝礼金をお渡ししてるということでございますので、よろしくご理解賜ればと考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、次、宝くじの交付金のところ、たしか32ページか、歳入のところでも市町村の振興宝くじ交付金というところで歳入が入ってるんですね。これ、いつも何か自治会関係に出してたと思うんですけど、これは自治連絡費というか、この総務費じゃないところで出してるんですか。

財政課（岩佐式人課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

岩佐課長。

財政課（岩佐式人課長）

こちらの32ページ、雑入の部分の市町村振興宝くじ交付金というところだと思うんですけども、こちらについてはサマーとオータムのジャンボの宝くじがございまして、その売上金の一部を、もともと府内の市町村で出資して成り立っている部分がございますので、そちらの売上げの一部を歳入として市町村に交付されるという仕組みになっておりますので、今おっしゃってるコミュニティ助成とはまた別物でございます。こちらのほうは一般財源として収入しておるといえるものでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。ありがとうございます。

あと、集会所費のところなんですけど、委託料の集会所消防設備点検委託料と、その下の負担金補助のところ、各地区集会所の修繕負担金というのと上がってるんですけど、これ、委託先、支出先は自治会ということでもいいんですか。自治会なのかというところ、自治会じゃないんやったら、業者になるんか、どういうところですかというのと、その負担金の部分ですね。いいです、そこだけ確認お願いします。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

集会所の消防設備点検、これ年2回させていただいております。せんだってでも終了したところですが、これにつきましては町のほうで実施させていただいているところでございます。各地区集会所修繕費というものにつきましては、基本的には各集会所の修繕につきまして、修繕料が5万円までにつきましては各地区にお願いしておりますが、それを超えるものにつきましては町のほうから自治会にお支払いしております。なお、修繕につきましては、自治会で工事のほうを決めていただいておりますので、電気の工事ですとか、それぞれ各地域地域で決めていただいているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その各地区の集会所の修繕負担金ですけども、もうこれは各自治会、公平に分配というか、それともその都度、こういう修理、修繕したいからというところに配分というか、してるのか、どういう形を出してるんですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

各地区の修繕といいましてもいろいろございまして、基本的には要望をお伺いしたところ、状況を見ながらという形ではございます。ただ、せんだってありました雨漏りとか、緊急を要するものについては、順番というんですか、それを前後しながら工夫して、予算も限られておりますので、自治会にもご説明させていただきながら進めているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

雨漏りしてるとか、ほんとに修繕の要るところで使っていただいていたら、それはそれで結構です。もし仮にね、分配してて全然修繕するところもなくて、自治会のほうにストックしてて、この名目と違う使われ方をしてるというんやったら、それはちょっとおかしいと思ってたんで、その確認というか、そこだけは確認お願いします。

あと、防犯対策費のところなんですけど、前年度まで安心相談アドバイザーというのがある、何か250万円ほど計上されていたと思うんですけども、この安心相談アドバイザーさんというんですかね、はもうなくなったんですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

まず、安心相談アドバイザーですけども、令和元年度は町の単費で支出をしておりましてけども、令和2年度からは補助金を活用しておりますので、ちょっと予算の組み替えの関係上、決算のほうには令和2年度は上がっていないというところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、もうずっと継続してやられてるのはやられてるんですね。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

安心相談アドバイザーでございますけども、危機管理課から会計年度任用職員をグラウンドの中の地域安全センターのほうに配置して、住民さんのトラブルとか、あとDVとかの相談、あと行政対象暴力の対応とか、警察との協議とかいろいろやっていただきました。令和2年度については、そういうような形で1年間従事していただいたところでござ

います。

令和3年度におきましては、同じように雇用のほうはさせていただいておったんですけども、この5月に体調を壊されて退職されて、そこから不補充というような形で現在いております。

以上でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今、欠員ということですけど、今後それを補充されて継続というか、計画的にどうなんでしょう。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

安心相談アドバイザーですけども、警察のOBの方になっていただきたく、いつも警察のほうから派遣をしていただいているという形になるんですけども、何せ今回につきましては年度途中で退職されましたので、また新しい年度には当初から来ていただけるように動いていきたいというふうに考えているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ありがとうございます。

あと、続いて53ページの下の人権関係ですけど、この男女共同参画推進会議なんですけども、委員さんはまず何人おられてというところをお聞きしたいんですけど。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

男女共同参画推進計画懇話会ですが、人数が11人ということでございます。

委員（勝元由佳子議員）

11人。端数じゃないですか。計算を間違えてる。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

1名、いわゆる大学の先生ということで頂いておりまして、10名が諸団体等代表者という形でなっております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、委員報酬は一律じゃなくて、いわゆる学識経験者については別金額になっているからということですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

特にその辺は設けてございません。取りまとめの方ということで1名頂いているということで、採決をとる旨の分かれる数というんですかね、そのように考えて11人という形にさせていただいております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

これ、会議というか、開いていただいて、その参画計画ですよ、第2次の策定されたんですけども、実際、その人権関係のあれなんですけど、下に忠岡町の女性フォーラム実行委員会とかもありますけど、町内自体の女性の参画を促すような効果というか、人権の部局としてはどうお考えでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員申されましたように、計画は確かにできておりますが、なかなかそれが浸透しては
ございません。アンケート調査の結果もなかなか関心が低いということで、今回、それも
含めてどのようにしていくのかというのが、これは大学の先生も含めまして、今後それを
考えていこうということで問題提起はされておりますので、今後それについては、委員お
っしゃるように、どうやって巻き込んでいくか、一緒に共に参画していくかというところ
は非常に重要なファクターであるということは伺っておりますので、今後その点、検討し
てまいりたいと考えてございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

やっぱりちょっと忠岡、実際、役場のこの庁舎内だけ見ても、女性に対する意識とい
うところは、私は正直低いと思ってるんです。住民も含めて、そこら辺の意識を上げてい
くというんですかね、そういう啓発の部分は当然取り組んでいていただきたいんですけ
ど、この第2次の今回の計画を策定されたのもそうですし、従前からでもね、こうやって
人権協会であるとか、いろんな外郭団体の方々とか含めて、人権の部分でやっぱり公費を
使ってきてるじゃないですか。だけど、実際に団体をつくったからとか、こんな計画をつ
くったからといって、じゃあそれならみんなの意識が変わるかというたら、やっぱり実生
活、日常生活の中で全然その意識が変わらなかつたら効果がない、絵に描いた餅で終わっ
てしまうんで、そこら辺ね、今後具体的にどういう何か取組というんですか、今までと違
う何か取組が私は必要だと思うんですけど、何かそういう取組をしていこうという計画と
か予定ありますでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

この取組につきましては、年次でこのメンバー、先生中心に考えていこうというのが実
は今回の計画でございます。今回の計画、男女共同という中も含めて、委員もご存じのよ
うに、LGBTQ+というんですか、そのような人権のとらまえ方も大きな主流になって
きてございます。そこで、今回の計画も「みんなで創ろう、自分らしく活躍できる元気な

まち」ということで、単に男女にかかわらず、いわゆる性差というものも含めて計画を押し進めていきたいと思いますので、ちょっとどのような、今までと違うやり方が出るのかというのは、まだ今後の始まったところですので、ちょっとコロナでなかなか進めない部分もあるんですが、しっかりと検討していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

こういうのは自治体どこでも人権部署があって、取り組んでいるのは変わらないと思います。忠岡町も昔からずっと人権、人権と言って取り組んできていると思いますけど、実際なかなかその意識というところは変えるのは難しいんで、その具体的なところをね、できれば公費を使っているのであれば、団体にお金を出すとか、形だけのところにお金を使うんじゃないくて、中身のところにもっとエネルギーとか公費とかを投じていただきたい。これは要望でお伝えしときます。

あと、総務費でちょっと後ろになるんですけど、65ページ、選挙関係、町長選のところです。もう議会のほうでもね、ちょっと去年度、問題というか、公報紙ね、選挙公報が一部町内世帯に配布されてなかった件ですけども、実際に総務課、選挙管理委員会のほうで、町内の一部ですけども、配布状況を調査されたら、やっぱり未配布の世帯があったという結果が出てます。その未配布、契約不履行の部分ですね、実際、契約金の一部なり、ちゃんと完全履行していただいていない部分については、契約金の何か請求とかされたんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

やっではございません。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこは、やっぱり完全履行してこそ、この契約金額やと思うんです。公費を投じて調査

までしたわけじゃないですか。それだけでも町は損失ですし、きちんと請け負った業務を履行していただけてないという部分についてはね、それは一定、その不履行の割合に応じてでも、ちゃんと損害額を請求すべきやと思います。ちょっと甘いんじゃないでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほどもあったんですけどね、そのときに選管といたしまして無作為に全世帯、町内に抽出をやった中でアンケート調査ということで実施をさせていただきました。その結果、確かにご回答いただいた中で、配布はされなかったというお声を頂いた事実は当然ございます。しかし、その結果だけを捉えて、本当にその世帯に公報が配布されなかったのか、到着していなかったのかどうかという部分につきましては、100%ではないかと思いません。

例えば、5人世帯の選挙人がいらっしゃるお宅で、その世帯に配布をやりましたと。でも、例えばポスト投函でありますので、ポストを開けられた5人のうちのお1人の方がそれを確認して、選挙に興味がないわということで、例えば新聞等に置いて処分をしたという事象が仮にあるとしますよね。そのはがき、アンケートに結果を記載した、実際にその処分された以外の方がそれを目にしたら、実際に選挙公報は入っていたんやけども、ほかの世帯の方は目にしていなくても当然ながら考えられるということもございますので、一概に結果だけを捉えて、その結果が本当に公報が配布されていなかったのかどうかというところの部分についての考えは、ちょっと選管といたしましては、イコールとしては捉えていないという状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっとその捉え方、どうなんでしょうかね。そんなことを言い出したらね、どんな業務もいくらでも不履行があった場合、いや、そんなん違うかもしれないと言えますよね。今回ね、公費を投じて調査したのは明らかで、その結果も明らかに数字で出てるわけですね、それは素直に選管として受け止めるべきじゃないでしょうか。そんな何か、今回受注したのがシルバーの人材センターさんですけど、あたかも受注業者をかばっているかのように住民から受け取られかねないような、そういう発言を行政側が、自治体側がすると、

結果を真摯に真正面から受け止めないというか、そういう解釈はちょっとどうなんでしょうか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

今、申し上げたことにつきましては、勝元委員はそのような解釈でまたお話しいただけてますけども、選管といたしましては、やはりそういった結果というのは、当然ながらそのときにもご答弁させていただいて、結果は結果として真摯に受け止めさせていただいてますというその反省の弁は述べさせていただいたと。当然ながらその思いがあったからこそ、そのようなご答弁をさせていただいたところですよ。決してその結果は重く受け止めていないとかいう考えは、それはございません。ただ、本来その結果だけで捉えて返還請求まで求めるというお話になったので、本来その全てがイコールではないですよという形で申し上げたということですので、ご理解いただきたいと思います。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

何かその今のご答弁もそうですけど、結局一応議会のほうでね、実際そういう未配布の現状がありましたということで、おわびの言葉と併せてありましたけれどもね、それはそれなんです。おわびはおわびで今後の業務に活かしていただけたらいい。だけど、この契約という部分については、きっちり完全に履行するというのが条件で締結してるものですよ。それを不履行やというんであれば、そこはきっちり契約書に基づいてするのが本来であろうと思いますし、そこを逆に発注してる自治体側がね、そういうふうに未配布であったけども、その数字が果たして本当かどうか分からないとか、そんなこまで言い出したらね、やっぱり住民の忠岡町の業務に対する信頼は揺らぐと思います。そこはいくら言ってもね、忠岡町側が、いやもう問題ないんやと言い切るんやったらそれで結構ですけど、その姿勢はやっぱり自治体の態度としてよろしくないと思いますよ。もうちょっと真摯に誠実に受け取っていただいて、どういう対応をすればやっぱり住民に対して、業者に対してじゃないです、住民に対してどう説明責任を果たせるか、より公正、誠実に対応できるかというところを念頭に置いていただきたいと思います。どうも町側の答弁を聞いてるとね、業者に重きを置いて、住民を軽く見ているように思えて仕方ないです。この件はこれで。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

決してそんなことはございません。今のお言葉を頂いても、要は問題はない、行政は選管は思いがあるというお話を頂いてますけども、決してそんなことはございません。結果は結果として真摯に受け止めさせていただいて、反省すべきことは反省させていただいたということはございます。でも、その返還請求、その話につきましては、現在町として選管として考えていないということでございますので、お願いを申し上げます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

いくらおっしゃっていただいても、多分その総務課長の今の答弁がね、町の対応、態度、回答の全てやと思います。

あともう1個ね、今の件ですけど、不履行であったのは間違いありませんけどね、今後、シルバー人材センターさんに対しては、複数案件、発注をいろいろしてますよね。多分この選挙公報の一件があつて以降も、恐らく発注はされてると思うんですけど、ちゃんと契約保証金を取られてるかというところですね。本来取るべきものなので、完全に履行してくれるというところの保証がない限り、契約保証金は取るということになってるんで、そこをどうされてるか、お聞きします。

議長（和田善臣議員）

ちょっと教えてよ、よろしいか。

委員長（河瀬成利議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

ちょっと総務に確認やけどね、あの選挙公報は、例えば集合住宅なんかの場合、1軒ずつポスティングをやっているのか、それとも玄関のところにポスティングしてるのか、それはどうですか。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

集合住宅で1階にポストがあるというものにつきましては、そのポストに投函しているという状況です。

議長（和田善臣議員）

各1軒ずつではないですね。委員長。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

ポスティングお断りというのがよくあるんです。いっぱいチラシとか、ポスティングされてますよね。たまってあつたら、ほかすということもあります。そやから、アンケートも取ったんやね、これ、配ったかどうか。このアンケートの取り方が悪かったんですわ。いわゆる選挙公報というのをご存じですかというようなアンケートやったら分かるんやけども、配ったか配ってないかといったら、多分知らん人も多いです。選挙公報という言葉自体、知らん人が多いです。それはどんなものかということも分かれへん。議員の中でもポスティングをやっている人がいますよね。僕のところも、あれが入ってないんかと言うたら、入ってないよという、そういうことがありますので、そやからなかなか。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員の先ほどの質問にちょっと答えてないと思うんで、その答弁をちょっと先に。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

昨年の選挙でですね、選挙公報が配られてから以降について、要はほかの契約について、その保証金の話があったと思うんですけども、それは総務課単独でのその発注ということですか。これは町として全庁的にシルバーさんと契約してるんで、全てにおいて総務は把握はしてございませんので、明確に今のご質問に対してお答えさせてもらうのは、今ちょっとできかねないという状況です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、そこを契約主管課の総務課が一応責任を持って確認していただいて、これちゃんと契約規則に契約保証金を取るというふうになってるんですから、取ってないんやったら取るように改善といいますかね、していただけたらと思います。

続き、そのまいいですか。

委員長（河瀬成利議員）

どうぞ、勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

いいですか。

委員長（河瀬成利議員）

議長はよろしいですか。マイクを入れて。

議長（和田善臣議員）

ちょっと今のポスティングの仕方であれば、恐らく何割かは届きませんわ。やっぱり各戸にやっていかんと。これが100%配る、そういう形をとるのであれば、受取証をもらわなあかんです。ゆうパックとか、ああいう配達もあるんやけども、ああいった判をもらわんと確認できませんわ。ですから、恐らく100%配れるというのは、配ったにしたかて不可能です。私、シルバーの仕事自体は、仕事ぶりを見たって信用してますのでね。ちょっとその辺のところ、ちょっと配布の方法に問題があるのかな。あるいは、アンケートの取り方にちょっと問題があったのかなと思います。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

先ほど、議長がちょっとお話しいただいたことなんですけどね、一応補足ということでさせていただきたいと思います。そのやり方については、ちょっと失敗であったというお話を頂く中で、要は選挙公報というものがどのようなものか分からないというような人がおるといってお話を頂いたと思います。なので、返信用のはがきと一緒に、その当時、配布させていただいた選挙公報を見本として一緒に添付して送らせてもらってるんです。なので、受け取った側は、選挙公報はこれであるという認識はしていただいているというふうなことは思っておりますので、ちょっと補足ということで、よろしくお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

他にご質疑ございませんか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

続きの続きで補足ですけど、一応、これ選挙公報のやつは、本当に選挙に関心があって、選挙公報、来えへんな、来えへんなとおっしゃっている声があったということだけお伝えしときます。

委員長（河瀬成利議員）

マイクを入れてもらって。

委員（勝元由佳子議員）

選挙公報をちゃんと来るのを待ってて、で、来なかったという人が複数いたということは、ここでお伝えしときます。もう答弁結構です。

あと、67ページですけど、監査のところですよ。監査委員報酬33万円ということで上

がってますけれども、これ、以前もたしか監査委員の選任の議案のところ、何でこの監査委員の方なんですかと、代表監査委員の部分ですね、質問したときに、人格高潔でという通り一遍の回答しか得られなくて、なぜこの方なのかという理由がいまだに得られていないんです。そこはちょっときっちりご説明いただきたいんですけど。私が聞いているのは、いっぱいいる国家資格、税理士さんとか公認会計士とか弁護士とか、いっぱいいる中で、なぜこの方なのかというところを聞きたいんです。

委員長（河瀬成利議員）

理事者、答弁どうですか。

委員（勝元由佳子議員）

どうやって選任、選んできたかですね、見つけてきたか。

委員長（河瀬成利議員）

南次長。

町長公室（南 智樹次長兼総務課長）

この議会に上程させていただく人事案件におきましては、今この監査委員だけということでお話しいただいてますけども、委員は要はその行政委員、議会に上程させてもらう選任理由というようなところもかつてご質問されてたと思うんですよね。そこで、我々理事者側といたしましては、今、逆に言うていただいたように、この方が長年忠岡町にご尽力いただいた中で、やはり性格等においても人格高潔の方である有識者であるということの理由で、町長が選任していただいているということでございますので、それ以外の言い方どのような形でご答弁させていただいたらいいのか、ちょっと今戸惑っているところなんですけども。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

普通でしたらね、そういう国家資格を持ってる団体がありますよね。弁護士会とか税理士会とか。そこに照会をかけて派遣してもらおうというのが通常なんですけど、忠岡町はそれをしていないんですよね。なので、何でですかと、やっぱり質問が出るのは当然やと思いますけど。逆にそれに明確に答えられない、監査委員の責任って重いでしょう。その選任理由について、明確に税理士会に照会をかけて派遣してもらいましたとか、そういう回答ができないほうがやっぱりちょっと問題やと思いますけど。

町長（杉原健士町長）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

いや、何回も言うてますや。人格、識見ともに優れているさかい、忠岡のことに精通してるからですよ。おたく、その言葉をその前田監査委員の目の前で言えますか。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ちょっと先ほどから町長、態度悪いと思います。議会で反問権を与えてないというのは前もありましたよね。行政側、理事者側はね、やっぱり議会で議員から質問を受けたら、それに誠実に答えていただくべきものなんですよ。

町長（杉原健士町長）

答えてます。

委員（勝元由佳子議員）

それに対して、けんか腰みたいに言うてくるのはいかがなものかと思えますけど。

町長（杉原健士町長）

おたくの態度のほうが悪い。言葉、皆返すわ。

委員（勝元由佳子議員）

態度悪いって、私、普通に質問してるだけなんですけど、何か質問の内容が都合悪いんですか。

町長（杉原健士町長）

まともに言えや、まともに。個人攻撃やめてくれや。

委員（勝元由佳子議員）

何か悪い質問をしていますか。

議長（和田善臣議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

和田議長。

議長（和田善臣議員）

私、監査委員として2年余り仕えさせてもらいました。で、過去の監査委員の方も知ってますけれども、かなりシビアに調べてます。ここ、踏み込んだらあかんところまで踏み込みたいというような情熱の方ですんでね、かなり熱心にやってくれてます。例えば、このコロナ関連でも、そういうことでも気を使っただいて、職員が鼻マスクで入ってきたら、えらい怒ってました。そういうことでね、問題はないと思います。

委員（勝元由佳子議員）

委員長、すみません、議長が答えるべきものじゃないと思いますけど、私、理事者側に聞いてるんです。議長が答弁するもんじゃない。

議長（和田善臣議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

私は2年余り付き合ってきたんでね、その辺のところを説明させてもらいました。

以上です。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

委員長にもお願いですけど、やっぱりちょっと町長ね、先ほどもちょっと暴言めいたことがありましたけどね、もうちょっと答弁の仕方を考えてもらわないと。

町長（杉原健士町長）

何が暴言や。

委員（勝元由佳子議員）

ね、こんなんでしょう。

町長（杉原健士町長）

何が暴言やねんって聞いてるんやんか。

委員（勝元由佳子議員）

反問権はないって言いましたや。

町長（杉原健士町長）

何が暴言やと聞いとる。

委員（勝元由佳子議員）

反問権ないです。真摯に誠実にお答えください。

町長（杉原健士町長）

終わろうよ。

委員長（河瀬成利議員）

すみません、ちょっと暫時休憩いたしたいと思います。4時15分まで休憩いたします。

（「午後4時05分」休憩）

委員長（河瀬成利議員）

休憩前に引き続き審議を再開いたします。

（「午後4時15分」再開）

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員、先ほどの監査委員の選任の件ですけど、これ、ちょっと決算委員会からかけ離れていってると思うんで、それはもうここでちょっと置いといて、終結しといてください。よろしく。

他に、ご質問ございませんか。

小島委員、どうぞ。

委員（小島みゆき議員）

すみません。あっ、勝元さん。

委員（勝元由佳子議員）

質問じゃないですけど。

委員（小島みゆき議員）

どうぞ。

委員（勝元由佳子議員）

先ほど委員長、勝元議員の質問がかけ離れていってるからということでおっしゃってましたけど、私自身はね、議員として聞くべきことをこの決算委員会で聞いてると思いますし、かけ離れていってるとは思ってないということ、ここではっきりお伝えさせてもらいます。

委員長（河瀬成利議員）

小島委員、どうぞ。

委員（小島みゆき議員）

53ページの防犯カメラの件なんですけど、今現在の台数というんですか、何台あるんでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

防犯カメラでございますけども、自治会のほうで設置いただいている台数が45台、町のほうで設置しておる台数が11台、合計56台が稼働しております。

委員長（河瀬成利議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

すみません、そしたら犯罪件数とかは今どれぐらいですか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

令和2年の忠岡町における犯罪件数ですけども、92件ということをお聞きしております。その92件のうち大体6割ぐらいが、自転車や自動車、あと部品狙いなどの窃盗犯が占めているというところをお聞きしております。

委員長（河瀬成利議員）

小島委員。

委員（小島みゆき議員）

ありがとうございます。それはやっぱり防犯カメラを通してとかいうことになってるんですかね。じゃなくて。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

すみません、先ほど申し上げたのは令和2年の忠岡町内における犯罪の総件数をお話しさせていただきました。ちょっと防犯カメラを用いて犯罪が検挙されたとか、そういうふうな件数ではございませんので、なおかつ、そういうふうな件数が何件あったというような情報については、ちょっと警察からは頂けていないというところでございます。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

すみません、先に何点か質問させていただいて、あと、答えを頂きながらちょっと再質問させていただくということで、したいと思います。

まず1つ目が、52ページの災害対策費の民間建築物の耐震改修補助金のことと、耐震診断の補助金のこの件ですが、これは1件しかないということで、これでどうして少なかったのか、今後こういうのをどうしていくのかと、促進していくのかという点が1つ。

もう1点は、ブロック塀等の安全確保事業補助金、これも2件しかなく、少なく、まだまだたくさん箇所があると思いますが、これについてはどのようにまた今後撤去を促進していくのかという点。

あと3点目が、53ページの先ほどもありました地域安全センターが、人がいらっしやらないということで、閉まっているというこの問題について、その役割はどこで、その後、引き継いで担っているのかという点。

4つ目が、54ページの男女共同参画計画に関してですが、その策定された計画の中に女性センターというところが位置づけられてないという問題で、女性センターの設置についてはどのように考えているのか。また、男女共同参画の計画を進めていくための大事な啓発活動の講演会などの計画、講座の計画というものがないと、されていないと。コロナもあるでしょうけど、オンラインの開催等でやはりそれは進めていくべきではないかという点です。

以上、4つです。

委員長（河瀬成利議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

まず初めの民間建築物の耐震改修、耐震診断でございますけども、令和2年度は1件ずつでございました。それで、ブロック塀の件につきましても2件ということでございました。令和2年度は、以前にもご指摘いただいておりますけども、周知不足というのもございます、そこにコロナウイルスの関係が重なりまして、数が上がらなかったということでございます。

令和3年度につきましては、現在のところ、診断改修の補助はまだ0件でございますけども、ブロック塀につきましては5件の補助を出してございます。周知方法につきましても、ちょっといろいろ工夫しまして、ホームページも以前から出しておりましたけども、広報で現在のところ4月、6月、7月、9月に広報を出させていただいております。

以上でございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

コロナであつたり、木材が高騰してるということもあるとは思いますが、やはり避難路に面したところとかですね、そういうちょっと狭隘なところなんかね、やっぱりそういったところで以前は働きかけを戸別に訪問していただいて、お声をかけていただいたりとかしてましたけれども、コロナということもあるので訪問がちょっと適切かどうかということはあるかと思いますが、今後、落ち着いてきているということもありますので、これを促進していただかないと、地震が来ますので、それまでにきちっと皆さんが耐震補強さ

れるということをやっぱり行政としても進めていくということをしていただきたいと思います。今後の取組についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

令和2年度も10月4日にふれあいホールにて、住まいの耐震リフォームの個別相談会と展示会を開催させていただきました。令和3年度につきましても、今週日曜日ですね、10月24日にまたふれあいホールにて去年同様、相談会と展示会、地区を決めさせていただいて個別相談会をさせていただく予定をしておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

大阪府が発行している耐震診断のパンフレットというんですかね、今、大体350万円ぐらい、耐震改修で大体要りますよと書いてあるので、その金額のことも、やはりお金がかかりますので、補助は100万でしたかね、非課税の方でね。もう少し補助金のアップということも今後必要ではないかなと、促進していくという点ではね。やっぱりそういった補助金の増額、町の負担が増えますけれども、国と府の負担分は変わりませんのでね。国や府に要望しながら忠岡町も増額をしていくということは、お考え、ないでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

今、議員おっしゃられたみたいに国・府に要望はかけてまいりますけども、どこまでいっても町の単費の持ち出しが大きくなってくると思ってますので、検討はさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

地震で家が潰れて、下敷きになって亡くなるということがないように、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

あと、委員長、もう1つ。

委員長（河瀬成利議員）

はい、どうぞ。

委員（是枝綾子議員）

ブロック塀のほうですけれども、通学路とか歩道ですね。歩道のところに隣接してあるブロック塀で大変危険な、素人が見ても中の鉄筋が折れてるなというようなところがそのまま放置されていると。人もお住まいなんですけどね。そういう箇所もありますので、そういったところにもぜひ補助金を活用して、促進していただくという働きかけをぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

車で私らも移動することが多いですので、気にかけては見てるんですけども、議員さん、また情報がございましたら頂けたら、また個別に周知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ぜひ個別に対応していかなければ、広報でいくらやってもなかなか進むというものでも、お金が要りますので。これについても補助金も増額もぜひ一緒に促進するという事でお願いしたいと思います。

以前にね、この補助金制度をつくる際に担当課のほうで調査に回っていただいたんですね。そのとき何か500か所ぐらいちょっと危険な箇所が、ブロック塀だか危険な箇所だかちょっと分からないんですけど、という答弁があったかと、そういう説明があって、今現在、どのぐらいその危険な箇所というんでしょうか、補助の対象になるような危険なブロック塀が残ってるんでしょうか。

建設課（坂本健三課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

坂本課長。

建設課（坂本健三課長）

すみません、ちょっと今、手持ちに資料がないんですけども、当然補助を受けてブロッ

ク塀を潰されてる方もいますし、補助の対象外もいます。建て替えに伴ってブロック塀を潰していただいているところもございますので、以前の数よりはかなり減っているかと思えますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

また、調査も進めていただきたいと思いますので、現状の把握ということで、その点はよろしく願いします。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。

委員（是枝綾子議員）

2つ目の、すみません、先に質問だけしましたので。

委員長（河瀬成利議員）

すみません、小倉課長、どうぞ。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

地域安全センターのことでご質問いただいたかと思います。残念ながら現在は安心相談アドバイザー不在という形になっておりますが、この間ですね、もし各種相談事等あればですね、私ども危機管理課のほうで一たんお聞きしまして、力不足ではあるとは思うんですけども、内容によっては警察との連携を図るような体制は構築していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

その危機管理課のほうで相談をお受けしてるということは、住民の方というか、ご存じでしょうかね。周知はされているのでしょうか。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

現時点では周知のほうはできておりません。

委員（是枝綾子議員）

そうですか。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

私も、その閉まっていることも最近まで知らなかった、気がつかなかったので、危機管理課のほうでそういった相談を受けますというのは、事あるごとにちょっと周知していただければというふうに。また、新年度は安心アドバイザーの方ですかね、来ていただくように要請はされているのでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

これから要請のほうはしていきたいというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そしたら、人を配置していただけたら、4月からでも開くと。開くというか、地域安全センターが再開されるということですかね。ということですか。

委員長（河瀬成利議員）

小倉課長。

危機管理課（小倉由紀夫課長）

はい、おっしゃるとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。よろしく申し上げます。

男女共同の。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

男女共同計画、第2期の計画で、具体的に女性センターというものの位置づけがされていないということでございます。委員おっしゃるとおり、位置づけは具体にはされておられません。今回の第2次の男女共同参画をつくるに当たりましては、当初ご説明させていただきましたとおり、大きなくりの基本目標を3つ立てて、その中で各年度ごとに重点施策というものを定めていくというもので動いているところでございます。

今回ですと、今年度、しばらくの年度になると思いますが、女性が働きやすく活躍できる環境づくりと、あらゆる暴力、これはDV等なんです、その根絶と。それと、誰も

が自分らしく暮らせる環境づくり、これはLGBT等も含めた、性的マイノリティーの方々も含めた暮らせる環境づくりと、この3つを重点施策という形で進めているところでございます。

また、懇話会の中で、それぞれ進捗を見ながら、男女センターというのか、みんなのセンターというんでしょうか、あらゆる人が利用できるセンターというのか、そのようなものがどういうふうに位置づけしていくのかという点につきましては、大局的に総合的にというんですかね、当然財政も人的なものもかかるものですので、また見てまいりたいと考えてございます。

それと、講演会とか、そういうのはどうなってるのかなというところですが、確かにこのコロナによりまして学校啓発というんですか、しよせん啓発が全ての部分もありますが、今回、コロナということで啓発等もできておりません。ただ今回、解除になりましたので、文化会館、教育委員会と共催でやっております男女共同の参画講座というものを12月、11月と開催させていただく予定です。3回予定しております。

今回につきましては、重点施策の2つということで、カミングアウトされた方のLGBTの問題ですとか、ジェンダーの問題ということで、永田先生、井上先生、それぞれその専門の方をお迎えして講演してまいりたいと。来月の広報紙で募集するとともに、現在、文化会館等でポスターも掲示しております。庁舎につきましても、なかなかいいポスターができましたので、こういうものを庁舎、あるいは昨年ですと、教育委員会にもお願いしまして、学校の掲示板にも1枚お張りさせていただいておりますので、そういう点もまたご協力も頂く中で進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

令和3年度、今年度はそういう啓発の講座等をしていくということでありますので、引き続きやっていただくと。やはり講演を聞いたりとか講座で学ぶというところが、そこが一番の出発点であろうということで、そういった集まる場所というところがやはり必要であり、活動を結ぶ、そういう拠点というところの女性センターというものがやはり必要になってくると。何もしてなかったら女性センターは要らないとなると思うんです。何もしてないから。だから、するようになれば絶対必要になってくるということになりますので、この10年間の計画の中で女性センターをきちっと、5年の段階で中間的に見直しをされると思いますので、そこにはきちっと位置づけるということでぜひ検討していただいて、促進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ご意見として賜り、また懇話会の中で諮ることになるかなと考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、他にご質疑ございますか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

すみません、ちょっと1個聞き忘れたんですけど、決算書の48ページの町の広報紙の部分ですね。作成業務委託料で733万ということで上がってるんですね。我々、議会だよりを年4回発行していて、ページ数は少ないですけども、一応50万円以下ということで抑えてるんです。仮にこれ、12回、3倍、3掛けたとしてもね、こんな七百何万にはならへんのですけど、何でこんなに高いんかなど。素朴な疑問です。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

広報紙の発行につきましてですが、近隣も調査しながら、過去おおむねページ数と、そういうものも加味して、うちのほうで立てさせていただいているものです。この金額全て使い切るかということではございませんで、令和2年度ですと660万という形になってございます。

この広報の契約につきましては、当然広報紙の発行もございまして。そのほかに、写真の撮影ですとか、そういうものも含めた上でのものとさせていただいておりますので、単に印刷という形ではないということでもよろしく願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その写真ですよ。掲載する写真って、広報のほうでよく明松次長、カメラを持って撮影されてたんで、職員さんで撮ってるのかなと思ってたんですけど、単に印刷というんですか、だけじゃなくて、日頃の撮影作業とかも含めてやっていただいているということですか。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

町内で個別に例えばあります行事ですとか、これは広報部局では当然撮っておるんですが、例えば休日ですとかのだんじり祭りですとか、大きな行事ですね、町民体育大会ですとか、そういう大規模な行事になりますと、我々もほかの業務に当然携わりますので、そういう大きな行事につきまして撮影のほうを依頼させていただいております。

委員（勝元由佳子議員）

なるほど。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、次のホームページのサーバー使用料の部分ですけども、従前から町の広報部分をホームページということですけどね、その根本的にホームページのソフトというんですかね。今使っているあの部分ですね。あのスタイルというか、あれを今後変えるというんですかね。もっと見やすいように大きく変えるような予定はあるのかどうなのかというところをちょっとお聞きしたいんですけど。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

ホームページにつきましては、議員皆さんからもいろいろご意見賜っているところです。当然、町長からもいろいろ工夫できないのかということでご意見も頂いて、ご指導いただいているところです。ホームページにつきましては、現在どのような形がいいのか、先行しているところは山ほどございますので、現在研究、検討しているところです。皆さんにより親しみやすく、探しやすい、見やすいホームページづくりを目指して、現在進んでいるところです。また一定たちますれば、またご相談等もあろうかと思いますが、またその折にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、決算書には出てきてない今後の部分なんですけど、その広報の部分で、ちょうど

今、先日ちょっとお問合せさせてもらった新浜緑地の件でも、インスタのアカウントがありましたけど、町のイベントでね。町の公式アカウントというんですか、そもそも忠岡町の公式アカウントで、今、LINEは始められてというか、スタートしてあるのはいいんですけど、そのSNS、フェイスブックとかツイッターとかインスタとか、もう今、近隣も含めてどこも自治体ってそういうので情報発信してるんですけど、そんな難しいものでもない、簡単にアカウントとかつくれるんで、それこそ職員さんでペペッと、ペペッとやうたら語弊がありますが、そんなホームページを更新するほどの手間は全然かかれへんで、何かアカウントをちょっとずつ増やすというか、やっていってもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺どうなんですかね。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

LINEを導入しまして、実際LINEをたくさん見ていただくというんですかね、4,000人、5,000人と登録されてるのを見まして、やっぱりこういうSNSというのはすごい力があるなというのは十分感じているところです。ただ、一定管理も当然必要ですので、そこにつきましては今後の課題という形でさせていただければと感じてございますので、よろしくをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

仮にね、そのSNSのアカウントを町でつくるというふうになったとして、結構それは各課のいろんな情報を、多分やるとすれば広報の部局でやることになるのかなと思うんですけど、アカウントって1個しか持てないんで。となったら、結構業務量的には、やっぱりアカウントを1個つくるにしても増えるんでしょうかね。そこら辺、ちょっと私、実務のところは分からないんですけど。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

明松次長。

町長公室（明松隆雄次長兼企画人権課長）

個人でアカウントを持ってされてる方もたくさんいらっしゃいます。そのような方は個人で自分のことを発信してると思うんですが、確かに公的なものを発信するということでは、それを審査するというんですかね。やっぱり何でも流していいというものでは当然ご

ございません。その点、それを他部局に渡ると統一がとれるのかとか、どれを発信して、どういうものを出していいのか、言葉はどうかとか、様々なところがどうしても行政はございますので、人手という面ではやっぱり一定の人的なところは確保せねばならないのかなと感じております。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

今後ね、もう既にやってるところは多いです、そこら辺どういうふうに工夫というか、ほかの自治体も効率的にやっているのかというところを、調査というか聞き取りとかもしてもらって、参考にしてもらって、できるだけ早い段階にというか、SNSの発信、忠岡町もしていつてもらいたいと思います。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

ほかにご質疑ございませんね。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終了いたします。

まだちょっと5時20分前なので、次の民生費まで行きたいと思いますので、ご理解よろしくをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

では、67ページから84ページの第3款 民生費につきまして、担当課の説明を求めます。

説明に入る前にお諮りいたします。

本日の会議時間について、議事の都合によりあらかじめこれを延長してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬成利議員）

それでは、異議ないものと認め、議事の都合により延長させていただきます。

それでは、説明のほう、よろしくお願いします。

（担当課：説明）

委員長（河瀬成利議員）

説明は、以上のおりです。

質疑をお受けいたします。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、順番に聞きます。

68ページの委託料のコミュニティソーシャルワーカー事業委託料なんですけども、これは社協さんに委託しているとお伺いしてます。忠岡町に1名、このコミュニティソーシャルワーカーという立場の方を置いてるということなんですけどね、この福祉相談を受けるだけの業務、福祉相談を受けてるということなんですけど、それ、お1人でこれだけの530万円って高いんじゃないかっていうのが1点と、取りあえずそれを聞きます。すみません。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

コミュニティソーシャルワーカーの事業なんですけども、相談を受けるだけではなく、相談を受け、各種機関、各種団体やサービスにつなげる役目もあり、また各種個別の会議等に出席し、いろんなケースの方の対応を行っていただいている状況であります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

その部分は分かるんですけど、恐らく福祉相談、こういう場合どうしたらいいですかという相談案件とか、このコミュニティソーシャルワーカーさんのところ、社協のところだけじゃなくて、当然やっぱり住民の方が分からなかったら、まず先に役場のほうに問合せしてきて、役場に相談に来られると思うんですよ。だから、相談したい方の100%がこのコミュニティソーシャルワーカーで受けてるとはちょっと思えないところがあって、で、今おっしゃったようにほかの活動もされてるようなんですけども、そうやって役場も半分というか、その割合は別にしても、やっぱり役場も同じ部分を担っているところがあった上で、お1人で、かつこのコミュニティソーシャルワーカーさんって、何かそういうワーカー職の専門職、資格を持っている職かというところで聞いたら、別に有資格の者でもないということでおっしゃってるんでね。そうやったらこの価格はどうなん、妥当な価格なのかというところがあるんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

おっしゃっていただいたとおり、役場でも当然相談は受けさせてはいただいているんですけど、その相談の内容によっては、このコミュニティソーシャルワーカーにつながらせていただいて、その後ですね、コミュニティソーシャルワーカーに対応をお願いするようなこともさせていただいてますので、価格的なものとおっしゃられることではあるんですけども、いろいろと役場のほうも相談があった部分はコミュニティソーシャルワーカーに逆に依頼して動いていただいているというケースもございますので、その辺りご理解のほどお願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、これは委託料ですけど、実質中身、人件費という部分ですよ。で、実際今どなたになっていただいているのか、私、ちょっと存じ上げませんが、その福祉相談というのを一定するに当たって、やっぱりそれなりの知識とか、いろいろ関係機関との連携というところで必要だと思うんですけども、そこら辺は社協で全部判断して採用というか、される形なのか、人選ですよ。その福祉相談を受けるに当たって、特に資格が要らないということなんでね、要は一般の方ということでしょう。だから、その相談を受けるに当たって必要な能力とか資質の部分で、どのぐらい担保されてるかというところが知りたいんでお聞きしてるんですけど、そこら辺、町の関与じゃないですけど、全くもう人選は社協にお任せなんですよ。ちょっとそこをお聞きしたいんです。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

コミュニティソーシャルワーカーなんですけども、社会福祉協議会のほうで実施してるんですけども、委託させていただいているんですけど、一定、大阪府社会福祉協議会で研修があったり、あと役場のほうにも、コミュニティソーシャルワーカーをすとなったときにですね、2か月程度役場のほうに来ていただいて、窓口のほうなり役場の福祉の関係の仕事に携わっていただくというふうな対応もしておりますので、その辺で一定資質のほうは担保できてるのかなとは思っております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうやって就任いただく前に2か月ほど業務に携わってもらってというところで、知っていただくのであれば、まあいけてるのかなと思うんですけど、そこら辺ね、能力の向上というところは町も一緒にやってもらえたらと思うんです。

もう1個ね、次の小地域ネットワーク委託料という部分なんですけど、これも内容的にその地域のコミュニティ活動ですよ、人が集まってというのを重きにしている活動というふうに伺ってるんです。で、これ、700万、去年と同額、去年じゃない、ごめんなさい、前年度ですね、令和元年度と同額なんです。で、コロナが起きる前と起きた後、要は人の集まる活動が落ちた後も、活動があるときと同じ額のままとするのはちょっとどうかなと思ったんですけど、そこら辺、額を落とさなかった理由とか、予算がそのままだったと思うんですけど、その辺どのように評価されてますか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

おっしゃるとおり、小地域ネットワークでコロナの関係で確かに集まる機会等が大幅に、約半数ぐらいに減ったというふうに報告を頂いております。あと、その中で、皆さんで集まるだけでなく、活動のあと半分をちょっと訪問に切り替えたということで聞いておりまして、小地域ネットワークでグループのようなものがありまして、そこでコロナで集まれないときはみんなでチラシを作って送ったり、全戸配布を地域にしに行ったりとか、そういった形の活動を行っていたということで聞いております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

じゃあ、一応その集会と言ったら変ですけど、集まる活動は主軸というか、もともとの活動ですけども、このコロナが起きて集まれなくなったんで、別の代替というか、その活動に変えたということですね。はい、分かりました。

あと、次のページの同じく負担金のところね。5市1町広域連携負担金、これは実際ど

のような活動内容かお聞きしたいんですけど。活動というか、実際の効果も含めてお聞きしたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらの負担金につきましては、5市1町ということで高石から貝塚までの5市1町を広域的に事業所の認可ですとか、そういった事務を広域的に受けていただいているところになりまして、人口割ですとか、あと均等割、交付金割等で負担金の額がそれぞれ決まっているものになっております。

あと、こちらのほうで認可等の事務だけではなくて、事業者等への指導等も行っていておりまして、適正な福祉サービスの運営に携わっていただいているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。

あと、その下の独り暮らしの高齢者の水道料金の補助金の部分なんですけど、これ、たしか水道料金の独り暮らしの高齢者の方に補助といいますか、やっってる分ですよ。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

独り暮らしの高齢者の方と、あとひとり親家庭の部門に出しているものでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それでね、今おっしゃっていただいたとおり、ひとり親家庭と独り暮らしの高齢者というところで、条件というか限定されてますよね。やっぱり町内にも単身者で、独り暮らし

でも生活的に水道料金ね、支払うのが困難とかいう方用のこういう補助というか、そういう方はこの対象にはならないというか、されないんですかね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

当課として今行っていますこの事業につきましては、独り暮らしの高齢者で非課税の方と、ひとり親家庭の非課税の方のみを今のところは対象にしておりまして、特段独り暮らしの今の対象の方以外の方に対象を膨らますというのは、今のところ考えてございません。お願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

多分財政のほうとも絡んでくると思うんですけど、多分水道料金を払うのに支援の必要な方って、今お聞きした独り暮らしの高齢の方と、ひとり親世帯だけには限らないと思うんです。実際そういう方もおられますんで。で、水道部局のほうにお聞きしますとね、そういう水道料金の減免関係の措置は、こちらの福祉部局のほうだとちょっと聞いたんで、振られたというか、なので、もうこちらだけでやってるんだったら、こちらでちゃんと予算化というか、今後できたらそういう水道料金の減免措置というか、支援制度ですよ、拡張していくように予算要求はしていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。財政の面があると思うんで一概に答えられないと思いますけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

やはり支出の絡むところですので、また財政状況等も踏まえながら考えていけたらと思いますので、お願いいたします。

委員（勝元由佳子議員）

はい、ありがとうございます。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

一旦置きます。すみません。

委員長（河瀬成利議員）

他に、ご質疑ございませんか。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

先にちょっと幾つか質問だけ言って、回答は一個一個もらって、その都度させていただきます。

69ページの社会福祉総務費のところの補助金のところですね。先ほど説明にもありましたが、町社協の補助金が1,000万円増えて3,166万3,000円になっているということなんですが、その増額の理由についてお教えいただきたいということと、社協に関連してですが、この年度からか、各種団体ですね、老人クラブであったり、母子福祉会とか、様々な障がい者の会とかの各種団体の事務局が社協に何か移ったということで聞いてるんですが、なぜそちらに移ったのかという理由をお教えいただきたいという点ですね。

それと、72ページのところで障がい者福祉費の関連で、障がい者の自立支援給付の負担金の返還とか出てるんですが、これの支出、そもそもの支出というんですか、返還金じゃないそもそもの自立支援医療の決算というか、どこに出ているのかなというところがちょっと分からないんですけれども、これについて府制度、府の福祉医療制度がかなり大きくぱっさりと削られまして、これが経過措置の最終年度であったかと思うんですけれども、かなり医療費の、それが対象から外れる方がたくさんいるという問題があったかと思えますけれども、どの程度の方が外されるようになるのかというところですね。

その点お聞きしたいのと、あと、73ページの福祉バスの自動車リース料に関連してですけれども、福祉バスの改善については、かたがた、お声がたくさんあるということで、増便と土・日の運行と、あとバス停の見直しについてどのようにお考えになっているかということですね。

それと、あと、74ページの老人医療費の助成費の扶助費で、老人医療費の扶助費は、この年度でこの老人医療費はなくなるのではなかったかと思いますが、その確認ですね。

あと、75ページの子ども医療費助成のところ、子ども医療費助成の対象人数がこちらの主要な施策とか成果のほうでは人数を書いていらっしゃるんですけれども、歳入のところでの財政課長の説明にもありましたが、子ども医療費助成の扶助費、お医者さんにかかる子どもが少なかったということと、子どもの数が減ってきてるということで、支出が減になったという説明がありましたので、それだったらそういった年齢引上げにその予算が使えるのではないかということ、年齢引上げについて要望もさせていただいてるんですが、そのことについてどのようにお考えなのかということですね。

それと最後、78ページの児童福祉総務費のところ、保育所の待機児童の数ですね。

この令和2年度はどのようなようであったのか。今現在の令和3年度の状況もちょっとお聞かせください。

以上です。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

では、私のほうからまず町社協補助金の増額の理由なんですけども、社会福祉協議会のほうで、地域福祉資金ということで、ちょっと資金を持っておりまして、それが令和元年度で終わったんです。で、その分がなくなったため増額になったというふうな形になっております。

あと、続きまして団体の事務局が社会福祉協議会に移ったということなんですけども、やはり町としましては、地域の担い手は社会福祉協議会にさせていただかないといけない部分も多々あるということで、今後の地域福祉を支える上で社協は非常に大事やということで考えておりまして、事務局のほうですね、社会福祉協議会に持って行っていただいて、社会福祉協議会なりの動きのよさでいろいろ活動していただけたらなと思ひまして、事務局のほうを移させていただきました。

以上でございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

社協の補助金の増額の分については、もともとこのぐらいの補助金であったけど、地域福祉資金をちょっと使っておいてということで、その分を減額、忠岡町ができたけど、その資金も社協もなくなった、底をついたから、また増額になったという、そういう経緯ですか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

はい、そのとおりでございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

それは、そのようにしてほしいということ、忠岡町の財政が大変だからということで、そのようにされたのか、その地域福祉資金というものが何なのかというのがちょっと分からないですけれども、それは地域の福祉のために使うべき資金であるのであれば、町社協の補助金は人件費補助ということでしたので、人件費に消えるということは問題ではないかなというふうに思いますが、地域福祉資金とは何ぞやと、何なんでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

社会福祉協議会に、何年ぐらいか分かりませんが、各市町村に1億円を何に使ってもいいよということで、国から市町村に下りてきた。その分を忠岡町は社会福祉協議会のほうに、何かに使っていいよということでお渡ししたという経過があったようなんです。町の財政としまして、やはり今、財政が厳しい状況でありますので、その地域福祉資金と名を打って確保していただいていたその分を、町財政が厳しいということで、その分を何年かにわたって繰り出していったような形となっております。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

その地域福祉資金の1億円というのは、忠岡町がその社協を設立するときに1億円出したというものとはまた違うお金が1億円渡したということなんでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

設立したからというものではございません。

すみません、失礼しました。そのとおりでございます。

委員（是枝綾子議員）

そうですね、はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

2億円持っているのかなと思いました。すみません、1億円の出資した分が、それを使ってもらったということで、忠岡町はそしたら町の社協に出資はしてないということにもなっているということですか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

そうですね、出資しているというものはございません。

委員（是枝綾子議員）

もともとなかったのですか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

はい。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

ということで、そして各種団体の事務局が社協に移ったということで、これまで長年、町の職員の方が、担当課の方がいろいろとその団体との関係ということで、いろいろつながりができてたのが、急にプチッと切れて、うち関係ありませんということで社協に送られたというところで、何かお声は聞いてませんかでしょうか。問題はないでしょうか。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

団体の事務を動かすという際に、各種団体、会議のほうに出席、当然事務局なので出席させていただいて、その中でいろいろ説明して、ご意見はいろいろ頂戴したことはありました。しかし、事務局が社協に移ったからといって全く手放したわけではなくて、会議のほうには町も関わっていることですので、会議には出席はさせていただいております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

ちょっとその事務上のことが分からないんですけども、それは各種団体の事務局を委託したということではなく、どういう、そういう協議をして何か取決めをして、そういうふうにしてはるのか、ちょっとその辺りがどういう状態になっているんですか。各種団体の事務局を社協に振ったということは聞いたことがあるんですけど。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

そうですね。社会福祉協議会の事務局を移すという件は、従前からずっと実は上がってまして、ちょっとタイミングをどこでということだったんです。それで、このたびですね、協議させていただいて、ちょっとタイミング的にいいかなということで、社会福祉協議会のほうに事務局を持っていかせていただいたという経過でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。

次は、自立支援医療のことで、今、経過措置のこの令和2年度が3年目であったのかなと思いますが、これで終了ということですかね。それとも、まだありましたか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

すみません、大阪府の福祉医療制度の老人医療の件でよろしかったですか。

委員（是枝綾子議員）

あと、自立支援医療がちょっとかなり、そうですね、廃止になったのが老人の部分であって、あと自立支援は難病の方が多く外され、精神の方も重度の方は重度障がい者医療のほうに移行になって、重度でない方は何かちょっとそこから外れてとか、何かちょっとややこしいいろいろあったかと思うんですが、この令和2年度は、その経過措置の期間中でしたかね。いつまでこの経過措置があるのかということ。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

議員おっしゃっているのは、大阪府の福祉医療制度の改革のことをおっしゃっているのかなと思われるんですけども、平成30年度にですね、福祉医療制度、大きな変更がございまして、そのときに老人医療の制度は一たん廃止という形にはなっておったんですけども、おっしゃるように経過措置期間というのが3年間ございましたので、その経過措置期間というのが今年の3月末をもって終了したという形になります。

で、老人医療としては廃止という形になったんですけども、先ほど是枝議員おっしゃってましたのが、扶助費としてはこの令和2年度で終わりですかとおっしゃっていたと思うんですけども、その分につきましては、令和3年3月診療分というものの国保連合会の医療費としての精算ですとか、そういうのがございますので、実際、令和3年度も扶助費としては老人医療費の支払いというのは続いております。

例えばですけども、病院のほうの請求が間に合わずで、月遅れで請求が上がってきた場合ですとか、あとは一たん請求を頂いていたものが間違いだった場合などは、過誤返戻という形で再請求が上がってきたりとかしますので、その分につきましては令和3年度も従前どおりお支払いは続くという形になります。

住民さんに対しての上限月額3,000円というものも、令和3年度で老人医療としては終了しておるんですけども、住民さんの請求遅れなどもございますので、その分につきましても令和3年度は引き続き扶助費から支出を行っておるという状況でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

老人医療の方は、重度の障がい者の方のみが大体対象であったかと思うので、その方は障がい者医療のほうに移行されるということによろしいのでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

老人医療の中の重度障がい者の方につきましては、平成30年の4月の時点で、新制度に変わったときに障がい者医療に皆さん移られてるんですね。今、令和2年度現在、老人医療費として医療証を発行させていただいた対象の方といいますのは、議員おっしゃるように難病をお持ちの方と、自立支援医療の精神通院をお持ちの方という、この2つの医療証の公費番号の分だけが残っておったという形になります。

委員（是枝綾子議員）

なるほど。はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。この老人医療の対象になっていた方、重度の障がい者の方、65歳になったら老人医療になってたけど、その方はもう平成30年度の新制度ができたときに、もう重度医療のほうに移ってるから問題なく受けられているということですが、ここに残っている老人医療の方は、もう行き場がない方ということ、大概の方がね。難病の方で、その中でも重度の方でしたら障がい者医療に移れるかもしれないけど、ほとんどの方が普通の3割負担に戻ってしまうということで、負担金が1か月1万円とかね、かなり増えてしまうと。今まで500円払って、1回500円という方やったけど、やっぱりその難病の方って仕事ができない方もたくさんいらっしゃるんで、でも障がい者の認定としては非常に低く出ているという方もね、対象にならなかつたりという方で大変お困りの方がやっぱりいらっしゃるんだなというお声をちょっと聞いておりますが、自立支援医療の方も、精神障害の1級の方は重度障がい者のほうに移れたのでいいけど、ここに残っている方は通院のみということなので、比較的、1級とかじゃない方なので、この方々が大変困りはるんではないかと。老人医療が廃止になりましたというけど、その方々の医療費はどこも面倒見てくれないということになるという決算であるということとは分かりました。

で、その対象者は何人、ここで、この年度はその難病の方、自立支援医療の方、何人いらっしゃるんでしょうかということ、ちょっと決算としては聞いておきたいと思いません。

委員長（河瀬成利議員）

泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

令和2年度の最終時点でございますが、難病の方につきましては43人、精神の自立支援医療の方は23人いらっしゃいました。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。委員長。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

難病の方で43人、自立支援医療の方で23人の方、合わせて66人の方が、もう3割負担にボンと戻ってしまうということで、大変、今ね、令和3年度はお困りになっている方も多いかと思いますので、その方々の生活実態とかも見て、また、忠岡町のほうで何か支援ができるものがあれば、やはりしていただきたいと。もともとは大阪府が制度を改悪したからいかんのですけれども、やはりそういう実態の声をつかんでいただきたいという

ことをお願いしたいと思います。

その実態をつかんでいただけるんですかということだと思いますが、いかがでしょうか。必要な治療が続けられなくなって、医療が、治療が中断するということがないようにはしていただきたいと思いますので、そういう声も把握していただきたいということをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

答弁、どうですか。泉課長。

保険課（泉 亜希課長）

町財政的には、ちょっと町単独制度を拡充するという部分では、今のところ難しいかなというふうに考えております。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

お困りでなければね、別にその支援をしなくても、まあまあ何とかなるんだと思いますけど、お困りの方で治療が続けられなくなっているという実態がないかという実態の把握ということが大事ではないかということで、まずそれをした上で、必要な方がおるということであれば、また考えないといけないということで、実態の把握をしていただきたいということで、実態把握についてはどのようにお考えでしょうか。

健康福祉部（泉元喜則部長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

泉元部長。

健康福祉部（泉元喜則部長）

実態把握ということのご意見を頂いております。どういう方法があるか分かりませんが、ちょっとまたいろいろ考えてまいりたいと思っております。

委員（是枝綾子議員）

よろしく申し上げます。

福祉バス。

委員長（河瀬成利議員）

福祉バスについて。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長、どうぞ。

高齢介護課（武藤優子課長）

福祉バスの増便等につきましては、いろいろな方面から要望いただいております。利便性については常に考えておるところではございます。土曜日運行、増便となりますと、現在は福祉センターの開館日に合わせて運行してますので、月曜から金曜日の運行のところから試算しますと、まず人件費等で70万円ほど年間増えるかと思われまます。また、リース契約のほうも月曜日から金曜日になっておりますので、そちらのほうも増えてくるのかなというところが予想されておまして、支出が増えますので、すぐに増便というのは難しいところかなと存じております。

バス停についても、利便性の良くなるような形は常々考えておまして、良くなるようにしていきたいと思っておりますが、また、町財政等と相談してさせていただきたいと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

委員（是枝綾子議員）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

福祉センターの休みの日に合わせてということですが、土曜日、福祉センターへ行く方だけではない乗り方も忠岡町は認めていらっしゃるよ。どこでも乗ってくださいということ。どこでも乗ってくださいって、土曜日はどこも行けませんということになるということなので、福祉センターに行くバスやということ、福祉センター以外には乗ったらあきませんというんやったら、それは分かりますけれども、どうぞ乗ってくださいということ、全然浜霊園のどこまでね、浜霊園にもバス停あるんですよ。そういったところのやっていると、町民の足になっているということ、やっぱりそこは考えていただきたいのと、社会実験みたいなね、そういった形で何かの資金を活用して、試しにどのぐらいの方が土曜日とか日曜日とか乗られるのかということもね、何かどこかからちょっとそういう費用をね、社会実験でちょっとやってみるということの費用がどこかから引っ張ってこれるんでしたら、そういった形で一度やってみるということも、忠岡町の財政負担にならないようにちょっと調査もすると。まずはどのぐらいの利用者が土・日にあるのかという調査もやっぱりやっていただきたいなと。やったわ、乗らないわではね、やっぱりなかなか忠岡町もしにくいと思いますので、そういうちょっと実験的にやっていただくということもぜひ検討していただいて、前向きに検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

負担が少なくて済み、利便性が向上するのでしたら、それはとてもいいことだと思いますので、また研究等していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

よろしく願いします。

バス停についても、要望があった際に、要望してもなかなかバス停が増えないというところで、高月南のほうからもね、ちょっと増やしてということで、遠くの方のほうに乗られる傾向がありますので、そういう要望のあるところについては、いつまでに言ったら、いつから変える、大体10月が改正の時期かなと私はちょっと今までそういう傾向があったので、なんですけれども、10月にこだわらないで、いつでも改正があるのであれば、また言いますけれども、その随時改正するんですかね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

バス停を増やしたりするとなると、ダイヤが全て変わってきてしまいますので、周知期間等も含めて時期は見させていただきたいところです。ただ、ここに福祉バスのバス停が欲しいというお声がなかなか当課のほうにまだ来てないもので、どういったところに欲しいという要望がございましたら、また教えていただけたらと思います。よろしく願いします。

委員（是枝綾子議員）

分かりました。ありがとうございます。要望があればぜひ検討していただきたいということで、よろしく願いします。

子どもの医療費を。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

子ども医療の年齢引上げについてでございますが、令和2年度の扶助費の対象人数、助成対象人数でございますけども、令和3年の2月末現在で1,848人で、令和2年度の2月末、1年前ですね、が1,967人で、対前年度比としましては119人が少なくなっている状況でございます。

で、それに対する助成件数におきましても、令和2年度が約1万7,500件、令和元年度が約2万4,000件と、前年に比較すると約6,500件減少している状況でございます。助成金額につきましても、令和2年度決算が扶助費におきましては約3,350万、令和元年度決算が約4,550万と、助成金額につきましても昨年と比較しますと約1,200万円減少している状況でございます。

これにつきましては、先ほど財政課長のほうから説明ありましたように、子どもさんが少なくなっているという状況もございますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響が出まして、やはりお子さんの受診控えがかなりあったということで減少したものと推測しているところでございます。ただ、令和3年度におきましては、受診者数も戻ってきている状況であるということがございます。

で、年齢拡充、引上げという部分につきましては、18歳の到達までの拡充のことをおっしゃってくれてはと思うんですけども、本町におきましても、これまで医療費の助成の拡充につきましては、子育て家庭の経済的負担を軽減し、また、子どもの健全な育成と福祉の向上を図る観点から、財政状況が厳しい中におきましても着実に年齢を引き上げてきたところでございます。

医療費の助成の対象年齢の拡充につきましては、やはりちょっと厳しい財政状況から見ると、長期にわたる財源の確保が大きい課題であると思っております。今後も近隣の市町村の動向を注意してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

少子化で子どもの数が減ってきているというところもありますし、午前中も消費税の増税分の社会保障費に充てる分ということで、7,000万円下りているというところで、やはり財源はあるのではないかというふうにも思いますので、子育て支援の柱の1つである子ども医療費助成というのは、子育て世帯にとってはやっぱり必要な制度であると思っておりますので、拡充をぜひしていただきたいということで申し上げておきます。町長にこのことで、子ども医療費助成の年齢引上げについて、町長のご見解をお願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

よく精査して考えてもらいます。

委員（是枝綾子議員）

よろしくお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

保育所の待機児童。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

令和2年度、3年度の保育所等の待機児童の状況でございますが、令和2年4月では0名、令和2年10月で1名、この1名は1歳児でございます。令和3年4月で0名、令和3年10月で2名で、2名とも0歳児でございます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

子どもの少子化ということがあるので、待機児童は以前に比べて少なくなっている。少子化の影響で待機児童というものも以前ほどはたくさんではないという、そういう傾向ですかね。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

そうですね、以前に比べると待機児童は減ってはございます。4月時点では、ここ3年ほど待機児童は出てませんので、年度途中というところで待機児童が出てるといような状況でございます。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

そうですね。年度途中、0歳は年度途中ですし、1歳も産休明けとか育休明けの方ということで、途中からという形もありますけれども、1名とか2名ということなので、何とかならないものだろうかということで、保育士が不足しているというところで待機児童が出ているのか、そもそもの平米数ですね。保育室の平米数で受けれないということになっているのか、どちらでしょうかね。すみません。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

保育士の不足というところでちょっと受けれない状況なんですけども、町としましては、会計年度任用職員等を募集していくというのは年度当初からやっておりますし、あと、正規職員につきましても人事当局のほうにお願いというか、申入れしていきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

副委員長。

委員（是枝綾子議員）

会計年度任用職員ね、募集してもなかなか保育士さんね、保育士不足ということで来てもらえないというところがあるというのは以前から聞いておりますが、正規雇用でしていくというのが安定的であろうかと思えますし、産休とか育休とか、女性の職場ですので出てくるということを見越して、ぜひしていただきたいと。新年度ね、当初はゼロでも年度途中で出てくるということのないようにしていただきたいと思えます。

認定こども園がオープンするのが令和5年ですので、もう1年なんですけれども、できるだけそれを期待して、定数が増えるということですけど、職員は増えるのかどうかというところが問題だと思いますけども、職員が足らなくて受けれないということですので、定数が今度増えるわけですよ、低年齢児のね。ですけど、その職員の確保については大丈夫なんでしょうか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

今、育休のほうで4人の方が育休ということでお休みされてますので、そこら辺が戻ってくれば、一定は大丈夫かと思うんですけども、今現状、どれだけの保育士というのが必要なかというところを精査させていただいているような状況でございます。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

建物はできて、受け入れできますよ、でも職員さんが足りませんということのないように、ぜひ増員というんですかね、保育士さんの増員をぜひしていただきたいということで、よろしく願いいたします。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

委員（是枝綾子議員）

要望していただきたいと思いますので。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

そのように考えてございますので、よろしく願いいたします。

委員（是枝綾子議員）

もう1点あるんですけど。

委員長（河瀬成利議員）

もう1点、どうぞ。是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

これ、ちょっと最後ですが、ページ数で申し上げますと83ページのところの公有財産購入費のところ、児童遊園用地購入費3,399万5,000円。これは西区のふれあい公園の用地の購入費ということで、借地であったところを、ちょっと面積は4割ぐらいに減りましたけれども、確保していただけて本当によかったなというふうに思っております。

しかし、確保していただくまでの方針転換があったりとか、かなりちょっといろいろ住民の方からのやっぱりお声もあったりということもあって、これは前町長のところでの話ということなので、ですけれども、やはり行政の継続性ということで新しい町長にお聞きしたいと思いますが、これ最初、前町長のほうは、もう買わないということで、そういう方針を決められたということなんですが、議会に相談もなく決められたところの、ちょっとスタートの所でぎくしゃくした点があったかと思います。それについては、やっぱり住民の生活、子どもたちの生活に関わる大きな問題でありますので、やはりそこは

議会に相談する機会が5月の役選の臨時議会のおきにも議員は寄ってましたので、そこで相談でもしていただけたらと思ったんですけども、そういったところで方針決定をする際の住民の意向や、議会にも意向を打診していくという、そういうことができなかつたのかなというところがちょっと問題であろうと、問題であったのではないかというふうに思いますが、町長、その点、この問題ですね、西区の公園問題について、その方針決定についての在り方についてはどのようにお考えでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

当時、私も議会人でしたので、ぶっちゃけたところ、びっくりしましたね。担当のほうも鶴の一声でというような形になったんでしょうか、想像してますけども、相手あつてのことですから、相手のほうも当然手放したいというんか契約を切りたいという形になった経緯はご存じだと思いますけれども、その点、近隣住民の方、私も家も近いもので、まあいろいろ、なくなるとなれば、当然反発も出てきますやろうし、いろいろ紆余曲折あつたと思いますけれども、ちょっと今のところ、ここでよく収まったなというのがぶっちゃけた感想です。

今、是枝委員が言ってるように4割という中で、あのままのスペースであつたら良かったかなという反面、またピープルさんのほうがああいう立派な建物を建てたというのも幸いかなと。その中で、今、工事も始まっていますけども、4割程度になったふれあい公園を新しくリニューアルしてですね、近所の子どもさん、また福祉器具も入りますので、その分はリカバリーできるかなあと思っております。

その辺でご理解を得たいというところで済んでいただけるとありがたいんですけど、近所に住んで、えらい狭なつたなとは言われますけども、あのスペースが全て利用できたかなというたらちょっとクエスチョンがありますので、まあいける範囲内で、ちょうどぎりぎりのラインということでご理解願いたいというところですよ。

以上です。

委員（是枝綾子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

是枝副委員長。

委員（是枝綾子議員）

直接担当された課長さんや、前部長さんもお苦労されたと思います、本当にね、よく買い戻せたなと、ここまで来れたなというところがありますので、大変ご苦労であつたなとは思っています。

で、今後の町政運営において、杉原町長において、今後このような多大な影響を与える

ような大きな問題の際については、方針の決定の在り方については、またこの件を参考に教訓にしていただけたらなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

委員長（河瀬成利議員）

杉原町長。

町長（杉原健士町長）

注意して頑張っていきたいと思います。うまいことね、西区の公園の場合は宝くじの助成金等々が出てきましたんで、天から降ってきたというのが、うちの持ち出しも少なくてもリニューアルできるというのは、これも副町長、また府の職員さん方の忠岡に対する思いがあってですね、うまくいきましたので、胸をなでおろしているところです。

以後、これに限らず、注意しながら頑張っていきたいと思っております。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

よろしいですか。

ほかにご質疑ございますか。勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

委託料に関してなんです。この民生費のところで委託料、複数出てきてると思うんですけども、多分委託先が、どこが委託業者というか、委託先になってるか書いてないんですけど、恐らく社協が担っている部分って多いと思うんです。それプラス、社協には補助金が出されてますよね。というところで、実際業務を投げる分に関しては、その分、委託料も支払って、プラス補助金がこれだけの額、3,000万という額が出てるところで、その補助金の価格というところ、算定ですよ、やっぱり住民からすると、これだけの額が出てるのは大きいというのがあるんですね。

で、どうやってというか、算定根拠というか、この数字をどういうふうにしてはじき出しているかという辺りをちょっとお聞きしたいんですけど。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

社会福祉協議会の補助金の算定根拠なんですけども、社協のほうから、まず社会福祉協議会のほうに入ってくる収入をはじき出していただいて、今おっしゃっていただいた町の補助金を含め、その収入の部。あとですね、支出の部ということで、職員の人件費をその法人で必要なものについて補助金として出すということになってますので、単純に入ってくるお金と職員の人件費等ですね、それを引いた額が、この補助金になっているということになります。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

で、その使われ方、人件費も含めてなんですけども、住民さんにしたら、やっぱりその使われ方のところで一定ちょっと分かりにくいという声も聞いたりもします。社協のチラシというんですかね、広報紙では一応ざっくり事業の会計報告というんですかね、みたいなものは出されていますけど、細かい使途というのは出てこないですし、我々も行政側に対しては開示請求できますけど、その先の社協に対しては開示請求をやっぱりできないという部分があるんで、そこら辺の透明性というところで、町側でその補助金の使われ方とか、どのようにチェックされているのかなと思ったんですけど。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

畑中課長。

地域福祉課（畑中孝昭課長）

補助金の使われ方といいますか、町から、おっしゃっていただいた、先ほども言いましたけども、委託してる事業のそれが収入になっている。あと、先ほど申しました支出はほとんど人件費やということになってるので、あと、町から委託してる事業については、きちんとチェックはさせていただいております。あと、人件費のほうについては、人件費の算定の根拠を頂いて、その分で確認はしてるところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

できる限りね、我々住民側のほうでもチェックできる部分についてはチェックしていきたいと思います。

あとですね、74ページの施設管理委託料の部分ですね。福祉センターと老人いこいの家の分です。これは多分、去年度の12月議会でビケンテクノさんに指定管理かになった分と思っていいですか、違いますか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

こちらは2年度の分になるんですが、2年度までは社会福祉協議会が指定管理して下さってましたので、社協の分です。

委員（勝元由佳子議員）

あ、そうか。すみません。はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

社協の後、ビケンテクノさんに引き継がれるんですけどね、12月議会のときにも話が出てた件でお伺いしたいんですけどね、要は建物の1階部分ですよ、福祉センターの1階部分がシルバー人材センターさんの事務所になって、実際に指定管理者で入られるビケンテクノさんの作業場所というか事務所ですよ。事務所スペースがないんじゃないかということで、複数の議員さんからも質問が出てたと思うんです。そのとき、町側の答弁では、新たなスペースを設けるつもりはないということで答弁されてます。で、それは今後も変わらず、やっぱり作業スペースをビケンテクノさん側に提供しないままでいられるのか、そこをちょっとお聞きしたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

ビケンテクノさんとは、指定管理交代の際にいろいろ打合せをする中で、施設の3階の一角にパーテーション等を立てて、事務所スペースのようなものを作る、整備するということが一度お話しがあったんですけども、実際、すみません、2階のスペースで一度区切りをつけて事務所スペースを作るというお話があったんですが、現在、もともとある2階の受付スペースのところで事足りるということになりましたので、今は特別、事務所のスペースを設けていない状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そのスペースが、ちょっと私も見てないんで、どのぐらいの広さか分からないんですけど、別に作業をビケンテクノさんが委託業務というか、指定管理者として業務する上では

支障ない広さは確保できてるんですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね。今のところ毎月事業報告とかいろいろ来られてる中で、細かな話もさせていただくんですが、特に不便であるといった相談は受けてませんので、今のところ大丈夫なのかなと存じております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。もし今後ね、支障が出るとかいうことがあれば協議してやっていただけたらと思います。

もう1点ね、その施設管理の部分ですけど、同じく12月議会のときに、じゃあその福祉センターを社協とシルバー人材センターが事務所で入ってる、使ってるというところでね、町の行政財産を使ってるというところで、使用料をちゃんと取ってるんかとか、手続をちゃんとどうしてんねんと。何か今まで間借りしてるから、そのまま間借りしてるんじゃないかというところを質問させていただいたんですけど、そこを何か今後は行政財産の目的外使用の許可を出して、使用料を免除、減免しますということで答弁いただいているんですけど、今、そこはどうされてるんでしょうかね。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、目的外使用でお部屋の借用を出していただいております、その分でお部屋は継続して使っていただいております。使用料に関しても免除ということで、議会の答弁のときと変わりなくしております。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

それはシルバーさんも同じくですか。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

あとですね、その両施設ですね、福祉センターもですけど、住民の要望、ニーズに合わせてね、要は開設日というか開館日が、条例どおりとか平日だけであったりとか、やっぱり住民ニーズに合っていない。もうちょっと開館日とか時間を拡充してほしいという声が出てたと思うんです。そこら辺、条例に規定してるからそのとおりでいくんすというお答えやったと思うんですけど、そこは今後ね、住民のニーズに合わせてというか、より開館時間とか開館日、曜日とかを増やしていくとか変えていくとかいうことは、条例改正も含めてですけど、考えておられるのかどうか、お聞きしたいんですけど。

高齢介護課（武藤優子課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

武藤課長。

高齢介護課（武藤優子課長）

そうですね、条例に明記されてるところもありまして、それに準じてやっておるところです。また、開館時間ですとか開館日を変えていくとなると、また人件費等、いろいろ指定管理料等もかさんでいきますので、今のところは考えていないところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そこは契約があると思うんで、勝手に町のほうでできないと思いますけど、住民のためにやってる施設ではあるんで、そこは協議できる範囲で対応できるのであれば、指定管理

者のほうとも話をしていただいて、できるだけ対応は町のほうも考えていただけたらと思います。

あとですね、児童福祉費、82ページになるんです。決算書にはちょっと上がってないんですけどね、82ページの児童福祉費、目が児童福祉費で、節が負担金の分になるんですけど、今まで和泉保健所管内の集団給食研究会に入っておられて、その分、負担金を上げられてたんですけどね、これは認定こども園のほうの栄養士さんというんですかね、が代わりに入るとか、そこら辺は把握、町はされてるんでしょうかね。消えてるから、多分町のほうで支払う必要がなくなったから負担金がなくなってるんやろうなと私は受け止めてるんですけど。分かりますか。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

和泉保健所管内の集団の給食研究会のほうなんですけども、こちらのほうは、前年度、コロナがありましたんで、それで研究会のほうはなかったということで、負担金がゼロというところで、今回上げてないというような状況でございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

分かりました。じゃあ、この研究会に入っておられるのは、もうずっと入っておられるんですよ。

教育みらい課（石栗健史課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

石栗課長。

教育みらい課（石栗健史課長）

はい、そのとおりでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

ここの研究会って、多分栄養士さんとかが入られて参加されてると思うんですけど、やっぱり集団給食というんですか、大量調理するところというのは食中毒のリスクが高いんですね。それで、こういう保健所管内で栄養士さんたちが集まって、その衛生管理面とかの勉強会とか、そういう研修も含めてやっていただいているんで、そこは今後もコロナで活動をどうされているのか、ちょっと私も今存じ上げませんが、やっぱり給食で食中毒が起きたというのは結構大きい問題になりますので、継続してやっていただけたらと思います。

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

続けて、83ページの児童公園の、西区の公園がなくなると云々という問題ですね。先ほどもちょっと是枝委員のほうからお話がありましたけれども、ここのところですね。やっぱりあの去年のなくなりますという話が出てきたときは、結構議会全体、それから地元の住民さんも署名活動されて大きい問題にもなりましたし、突然降って湧いたというか、起こった話で、ただ経過を聞いてみれば、いきなり突然降って湧いた話でもなく、防ごうと思えば防げた状態だったんじゃないかというところは議会でも言わせてもらったところですけども、やっぱりそれまでの契約内容も含めてですけども、やっぱり財産管理というところを怠っていたと住民から言われても仕方ないんじゃないかなというところがあるんですけども、今振り返ってみてね、そこのところ、きちんと契約内容をチェックできていなかったというところですね。そこら辺、振り返ってどう思われているとか評価されてますでしょうか。

健康こども課（谷野彰俊課長）

委員長。

委員長（河瀬成利議員）

谷野課長。

健康こども課（谷野彰俊課長）

この児童遊園の西区のふれあい公園の件につきましては、令和2年度に変わって早々、4月の22日に地主さんのほうから売却を検討しているというお話をいただく中で、何とか町に購入してほしいというふうなお答えであり、住宅会社ともう協議も進めている中で回答を急がれていたところでございます。

毎年、1年契約で賃貸借契約をしておりますが、その条文の中に返還等で必要となる場合におきましては、6か月前に相手方に申し出るということで、今回、申出が出て、返還になるまでの間というのが6か月の10月というところでございますので、議会の、先ほど是枝委員が言われたように、急いでたというところがございますので、6月議会に返

還に向けての補正案件を上げさせていただいたところでございます。本来であれば、もう少し時間的に余裕があれば、いろいろ購入に向けて全庁的に対応しましたけども、なかなか全部にわたって買うとなってくると、起債の方法であるとか、補助金を利用できないかとか、その分につきましても検討はしましたけども、何せ半年で返さないといけないという中におきましては、なかなか全体的に返却するというそのときの方針でないと対応できないような状況になったというところがございますので、本来、契約書の中身的なことを言いますと、もう少し大きな施設というところもございますので、返却に当たりましての申出の期間というところは、もう少し長いスパンで契約内容を精査する要があったのではないかというふうな形は感じているところでございます。

委員（勝元由佳子議員）

はい。

委員長（河瀬成利議員）

勝元委員。

委員（勝元由佳子議員）

そうですね。恐らくあの契約書内容、議会にご報告というか、お話を頂いた時点で見せていただきましたけれども、普通に見て、そんな更地で、地主の求めがあったら更地にして半年以内で返さなあかんって、やっぱり町の公園になってしまってるものをそんなふうに戻すなんて無理なことは、普通に契約書を見たら分かるんで、そこはもっと早くに気づいていただきたかったというところがあります。それは今後に活かしていただけたらと思います。

以上です。

委員長（河瀬成利議員）

質疑ございませんか。

議長（和田善臣議員）

ちょっとよろしいか。

委員長（河瀬成利議員）

議長。

議長（和田善臣議員）

先ほど、勝元さんのあれにかぶるんですけどね、あの総合福祉センター、やっぱり。

委員長（河瀬成利議員）

マイク、入れてくれますか。

議長（和田善臣議員）

管理するのにね、やはり専門の部屋が要ると思います。で、今すぐとは言いませんけれども、中長期というか、5年ぐらいの間にね、専門の部屋をつくってあげてほしい。というのは、街かどデイハウスというのがありましたよね、はなみずき、あそこがなくなっ

て、文化的な活動をしたいという人が、行き場がなくなってるんですわ。で、そんなことも含めて、この福祉センターでそういった活動もしていただきたい。そういう思いがありましてね、それをしようと思ったら、やっぱり専門の事務所がなかったらね、名簿なんかを置くところがないし、そういったことで中長期的に考えていただきたい、そのように思いますので、よろしくをお願いします。

委員長（河瀬成利議員）

答弁よろしいですか。

議長（和田善臣議員）

答弁はいいです。

委員長（河瀬成利議員）

それでは、ご質疑はございませんか。

（な し）

委員長（河瀬成利議員）

ないようですので、質疑を終結いたします。

6時になりましたので、ちょっとお諮りいたします。

議事の都合により、本日の委員会をとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（河瀬成利議員）

異議なしと認め、延会することに決定いたしました。

なお、明日10時より再開いたします。明日は衛生費から始めますので、よろしくお願いいたします。

委員または理事者の皆さん、大変お疲れさまでございました。本日はこれで延会いたします。どうもご苦労さまでした。

（「午後6時00分」延会）